

平成23年知立市議会12月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成23年12月15日（木） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

杉山 千春	稲垣 達雄	高木 千恵子	池田 滋彦
永田 起也	石川 信生	高橋 憲二	三浦 康司

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	清水 清久	協 働 推 進 課 長	山口 義勝
企 画 政 策 課 長	加古 和市	総 務 部 長	林 勝則
総 務 課 長	今井 尚	安 心 安 全 課 長	杉山 月男
税 務 課 長	小笠原忠利	会 計 管 理 者	蟹江 芳和
監査委員事務局長	山本 英利	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	野村 清貴	教 育 庶 務 課 長	石川 典枝
学 校 教 育 課 長	宇野 成佳	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	水嶋 広
文 化 課 長	寺田 和彦		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第54号	知立市一般職の任期付職員の採用に関する条例	原案可決
議案第55号	知立市税条例の一部を改正する条例	〃
議案第56号	平成24年度における固定資産税等の納期の特例に関する条例	〃
議案第62号	平成23年度知立市一般会計補正予算（第4号）	〃
議案第65号	平成23年度知立市土地取得特別会計補正予算（第1号）	〃
陳情第25号	入札制度の改善についての陳情	採 択
陳情第28号	社会保障の施策拡充についての陳情書	不 採 択
陳情第29号	国に消費税に関する意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第40号	「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情書	採 択
陳情第42号	東日本大震災発生の日に全官庁施設に半旗掲揚を求める意見書の提出を求める陳情書	不 採 択
陳情第43号	自衛隊等の大震災救助活動に対して感謝の決議を要望する陳情書	〃

午前10時00分開会

○池田滋彦委員長

おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開催します。

本委員会に付託されました案件は11件、すなわち議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第62号、議案第65号、陳情第25号、陳情第28号、陳情第29号、陳情第40号、陳情第42号、陳情第43号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第25号、陳情第28号及び陳情第29号、陳情第40号、陳情第42号及び陳情第43号につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の案件が終了した後に行いますので、御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方はお名前をお呼びしましたら、正面の説明席についていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は、1件につき5分で、複数の件数の場合は、まとめて10分程度といたします。

説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員の方は、委員長が指名しましたらその場で立って行ってください。

それでは、陳情第25号、提出者の中根さん、説明席にお座りください。

中根さん、陳情第25号の趣旨説明をお願いいたします。

○中根鉦一氏

皆さん、おはようございます。

知立建設業協会を代表して、中根鉦一でございますが、趣旨を説明させていただきます。

日ごろ、議員の方々には、知立市の繁栄のため

に大変御努力をいただいております、まずもって厚く御礼を申し上げます。

私ども建設業界は、コンクリートから人へというタイトルのもとに公共事業の縮減が行われて、本年の3月11日の東北の大震災によりまして、現状を見られたそれぞれの犠牲者の皆さん方が方向を、やっぱり人を守っていくことが大事だと、防災へやはり力を入れていこうというような方向へ転換を図られまして、若干、公共投資への国の方針が当初と変わってまいってはおりますが、現実、経済のほうも円高等によりまして停滞をしております中、公共事業の縮減という中で非常に厳しい環境に立たされております。

そうした中で、私どもは今回、市のほうへ3点お願いをさせていただきました。その1点は、入札参加資格の見直しをお願いしたいと。2点目は、入札参加基準の設計金額及び条件の見直しをお願いしたいと。3点目は、総合評価方式の入札件数の増大という3点を、陳情書をもってお願いさせていただきます。

第1点につきましては、市のほうが行ってみえることは私は当然だと思っておるわけなんです、この周辺都市は各市内業者を優先ということで、行政の壁が非常に高くなっております。そうしたことで市内本店業者、準市内業者、それから管内業者、いろいろ分けられておりますが、市内業者を優先していただきたいということでお願いしておるわけでございますが、現実に当局のほうからは、市の行政を進めていくのに参加業者が少ないということで、刈谷市内の業者の皆さん等、お願いをして今日までまいっております。そうしたことから、市内業者を優先とした方向を打ち出していただくことを今後も考えていただきたいと。

特に、先ほど申し上げましたように、建設業界におかれた現在の環境は非常に厳しい中で、隣接市町村が、町村はない、市でございますが、全部市内業者を優先にして今日まいっておられます。そうしたことを特に知立市は業者数が足りないというような観点から、いろいろ対応をせられておるようでございますが、市内の業者を優先すると

いうことをもう一度原点から見直していただいて、市のいろんな公共事業、またそれに伴うことに参画させていただいて、貢献とともに市のために、また我々業者のために努めていかれるように御指導いただければ大変ありがたいと思っております。

それから、2点目でございますが、これも1点目と同じ要素を持っておりますが、参加資格で、現在設計金額が一定金額のもの以上の参加ということが決められておりますが、なるべく他市からの、市外からの業者の参画につきましては、設計金額を上げていただいて、なるべく地元の業者がより参加の機会を多くしていただけるように御配慮いただきたいと。

それから、3点目でございますが、総合評価方式を現在、市では年間1件考慮して発注されておりますが、現在、県でも76%を目標にしておられますが、市もこの参加方式をさらに多くしていただきまして、地元業者に少しでもこうして参加できるように、同時にこの総合評価というのは仕事の内容、また、常日ごろの業者の活動、地域にどれだけ貢献しておるか、どれだけいい仕事ができただか、そうしたことを含めての総合評価でございますので、こうしたことをさらに取り入れていただくことによって地元業者がよりよい仕事、また、よりよい地域の貢献を図っていけるように、それぞれ努力せられることによって参加の機会が得られるということで、総合評価方式を取り入れて件数を多くしていただきたいということをお願いする次第でございます。

以上、3点お願いを申し上げて、知立市の少しでも公共事業に参加するとともに、申し上げたように、いい仕事をして市民に喜ばれるように、また、あわせて地域に少しでもいろんな形で貢献できるような業者としてそれぞれ発展を図りたいと願っております。どうぞ議員の方々のお力をいただきまして、そうしたことが少しでも推進できるようにいろいろ御支援賜れば大変ありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いを申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○池田滋彦委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

ないようですので、質問なしと認めます。これで陳情第25号の趣旨説明を終わります。

中根さん、傍聴席へお願いします。

次に、陳情第28号から陳情第29号までの提出者代理の小栗さん、説明席へお座りください。

小栗さん、陳情第28号から陳情第29号までの趣旨説明をお願いします。

○小栗章雄氏

ただいま紹介いただきました小栗章雄と申します。

陳情者の愛知自治体キャラバン実行委員会を代表して趣旨説明させていただきます。

私の職業は、この団体の構成する愛知県民主医療機関連合会という医療団体の事務職員であります。

日ごろから自治体キャラバンに、議会に御協力いただいたことや、本日の陳述の機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。

私どもの実行委員会は1980年に開始をいたしまして、ことしで32年目となります。開始した1980年当時は、当時の鈴木善幸内閣が臨調行革という名前の社会保障の削減が始まった年でした。私どもは県内すべての自治体を訪問し、医療と福祉、介護などの拡充と、県や国への意見書提出を求める取り組みで、例えば医療費では、6歳未満までの医療費助成制度は、2003年当時は県内の自治体の47%の実施でしたが、現在は100%が実施されております。あと、中学卒業までの医療費助成については、2003年当時で1%であったものが、現在は51%実施されております。福祉給付金の現物給付自動払いについては、同じく13%だったものが現在は51%ということで、県の制度改善に大きな影響がありましたし、他方、妊産婦健診の助成

回数の拡大や、国民健康保険の高額療養費受領委任払いでは、2003年当時でそれぞれ11%と14%でしたが、現在100%で、これは国の制度に大きな影響を与えました。一方で、自治体も私どもが始めた当時は87自治体あったんですが、現在、御存じのとおり54自治体というふうにさま変わりしております。

最初のこの社会保障の施策拡充についての陳情ですが、現在、2025年に向けて、2025年というのは団塊世代が後期高齢者となり、日本の高齢化率がピークを迎えるというので、最近の新聞報道にあるように、医療だとか福祉だとか介護、年金など、全般的な社会保障全体が改悪されようとしています。

1998年ごろからは不安定雇用の増大と景気悪化などによって所得が下がり続けて、これはどこの自治体の住民の方も同じだと思うんですが、所得がどんどん下がって行って、派遣切りやリストラも行われ、そうした結果、貧困層が急激にふえる、そういう中で生活不安や生活破綻、家族崩壊が増加し、自殺や介護殺人、子供の虐待など、悲惨な状況が後を絶たないということになっております。

こうした中で、陳情項目の1番、自治体の基本的なあり方というところですが、こういう中で徴税について、債権、愛知県地方税滞納整理機構についての問題ですが、徴税は自治体の責務でありまして、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでいただきたいという要件であります。特に悪質と私どもが思うのは、払えるだけの収入が客観的にあるような所得階層を除いて、金額や滞納期間のみで機構送りとししないでいただきたいというふうに思います。税滞納の解決は、住民の実情をよくつかんで相談に乗っていただきたい、地方税法第15条の適用を初め、分納、減免などで対応していただきたいと思います。

知立市からこの自治体キャラバンで前もってアンケートをして回答いただいたところによると、徴税技術の向上を目的にということでしたが、こういう機構をつくってしまったから、一定の金額や一定の基準でどんどん送ってしまうと生活を困

難にするばかりだというふうに思います。全国の私が聞いた事例では、零細な葬祭業者の1台しかない霊柩車を差し押さえられたとか、そんなような事例もあるように伺っております。

それから、請願項目の2番、地震などに対応できる福祉、防災のまちづくりについてであります。この中で特に3番の小・中学校などの耐震化の促進、食料、水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化を図ってくださいと。

それから、4番の避難所のバリアフリー化を進めてくださいということで、一部知立市におかれましてはバリアフリーになっていない箇所もあるということですので、関係機関と調整をとりながらバリアフリー化に取り組んでいただきたいと思っております。

それから、同じく5番目の、集団での生活が困難な高齢者、障がい者、特別な介護を含む援助が必要な方のための福祉避難所というのを整備していただきたいと。この前の東日本大震災でも弱者が避難所には避難をしたけども、そこで状態が悪くて亡くなってしまったという、失われなくても済んだ命が幾つもあったということを知っております。愛知県の統計を、平成22年4月現在でしたが、県発表資料を見ますと、知立市には福祉避難所はゼロと。今の現在の瞬間はわかりませんが、その当時はそうになっておりましたので、ぜひ拡充をお願いしたいというふうに思います。

それから、大きな3番の子育て支援、就学援助につきまして、この中で特に知立市では民生委員の証明を必要とするということになっておりますが、民生委員の証明を必要とする自治体はかなり、今、13自治体という私どもの調査ではなっております。少しでも申請しやすくする配慮が必要だと思いますので、この要項は外していただければというふうに思います。

それから、その2番ですが、義務教育は無償の立場から、学校給食は無料にいただきたいということになっておりまして、これも多くの自治体で、材料費については父母負担を求めるというふうに今学校教育法に決まっておるということで

したが、よくよく読んでみますと、文科省の昭和29年9月28日付の文部次官通達では、経費の負担についての考え方というのがございまして、もめないために経費の負担の場合を交通整理上、こういう学校給食法で定めたんだけど、趣旨は無料にしてもいいんだというところを酌んでほしいという文部次官通達が今でも生きておるようで、文科省のホームページに出てきます。こうしたところから、今の低所得の中で子育てをされてみえる家族を救うためにもぜひお願いしたいと。

御存じのとおり、無償化にしている自治体も大分ふえてきました。兵庫県相生市、山口県和木町、北海道三笠市、愛知県でも大口町は半額助成をするだとか、大治町が1人150円補助ということで、これは法律に違反するというものではございませんので、ぜひ前向きに検討していただきたいと。

それから、次の陳情項目の、消費税に関する意見書の提出を求めるといものですが、これは簡単に済ませますが、消費税については、低所得や弱者、それから今回の震災の被災者についても負担を強いるものであるし、前回3%から5%に消費税が引き上がったときに、翌年自殺者が急増して、それ以降、自殺者3万人を超えるという状態がずっと続いております。このことから言うと、またもう一度引き上げると、また一層自殺者がふえるのではないかと。その当時ふえたのは、経済的な困難を伴う自殺者が急増したと言われておりますので、証拠があるわけではありませんが、こういうことが起こってくるだろうと思います。ですので、ぜひ国に対して消費税の引き上げを行わないでくださいという陳情をぜひ御討議、採択いただければよいお願いいたします。

以上です。

○池田滋彦委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質問なしと認めます。これで陳情第28号から陳情第29号までの趣旨説明を終わります。

小栗さん、傍聴席へお戻りください。

次に、陳情第40号、提出者の石原さん、説明席にお座りください。

それでは石原さん、陳情第40号の趣旨説明をお願いします。

○石原悟氏

石原悟と申します。八橋在住でございます。八橋生まれでございます。

去年、還暦になりまして退職しまして、今、シルバーで週一、二回仕事をしておる者でございます。

そして、今回陳情しました緊急事態基本法制定に向けて、本議会から要求、制定に向けての意見書を提出していただきたく陳情いたしました。

その理由としまして、今回の3月11日の大震災がございました。そういうときにおいて、緊急事態、普通の国であれば非常事態宣言を発令して、警察、自衛隊、また消防など、一貫した統合した指令をもって政府がコントロールすべきであるにもかかわらず、事故の発表などを東電に任せていたような、それで右往左往するような状態にあったということもありますし、そして、また有事の際、突然北朝鮮からミサイルが飛んでくるとか、中共の攻撃があるとか、そういう戦時態勢に対して、いかに我が国を守るかという、そういう思想がなく、そして法整備がされていないということが問題であって、こういう2点において早くこの緊急事態基本法を制定すべきだということであり

ます。既に平成16年5月において、民主党、自民党、公明、3党が緊急事態基本法制定に向けての合意がなされているわけでありまして、しかし、その後、何ら進展がなされていないということにおいて、早くこのようなときに制定すべきだということでございます。

特に今、中国の問題が大きく展開されております。領海を侵犯し、また領空を侵犯し、そしてまた日本の近海を常に監視しているような状態。ま

た、ロシアにおいても、震災のときにおいても日本全島を周回するような、そういうことをしております。北方領土の問題もあります。竹島の問題もあります。そして尖閣諸島の問題。日本の国土に対して本当に我が国が守っていけるのかということ、緊急事態が起きた場合、すぐ行動できるかということが問題であります。

そもそも今の日本国憲法は1946年に制定されました。しかし、そのときは前年の45年の8月15日から52年までの7年間、アメリカによるマッカーサーによる占領下においてつくられた憲法であります。今、イラクにおいても9年間、アメリカの占領のもとに進んできましたけれども、その中において、本当の自由の自国民における政治体系を整えるとか、憲法をつくるとか、そういう活動は抑えられてきたはずであります。ゆえに、我々のこの日本国憲法は、そういう内容を見てもみすと、自国の国を防衛する守りという、そういう文言がないわけでございます。アメリカ軍によって守られる状況であるがゆえに、平時の法律しかなされておられません。軍事力を持つことのできない、軍隊を持っていないこの国でございます。

自衛隊の予備隊、警察予備隊というのが朝鮮戦争が始まった1950年につくられました。そして54年に、52年に独立した後、アメリカ軍が撤収した後に自衛隊が発足したわけでございます。それにもかかわらず自衛隊は軍ではないと。外国の平和的な思想によって、それを信頼して我が国は生きていく、軍備を持たないというような情けない国でございます。中立国家であるスイスにしても自国民に皆銃を持たせております。完璧な自衛力を持った国でございます。自衛権を持たない、自衛軍力を持たないような国は世界にはありません。

ですから、私自身の息子も自衛官でございます。私は知立と安城市の自衛隊父兄会の会長もしておりますけれども、本当に国防ということを思いますときに情けない国でございます。ですから、この平和憲法とか言っているこの国で理想はいいですけれども、実際に今攻撃されたときには、敵国に対してすぐ攻撃し返せるような、そういう法整

備になっておりません。また、アメリカ軍が攻撃されているときにただ見ているというような状況でございます。率先して友軍、同盟軍、日米安保条約を本当に機能させるような内容にはなっておらないのでございます。

そしてまた、この憲法の改正においてもなかなかできないような状態でございます。ですから、本当に根本的に我々の今の憲法はいかなる環境でつくられた憲法であるかということ、まず皆さん、勉強していただきたいと思えます。

本当に明治憲法は明治22年に制定されたものでございます。22年間の研究のもとに海外の欧米の、諸外国の憲法を研究した後につくられた憲法でございます。ところが、今の憲法は占領された1年後につくられたものでございます。たった1年でございます。それで国を守る愛国心というその教育もなく、また家族条項、家族をいかに守って、家族がいかに国家の基準である、基盤である、重要なものであるという条項も入っておりません。どこの諸外国でも入っている内容でございます。

○池田滋彦委員長

済みません。簡潔にお願いします。

○石原悟氏

言いたいことはいっぱいあるわけでございますけれども、特に私自身、このように政治に関しては40年間、国際勝共連合という政治団体の会員にもなっております。その以前は学生運動をやっております、佐藤を倒せという民青同盟にも半年間入っております、そういう活動もしていましたが、その共産主義者から完全に転換して、反共の政治団体に入っております。本当に今、この日本は、日本、韓国、アメリカとの同盟関係をつくって、本当に中共に対する対抗の措置をつくらなければいけないと思っております。

よって、ここにおいて緊急事態基本法を早急に制定するように、本議会よりの意見書の提出をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○池田滋彦委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで陳情第40号の趣旨説明を終わります。

石原さん、傍聴席へお戻りください。

ここで、委員にお諮りいたします。

次に、陳情第42号から陳情第43号までの提出者の杉田さんがまだお見えになっておりません。これの取り扱いにつきまして、いかがいたしましょうか。委員長としては、もし連絡がつくのであれば審議の途中で説明をいただいてもと思いますが、いかがでしょうか。

○石川委員

この時間にお見えにならないということは、趣旨説明をする必要がないと思われまますので、途中で趣旨説明を許す必要はありません。

○池田滋彦委員長

ほかに御意見がありましたら。

○三浦委員

同意見であります。

○池田滋彦委員長

それでは、意見が出ました。このまま議案審議に移りたいと思いますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

ありがとうございます。

これで陳情の趣旨説明を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時37分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第54号 知立市一般職の任期付職員の採用に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

この知立市一般職の任期つき職員の採用に関する条例について質問させていただきます。

この条例は、学芸員の採用ということを先般お聞きしましたけれども、先日の広報ちりゅうに入っております中に、任用系別の職員数ということで任期つき職員というようなことが載っております。このホームページとか広報に載っておりますものと、この今回できる条例というのはどんなふうな形で関連していくのでしょうか。

○総務課長

ただいまそのような形で載っておるものにつきましては、地方公務員の育児休業に関する法律というようなところのものでございますので、この任期つき採用と、今回条例で提出している任期つき職員というのは、言葉上は一緒なんですけど、法律自体が違いますので、まだ採用とかそういったものはこの条例のことについてはしておりません。上のほうの法律が違うというような形でございますので、今回条例の制定をしているものにつきましては、地方公共団体の一般職の任期つき職員の採用に関する法律というような形で基づいたものでございまして、今まであるのは地方公務員の育児休業法に関する法律というような形で基づいたものでございますので、双方、任期つき職員というような形になっておりますが、違うというような形で御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○高木委員

今は違うということなんですけれども、この任期つき職員の採用という、この条例ができた場合には保育園の先生等もこれに関連するののか、全く別物ということなんでしょうか。

○総務課長

保育園については、育児休業というような形になりますので、条例が制定されてもこの条例とは一切違うというような形で考えていただければいいと思います。

○高木委員

他市、近くの日進市におきますと、育児休業に

伴う任期つき職員に関する規則というようなものがありまして、その際、ここの中にも載っておりませんが、採用に対してどのように採用するのか、試験方式、採用方法という言葉が載っておりません。この任期つき職員に関しましては、ちょっと特殊な才能がなきゃいけないんですね。これに関して、採用基準というか、採用方法というのはここに触れられていませんけれども、具体的にはどのような方法をとられるとなっておりますか。

○総務課長

条例の3条につきましては、選考というような形になります。条例の4条につきましては、法律のほうで競争試験、または選考というような形になっております。本会議のほうでも説明したと思えますけど、今回、うちのほうが採用していきたいというのは3条の1号のところ採用したいというような形で考えております。選考というような形で考えております。

○高木委員

それで考えておりますと言うけれども、この条例の中にはそういう文言というのは細かく載っているまちもあるんですね。あるといっても、私も一生懸命調べたんですけども、長野県の上田市とか、秋田市、千葉県佐倉市、埼玉・和光市などには条例の中に採用試験がありますというようなことが書かれておりますけれども、知立市の条例の中にはそういうことは書かれないということでしょうか。

○総務課長

選考だろうが競争試験でも、一応試験等はいたします。選考というのは作文とか、面接とか、実績とかそういったものを含めるというような形で、まだどこまでのことを選考というような形で、当市が求める専門的な知識を、経験を有するものというような形で採っていききたいというふうに思っておりますので、どのような形になるかというのはまだちょっとそこまで決めておりませんが、ただ、あなた、いいですよというわけで決まるものではございませんので、一応選考も試験の一つ

だということと考えていただければ結構だと思います。

以上です。

○高木委員

それと同時にですけども、給与についてもこの中では書かれていないように思いますけれども、こういうものには、条例なんかには書いてあるまちもありますので、それは諏訪市、高知市、藤沢市などには任期つき職員の採用に関する条例の中に給与ということも入っておりますけども、その辺の具体性というのはどんなふうになっておりますでしょうか。

○総務課長

今回の任期つき職員につきましては、一般職というような形を準ずるとするような形で考えております。この地方公務員の一般職の任期つき職員の採用に関する法律では、特定の任期つき職員、一般的な任期つき職員、それから法律でいう4条任期職員とか、任期つき短期勤務職員というような形で分かれておりますが、今回、うちのほうが条例化したものについては、一般の任期つき職員、それから、法律でいう4条の任期つき職員というような形で、その中で全部をうちのほうが条例化したわけではございませんので、例を申しますと、特定ということになりますと、高度な専門的知識を有するというような形になりますので、こういった方というのは弁護士だとか、それからお医者さんだとか、そういったものに該当してくるというような形になりますので、一般職の給料表ではというような形になると思います。ただ、今回のものについては一般職で十分対応できるというような形になっておりますので、わざわざ載せておりません。

以上でございます。

○高木委員

地方公共団体の一般職の任期つき職員の採用に関する法律というものと、本当に今、知立市がつくられたものは酷似しておりますが、これを見ればここから抜粋されて、そこには確かに採用の方法とか、給与に関することは載っておりません

れども、やはり私たち市民が見てわかりやすい条例にするというのなら、そういうところも変えていただいたまちもあるということをちょっと考慮していただいて、もしも載せれるものなら載せていただいたほうが私はいいのかなというふうに。他市が、載せてあるまちはどうしてそれを載せたのかなという、やはりわかりやすいというようなことが、具体的ということが出てきたのかもわかりませんので、よろしく願いたいと思います。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

任期つき職員の採用について、なぜこの時期にこの条例案が出るのかということで、本会議でもかなり本質をついた議論がされたと思いますし、今は高木委員から選考の方法、給与等についても議論がありました。

私、この条例の最大の問題点は、本来ならば常勤の職員で任務を果たすべきところを、常勤職を採用していなかったために、非常勤嘱託員という身分で仕事をしていただいていた。ところが、それは4分の3を超える勤務時間を課すことができないということから、市史編さん業務において重大な滞りと支障が目に見えているというところから一時的、あるいは極めて特異的に任期つき職員を採用する条例を提案されているというところ、ここに最大の問題があると思うんですね。これは、つまり職員の採用計画というのは一体どうだったのか。あるいは、今後職員の採用計画について、この件をどのように教訓にして事態を対応していくのかという一連の採用計画にも重大な影響を及ぼす内容だというふうに思うわけですね。

私の意見ばかり申し上げておってもなんですが、一つ具体的に聞きたいのは、今回は5年間に限って任期つき職員を採用したいと。その業務は市史編さん業務だという答弁がありました。しかし、市史編さん業務は5年間では終了せずに平成30年まで業務がある、あるいはそれを超えるかもしれないということになりますと、この任期つき職員

は5年間任務を果たされたとしても、5年の段階で市史編さんが終わらないということになるわけですが、この矛盾をどのように解決されるんですか。

○総務課長

当市のほうとして、そういうような任期つき職員を採用するというような形でございますが、専門的な知識を、経験を有し、余人をもってかえがたい人材を採用する場合に選考というよう形になっておりますので、5年過ぎてもその方がどうしても市史を編さんする上で必要であるということになれば、一応5年で区切っていただきまして、またさらに6年目というのは選考というよう形をもちまして、新しく採用するよう形になるかと思えます。

以上でございます。

○高橋委員

本会議ではこの5年のほう、5年と3年がありまして、特に高度な技術、識見を持ってみえる方は5年でいこうじゃないかと、そうでない一般的な専門的なものについては3年でいこうじゃないかと、2本立てになっておるんですね。今回の市史編さんに該当するのは、特に高度な知識や技能を持ってみえる方ということで5年でいくと。

それで、さっき触れられたんですが、地方公共団体の一般職の任期つき職員の採用に関する法律ではどんなことがあっても5年までだよと、こう書いてあるわけですよ。5年の間は本会議では1年ごとの契約更新で、御本人から辞退の申し出がない限り継続していくんだと。これは本人の事情を配慮した上での本人優先規定だと。したがって、首を切るようなことはしないよと、頑張ってもらんだよと。5年たったと、法は5年間を限度としているので、そこで任期つき職員が任期が切れますね。今の答弁ですと、もう一回仕切り直しで、場合によっては同じ人が任用される場合もあり得るという答弁に聞こえるんですが、どうですか。

○総務課長

必要があれば、今のそのとおりでございます。

○高橋委員

私、これ、非常に矛盾に満ちた、正規職員で本来採用しておけば、学芸員を正規職員で採用しておけばこの矛盾はなかったんですが、人事の都合で正規で採用しなかった。したがって、今日こういう矛盾が来ておるんだね。5年で仕事が終わらない場合には、再度任用する、場合によっては選考の結果同じ人になる可能性もあると。これは、任期つき職員のなぜ5年にしているかということについて、総務課長、これを多投して、連続で更新していくことをこの法律は予定していないんですよ。つまりそれをやると、常勤職員に置きかえが進みますよ、5年間ずつ。これは特別特殊な能力があるというふうに認定しさえすれば、どんどんこの任期つき職員が乱用される。特に高度なものでもなくともまあまあ専門的なものであれば3年のサイクルで置きかえていく。つまり、常勤職員をこの任期つきに置きかえていくツールになるんですね、この法律が。そうしてはならんというのが私の意見だし、この法律の前提だと思うんですが、どういうふうに解釈されますか。

○総務課長

この辺につきましては、まず経過と申しますのは、団体交渉の中で組合のほうから5時間45分をたくさん、正規職員と一緒に働かせてほしいと、そういうような組合の団体交渉の中でありまして、そのときに文化課とうちのほうで協議しまして、文化課のほうもそういうようなことであるというような形をもちましたので、3回目の団体交渉でこういうような任期つきの職員というのは採用制度があるんだけど、条例化すればできるというような形で、どうだというように組合と話をしました。それで一応、書面協定というのは結んでいただいたんですけど、ただし、書面協定の中にはそういったことがうたっておりませんが、当面市史編さんと限り、拡大する場合のときにつきましては、組合と協議を行いたいというような形をうちのほうで、団体交渉の中でしておりますので、うちのほうも当面拡大するようなことは考えておりません。もし拡大するところがあれば、また組合のほうと協議をして拡大していきたいとい

うふうに考えております。

以上でございます。

○高橋委員

これは、現状から出発すると、今、担当課長が言われたような現実的矛盾の中で何とかクリアしようじゃないかという議論に発展していくんですよ。私も現実を踏まえた上でこの議案については対応しようと思っておりますが、常勤職員で本来対応すべきところを非常勤職員でやってきて、その矛盾が市史編さんのこの日程とその高度さ、難解さ、あるいは業務量との関係で4分の3、つまり週30時間の労働体系ではできないということからして、今回この措置がとられた。本当に緊急避難的なやむを得ない措置で、本来はこの種のを任期つき職員で採用するのはいかなものかというふうに私は理解しているんですね。したがって、私、副市長、これは市史編さんが終わったらこの条例は閉じていただきたい。市史編さん業務という今特異な実態で採用しようということですが、これが終わったらこの条例は閉じていただきたいと思うんですが、どうですか。

○清水副市長

今回の条例を提案させていただいたいきさつというのは、現状を踏まえたそういう中身でございました。

今後、どうするかということですが、この条例の運用につきましては、本会議でも申し上げましたが、御質問者の御指摘のように、これをフル活用して、これでいろんな人員配置を考えていくんだということは考えておりません。本来はきちっとした、いわゆる正規職員という形で採用して、それぞれの業務の量、必要性をそれぞれ原課からのヒアリング等々を通じてそういう採用計画を立てていくということでございますので、この条例を多用してどんどんやっていくんだということではございません。限定的に現実の今の状況を解消するというのが第一でございます。

ただ、今後、例えばほかのいろんな例もございますけれども、例えば電算システム、こういったものを一定期間の間に構築しようとか、いろんな

いわゆる専門的なそういう形の職員が必要というような場合も今後、本当はないのかどうかということも少し検証しながらいく必要もあるのかな。それは、繰り返しになりますけども、この条例があるからこれをすぐに運用してそれでいけばいいという考え方ではなくて、一定の期間、例えば3年とか5年、特に電算システムなんかの関係ですと3年とか5年というようなケースは、間々あるわけですけども、そういったところを委託で頼るのか、こういった形で対応するのか、そういった検討も今後必要ではないのかなという現時点、今、思っておりますので、今のお話の中でいけば、市史編さんもこの5年で終了する見込みにはなっておりません。ややそれよりも延長するという見込みもあるわけでございます。そういったことでは、これを多用することは決してないわけでございますけども、そういったほかの業務でそういうものがある場合には、それはいわゆる検証する一つの課題かなというふうには考えております。

○高橋委員

結局、この条例が存在する限り、短期の任期つき職員を採用する条例的根拠が生きるわけですよ。そして、私は本当にだれが見ても当たり前のような、本当に短い期間、特殊な業務で使わなきゃいかん場合が出れば、それはそのときにまた条例をつくらなければならないというふうに思うんですよ。つまり、常勤職を非常勤に置きかえて、しかも非常勤でうまくいかなから任期つきにしていくと。こういう何と言いますか、働いておる人たちをみじん切りにしてそれぞれの人へ振り分けていくような、そういう採用計画と申しますか、職員の配置の考え方について私は異を唱えたいわけですよ。

しかも、当然のことながら学芸員という資格が多分必要になろうと思うんですよ。ちょっと私聞きたいけど、現在、学芸員というのは何名みえるんですか、市の正規職員で。

○総務課長

済みません、ちょっと資料を持っておりません。

○高橋委員

生涯学習課長、スポーツ課長、どうですか。文化課長というんですか、今。あなたのところにみえるでしょう。

○文化課長

今、文化振興係に1名学芸員がおります。それは、私は確認しております。あとは嘱託員というような形になりますので。

○高橋委員

だから、正規で何名、嘱託で何名みえるんですか、学芸員は。

○文化課長

文化課では正規で、今私が知る限りではその文化振興係1名、嘱託員で2名です。

○高橋委員

いや、私の知る限りって、それしかみえないんですよ。その学芸員は、今どういう業務をやってみるかということ、主に発掘、試掘。つまり荒新切遺跡の話を私はしましたが、この知立にはたくさんさんの遺跡があつて、非常に貴重な遺跡であちこちにあつて、これはもう他市に誇れる知立の文化の殿堂を物語る、そういうところを主に手がけてみえる学芸員が1人みえると私は理解しています。本来ならばもう一人、試掘、発掘、埋蔵品ではなくて、もう少し別な意味での、知立には五十三次の長い歴史と文化の殿堂があります。文化財もたくさんありますから、そういうところを担当する学芸員が常駐的にみえて当然だと私は理解しておりますよ。

だから、私は本会議でちょっと首切坂の話をしましたが、首切坂は文化財ではない。しかし、当時、平安時代から続いた荘園、重原荘ですね、これがやがて城になり、その城の今川勢とのやりとり、そして若君を何とか救おうとした当時の逸話が西中に首切坂に残っている。しかし、そのものは文化財でないで知りませんみたいな話を本会議でされました。こういうことでもいいのかということですよ、文化財に対するスタンスが。

一方では、市史編さんをやりたいということで、実計メニコンでいろんな意見が出た。たくさんのお金も使って市史編さんをやりたい、これは結構

だけど、一方では、まちの中にある逸話や史跡や昔話や、そういうものが放置されている。それを手がける体制もない。こういう中身で市史編さんだけ完璧にやろうとされるわけだから、そこには当然市民の目線から見て、そんなに金を使っているのかという批判の声が起こる。そういう土俵を市教委自身がおつくりになっておるじゃないかと。私は、結果的にそんな印象を持つんですね。もうちょっと日常的に文化財や歴史的な遺産をきちっと管理されて、これが子供たちの生きた教材として、首切坂を通じて重原城を勉強する、首切坂を通じて知立のこの戦国史を勉強する、こういう子供たちがふえてきて私もいいと。またそういう教材にすべきだと、こういうふうに思うんですね。

そういう面からいきますと、発掘用の学芸員をお一人は、これは結構ですが、もう一人、本来なら常勤の学芸員を置かれて知立の文化、生涯学習都市宣言をされているのだとしたら、そういう文化を掘り起こすスタッフをきちっと置いて位置づけをするというのが本来、私はあるべき姿ではないのかということへ結局この話はくすがついていくんですよ。結局そこへ戻るんですよ。それをお茶を濁すように嘱託員で薄給で、経費節減も大事なんですが、やってきたそのツケが、そういう言い方は正しくないかもしれませんが、今回、任期つき職員で5年間、しかも5年で仕事が終わらないから、5年以上は予定していないこの地方公共団体の一般の任期つき職員の採用の5年以上は予定していないにもかかわらず、さらに延伸びなきやいかんというような実態になっている。私は、この点について少し当局の考え方を聞きたい。どうなんでしょうか。学芸員と知立の市史と文化の薫りをどのようにこの行政に生かしていくのかという点で、今回、任期つき職員の条例案なんですが、その基本的な考え方をちょっとお示いただけますか。

○清水副市長

まず、今回の学芸員の設置からの関連で申し上げますと、今もいろいろ知立の昔話のお話もございましたけれども、決してそういうものをおろそか

にして知立市史編さんに集中をするということではなくて、知立市史の編さんにかかわるいろんな調査研究、そういうものの中で今、御質問者がおっしゃるようなそういう昔話、そういったものも注目をされるし、発掘をされてくるんだろうというふうに考えておりますので、市史編さんというのは、そういう意味ではもっとトータルの、いわゆる知立の古代から近代にかけてのいろんなものの資料、現実を調査研究して、それをまとめていくということのそういう作業だというふうに私は考えております。

今後のそういう学芸員の問題でございますけども、当然、そういう今、市史編さんを通じていろんな調査研究がされておりますので、そういったものが整理され、1冊の本として刊行されるということは、一つの作業ですのであるわけですが、そういった資料が将来にわたってやはり市民の皆さんやいろんな研究者の皆さんにしっかりと活用されると、そういう環境を整えるということも大事なことだと思いますので、そういったところでは、やはりそういう専門的な知識を持ったいわゆる学芸員ですとか、方が必要だろうというふうには思っておりますので、それは将来の今後の職員の配置計画の中で考えていかなくはいけない課題だというふうに思っております。

それともう一つは、その学芸員という方も、私はもう余り詳しくはあれですけれども、例えばそういう発掘、古代のことをよく研究されている学芸員はそれにはよく精通をされておられますけども、じゃ、その方が近代のことにどうだとか、いろんな文学的な問題についてどうだとか、いろんな学芸員も、一口に学芸員と言っても非常に幅の広い方たちだろうというふうに思いますので、その辺は知立市のそういう歴史民族資料館の中でどういう方が最適なのかということも今後の課題として検討する必要があるだろうというふうに思っております。

それから、もう一点、知立の、これは教育委員会の所管になるのかもしれませんが、例えば今の市史編さんを通じて調査研究がいろいろされ

ているわけですが、その中で、例えば市内の神社、仏閣にあるいろんな仏像ですとかいろんなそういう彫刻、そういった美術品を全件調査されるというようなお話も聞いておりますけども、そういった調査を通じてそれぞれのそういう作品が文化的価値がどのぐらいあるのかとか、そういったこともそれぞれの今の編集委員ですとか、そういった専門家の方をお願いをしておりますので、そういったところで新たな知立市のそういう文化財でありますとか、将来の文化振興というようなことの一つのヒントがそういう作業の中で明らかになってくるのではないかなというふうに私は思っておりますし、期待もさせていただいているというところでございます。

○池田滋彦委員長

ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○文化課長

先ほど私が学芸員2名ということでお話をさせていただきましたけれども、市史編さんに関しましては2名でございますが、文化振興係にて資料館の展示をしております。特に企画展、特別展などのそういった展示関係を主に担当しております嘱託学芸員というのがもう一名おりますので、文化課では3名の学芸員になります。訂正させていただきます。

○高橋委員

私は市史編さんを、副市長、否定しているんじゃないんですよね。大いにやってもらわなきゃいかんし、市史編さんを通じて新しい文化財の位置づけや発掘や、あるいはさらに調査を進めていただくことを否定しているわけじゃない。しかし、日常的にある知立の文化財についても、今の体制で、ちょっと修正されたんですが、体制でいいのかという問題提起なんです。今回たまたま市史編さんをやるということで1名学芸員をふやされ

ましたがね、嘱託の。学芸員2名で、嘱託2名で何とかやれるんじゃないかと。ところがぎゅっちゃん、そうはいかんかったということで今回こうなっておるわけで、だから私は、その体制をやっばり今回こういう形で生み出された任期つき職員という形で充実される、これはやむを得ない措置なんだけども、これを契機に、もう一度文化の推進をやっていただく人的スタッフについてしっかり見直すことが必要ではないかということを申し上げたいんです。

それで、この条例が一般的なツールとして正規職員の置きかえに使われるべきではないということは本会議でも申し上げましたし、そういう答弁をいただいておりますが、例えば今回でも5年以内というのは、これは学芸員市史編さんなんだけれども、(2)に3年以内というのがあるでしょう。これは現在想定されていないわけですから、今度の条例からは本来なら(2)は削除されてもいいじゃないですか。市史編さんだけの条例だとすれば(2)は削除して、3年の期限つき労働、これについては削除されたほうがその点ではシンプルでわかりやすいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○総務課長

その辺につきましては、当初うちのほうが考えていたことについては広く一般に学芸員をやっばり募集したらどうだと。そういうような形で選考ではなくて、一般でしたときには、条例でいう4条というような形になりますので、そういうような形でというようなことを思っております。3条と4条というような形で条例は上げさせていただきました。まだその時点につきましては、しっかりそういったことについてはどちらでいこうかというのが決まっておりましたので、当初4条というような形で一定の期間に終了を見込まれる業務ということはいこうかというような考えもございましたけど、市史の期間が長いということで、初めからそれじゃ5年でいこうか、専門的な知識を持った人というような形に変えました。

以上でございます。

○高橋委員

この地方公務員の任期つき任用については、法律第3条の3項で人事委員会（公平委員会）を置く団体においては承認を得なければならないという規定があるんですが、これはどういうふうに解釈されているのでしょうか。

○総務課長

たしか、済みません、覚えて申しわけないんですけど、読みかえ規定がございまして、このことについては、当市については該当しないというように考えております。

以上です。

○高橋委員

地方公務員法の公平委員の規定、つまり第8条の規定の中に当市のいう公平委員というのは紛争解決のための事務、調停の行為を行うということが書かれているわけで、こういう種類の任務を持っていないと、こういう解釈ですか。だとすると、法第3条3項の括弧書きの公平委員会というのはどういう自治体に置かれている公平委員会なんですか。当市には該当しないということですね。

○総務課長

大変申しわけないです。そこまでは調べておきませんので、確認したところ該当ないというように形でございますので、後で一回調べて、しっかりした根拠を申し上げたいと思っております。

○高橋委員

つまり、法律が任期つき採用をやる場合には人事委員会の意見を聞けというふうに言っておるの、意見を聞いて承認を得なさいと言っておるわけ。知立は人事委員会を置いていませんから、しかも公平委員会がその任に当たっていないということで、それはパスできるという解釈なんだけども、つまり名古屋市のように一定の都市にあっては人事委員会がありますから、人事委員会の承認を得なさいと書いてあるわけです、この任期つき職員を採用する場合には。つまり、それぐらいイレギュラーな採用だという認識を持ってもらわないかんということですよ。課長、いいですか。それぐ

らいイレギュラーな採用なんだと、任期つき職員の採用というのは、簡単に置きかえるツールにしてはいかんよということを改めて法律は第3条3項で戒めているというふうに私は思うんですが、どういう御意見ですか。

○総務課長

先ほども答弁したとおりに、組合との団体交渉の中で当面は市史編さんと限り拡大する場合のときについては組合と協議をして拡大していきたいと、そういうふうに思っておりますので、今のところ、うちのほうもこの条例をもって拡大するというようなことはございません。もし拡大する場合のときがありましたら、組合のほうときちんと協議をさせていただくというふうな考えを持っております。

○高橋委員

いやいや、組合レベルの話をしているわけではありません、私はね。職員の任用という地方公務員法の原点を踏まえ、その上で任期つき職員を採用するという手続が法律的に整っていることは認めますが、労働組合がどういう意向かは私はきっちり掌握しておりませんが、私として任期つき採用職員の拡大については問題ありと。それは、本来正職員で対応すべき内容であるというふうに強く思っているの、そのツールには絶対しないということについて、市長、一度あなたの見解を聞かせてもらえませんか。

○林市長

今回は人事についてのことでありますが、最小のコストで最上の市民サービスを提供していくためにどうすればいいかということを常に考えているわけでありまして、法の範囲内でやっていく、人事採用についても法の許す範囲でやらせていただく、そんなことでありますが、さらに人事のことでもありますから、幾ら適法であってもやはり組合の皆様方の御意向も大事であるわけでありまして、相談をしながら進めていく、これからもそうしたスタンスでやらせていただきたいと思います。

○高橋委員

明言されませんでした。私が今度の条例を通

じて申し上げている点はしっかり腹に入れて対応していただく、例外中の例外措置として市史編さんの任期つき職員を例外中の例外として対応するというふうに改めて強く申し入れておきたいと思えます。

この人の、先ほど出た給料なんですが、職員の一般職の例によるということですので期末手当、退職手当、それぞれ支払われるというふうに理解するんですが、前歴を換算して読みかえていくわけですか。そのあたりちょっと技術的になります、お答えください。

○総務課長

まだ先行でというような形になるかと思えますけど、私どもが採用したいというような嘱託員の方を例にとってみますと、まず初任給のほうで1の5というようなところから出発いたしまして、学歴、大学卒でございますので、これが16、4年間でございますので、この加算がございます。あと、経験者の年数の加算というのが、この方の前歴に学校の教師もやっておられまして、それが経験年数ということで36というような形で、1の41というような形で、今のところまだ決済もっておりますが、そういうような形で思っております。加算をしていきたいと思っております。

○高橋委員

だから、給料手当、期末手当、退職金、全部対象になりますねということをお聞きしております。

○総務課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

任期つき職員の場合には、人事院勧告が対象にならないというくだりが若干あるんですが、人勧はもちろん、一般職の例によりますから、人勧は条例改正によって任期つき職員にも対応されると、こういう理解でいいですか。

○総務課長

そのとおりでございます。

○高橋委員

ぜひ選任については十分慎重に、なおかつ地方公務員法第1条、地方公共団体の行政の民主的か

つ能率的な運用、運営並びに事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治体の本旨の実現に資することを目的とする。これは地方公務員法の第1条の全体の奉仕者の概念ですので、ぜひこの概念をしっかりと具体化するという視点から、任期つき職員の対応について、先ほど申し上げた点を十分踏まえた上で措置していただきたい。副市長に再度、答弁を求めます。

○清水副市長

今、御質問者もおっしゃるとおりでございます。地方公務員法の第1条の規定、こういったものをしっかりと私どもも前提に今後の適正な人事配置も含めた人事行政を進めてまいりたいと考えております。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第54号について、挙手により採決します。議案第54号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第54号 知立市一般職の任期付職員の採用に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第55号 知立市税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

今回、市税条例の改正によりまして、市内のNPOの団体に寄附をした場合、市民税の還付、つまり減額措置ができると、控除ができると、こういう趣旨の条例提案であります。そして、どうい

う団体をこのNPOの団体として認定するかというところで3団体、今回提案をされております。直接この団体の仕事や役割を詳細に聞くことは的確ではないと思いますが、真ん中にあるGreen Trustについて、もし御承知であれば御紹介ください。

○税務課長

Green Trustにつきまして報告させていただきます。

住所、設立、代表者氏名等につきましてはお配りしております資料のとおりでございます。定款に記載された目的ということで、これも市民参加による道路、公園、公共施設等の遵守活動を通し、市民の公共施設に対する自発的な保全意識を啓蒙し、地域コミュニティを構築することを目的とするということが記されております。それによりまして、それとあと、市内における主な活動ということでうちのほうに報告をいただいておりますけれども、一応報告いただいた内容につきましては、まず道路標識、カーブミラーの設置状況の調査報告ということで、去年、平成22年度におきましては7月1日に市内の道路等のカーブミラーの設置状況の調査をされております。それとまた、市の都市計画課と協議を行いまして、市内公園117カ所の巡回、巡視業務、報告等をしていただいております。これも平成22年の7月1日に市内の公園を目的にやっただいております。各コースごとで6チームに分かれて調査のほうをしていただいて、報告のほうをいただいております。

それと最後に、空き缶等の散乱防止推進のPRとしまして、平成22年の4月と平成23年の1月に市内遵守的なものをやっただいております。そういった報告を受けております。

○高橋委員

市内には、今回御提案の3団体以外にもNPO法人は幾つかあるわけですが、今回3団体が上がっているんですが、上がる資格要件というのはあるんですか。

○税務課長

今回上げさせていただいた認定要件としまして

は、地方税法の314条の7の第3項の規定によりまして適切と認められるときに条例のほうに載せさせていただいて市の指定のNPO法人と認めさせていただくというふうになっておりますので、その中で要件といたしましては、要綱のほうを出させていただきましたが、要綱のほうでも二つ上げさせていただいております。市内に事務所または事業所を有し、市民の福祉の増進を目的として市内で活動し、かつ今後も引き続き市内で活動を行う予定であることが確認できるNPO法人であるときと、それともう一つは、特定非営利活動推進法第44条第1項、または同法第58条1項の規定による認定または仮認定を受けたNPO法人ではないときというふうにこれに該当しており、申請がありましたときに確認させていただきまして、先ほどの後段の二つに該当するものと認められましたものですから、今回、条例のほうで出させていただいたということでございます。

○高橋委員

要綱があるんですか、これ。対象のNPO法人の資格要件について、要綱が挟まっておるんですか、どこかに。条例の新旧対照表はありますが、今おっしゃったようなことは書いていないんですが、どこにあるんですか。

○税務課長

前回の委員会のときに要綱をつくって認定していくということでしたので、要綱をつくらせていただきまして、資料のほうを提出させていただいております。

○高橋委員

12月1日提出というやつですか、A4、1枚の。届け出団体、これは資格要件ではないですね、団体の性格や活動内容を言ってみるので。要綱というのは出してもらったんですか。私が承知してないだけですか。

○税務課長

要綱につきましては10月19日、代表者会のほうに報告させていただいて、15部提出させていただいたと思っております。

○高橋委員

既に出してあるよということでしょうか。タイムリーに出してもらおうとなおよかったと思うんですが、わかりました。

それで、先ほどこちよっとおっしゃったかもしれませんが、県のNPO法人の認証を受けている団体の場合は所得税の控除になりますよね。県の認定を受けている場合には、この市の認定からは外れるということですか、さっきそんなようなことをおっしゃったんですか。どうなるんですか、これ。

○税務課長

県のほうの認定を受けておきますと、自動的に国のほうと県と市のほうの税金の控除がされますので、自動的に外されるということになります。

○高橋委員

そうすると、この3団体のうち、ある団体が県の認証をその後受けられた場合には条例改正をするといことですかね。どうなるんですか。

○税務課長

ただ認証NPO法人になるために、新しいNPO法人の八つの条件が整っていないと認定NPO法人にならないわけですけども、最後のテストがありましたですね、1人3,000円以上が100人いなきゃいけないと。そここのところをこの市のほうの条例に載せることによってクリアできますので、それをクリアした条件であとの七つをクリアしておる団体については県のほうに申請ができるわけです。それで申請して認定を受けることができますけども、認定になったからといって市の方の条例を外してしまうと、そのクリアされている部分がなくなってしまうので、うちのほうとしましては、単に認定になっただけでそのまますのほうとしては条例改正せず、そのまま残していきたいというふうに考えております。

○高橋委員

いや、私の頭脳じゃよくわからなかったんですが、これは県の認証を受ければ、いろんな条件がありますよ。3,000円以上の寄附をする人が100人以上ですか、こういうことも具備したNPO法人であれば県の認証を受けられると、八つほど要件

があるようですが、そうすれば寄付行為について所得税、住民税の控除ができると、現在でもそれはやっているわけですね。条例がなくてもやっているわけでしょう。

今回、三つのNPO法人がここで条例に載りましたが、これは県の認証を受けていないということは前提で、県の認証を受けていないからこの団体は所得税の控除の対象にはならんけれども、知立市の市税の控除対象にはなりますよという条例でしょう、これ。この団体が、いやいや、おれは所得税もやってもらいたいんだということで頑張つて、その8条件を具備されるようになれば、県の認証を申請すればいいわけでしょう。そうすると県は、よろしゅうございますといって県の認証のNPO法人になったという場合には、知立市の条例にその名をとどめておく必要はなくなりますよね。その段階で、削除の条例改正が必要ではないということを開いておるんです。

○税務課長

申しわけございませんでした。団体のほうは、うちのほうのサポートテストを条例に載せることによって免除して認定を受けるのではなくて、全部をクリアして認定されるのであれば、された時点でうちのほうに取り下げの申請を出していただきまして、条例のほうから削除させていただくというふうに考えております。

○高橋委員

だから、削除するということを言ってくださればいいんだわ。行政のあなたの仕事の手続を一生懸命言われるから、私はあなたの仕事の手続がよくわからんから、だから県の認証を受けられれば削除すると、条例から。つまり三つのうちで県の条例を受けたいという団体があるんですよ、この中にね。だから、こういう場合には条例から削除ということの手続をとるといことになるといことですかね。違うんですか。

○税務課長

1団体、うちのほうのこの条例によって指定のNPO法人になりまして、来年度、県のほうの認定NPO法人の申請をしたいという団体が1団体

あります。ただし、その団体は、先ほど言いましたサポートテスト、3,000円が100人というところのクリアができておりませんので、それをクリアするために市の方の条例にのっとればそこを免除という形で申請ができるわけですので、その団体につきましては、そのまま市の条例のほうに載せていきたいと。また、それもクリアできて認定NPO法人になれるのであれば取り下げをしていただいて、条例のほうを削除させていただきたいというふうに考えております。

○高橋委員

よくわかりました。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号について、挙手により採決します。

議案第55号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第55号 知立市税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第56号 平成24年度における固定資産税等の納期の特例に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○石川委員

この議案第56号は、3年に1回の通常でいいます評価替えの年に当たるので、市税の納期を1カ月ずらすということなんです、ちょっと基本的なことなんです、固定資産税というのは、大体普通の一般市民の方々、たくさん持っておられる方とはまたちょっと違うかもわかりませんが、一

般の方々というのは去年と変わらない、ほぼ一緒だと思えば、余り何も中身も見ずに大体納付をされるというような性格があるかなと思います。私自身もそういうようなところもありますけども、大変変化があれば、これはどうしてかなということになるんですが、もともと固定資産税というものを、これは市民の方からも聞かれることがあるんですが、何をもとにして決めているんだねと。一物四価とか何とかそういうのありますよね、四つぐらい税があるわけですよ、公示価格とか、それから路線価とか、そういうのがありますので、その中で何を基準にして決めるのかなと、そこら辺についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○税務課長

固定資産税につきましては、基本的に土地と建物が課税対象になってくるわけです。それと、あともう一つ、償却資産がありますけども、一般の方に関係してくるのは土地と建物がほとんどのものだと思いますけども、土地に関しましては、相続税等でもよく新聞等で発表されております路線価、この路線価を出させていただいて、その路線価に面する土地につきまして、間口ですとか奥行きですとか整形、形ですね、そういったものに補正率をつけておまして、その大きさによって補正率をかけさせていただいて、全体の評価額を出させていただいているというのが実情です。ただ、評価額と実際の課税対象額とはちょっとずれがありますので、昔は評価額に対しまして、平成7年以降、評価額の出し方が変わりましたものですから、評価額と実際の課税標準額との乖離がありました。それを若干ずつ近づけさせていただいているのが現状でございます。

建物のほうにつきましては、新築で建てられた時点で調査をさせていただきまして、使っている部材等を点数化しまして、それを積算させていただきまして、総評価額を出させていただいております。それにつきまして、3年ごとに再度その建物を建てたときにどれくらいのものになるんだと建物の評価額を再度出しまして、それに経過年数を勘案しまして、それでその評価後の評価額を出

させていただいておるのが実情でございます。

以上でございます。

○石川委員

ということは、土地につきましては路線価をもとにしているんですか。新聞等に発表されますね、どこの地区がどれだけ、知立の場合を見ると、そう何カ所もありませんけども、いつも一定の決まったところが出ていまして、ああ、上がったとか、知立の場合はほとんど下がらない、最近のところを見ていると変わらないかなと思いますが、この路線価に対していろいろな修正というか、調整をしながら決定されるということで、その年その年、それじゃ、これで3年たって、たまたまえらい急激に落ちたときに対してはその調整をしていくということがありましたですね。一遍に上げちゃうと大変なことだから、上がっちゃった土地については少しずつ下げていくと、こういうあれがございましたけども、ほぼ変わらなければそのままですね。

もう一つ、それではっきりと決まった定義というのはないんですね。路線価の何%とか、そういうものはないんですか。

○税務課長

それぞれの土地につきまして出させていたいただいておりますので、単に路線価に対して何%というものはないです。ただ、路線価も今は全部鑑定士にお願いしまして、市内大体170ポイントぐらいの鑑定をしていただきまして、それに基づいて市内の大体市街化につきましては、全部の路線につきまして路線価は路線の単価を出していただいております。それと同時に、その路線価と隣接市とのバランスも見えていただきまして、最終的に市の路線価を決めております。それで決めますと、その土地1筆ごとの接する道路の路線価に対しまして、間口がどれくらいだとか奥行きだとか、形によって補正係数がありますので、それは国で決めてあるものですが、それを掛けさせていただいて、路線価の単価に修正をかけていくという形になります。

○石川委員

わかりましたけれども、その路線価というのは発表がちょっと遅いんですかね。公示価格というのは1月1日か何かを基準にして公示をされるんじゃないですか。路線価というのはもうちょっと後かなと思うんですが、そんなことはないですか。

○税務課長

新聞等で発表されている路線価というのは、国のほうの相続税ですとか、公示価格の土地の単価だとか、そういったのが出ておりまして、知立市の路線価というものは新聞等では載っておりません。

○石川委員

その評価はそういうふうに決められるというんですが、これ、3年ごとに結局納期が1カ月おくれるということですが、作業はいつごろから開始され、どんなスケジュールでやっていくんですか、いつも。

○税務課長

評価替えにつきましては、前年、今年度から来年度に向けて準備のほうはさせていただいております。ですから、鑑定につきましては、早くして平成22年度から準備を始めて、平成22年度一部鑑定を行っております。それで平成23年度、今年度もその修正につきましての鑑定等を行っております。それによりまして、鑑定士を交えて会議を行いまして、知立市の路線価を決めているという状況です。ですから、評価替えにつきましては、基本的には2年がかりでの作業という形になっております。

○石川委員

2年ぐらいかかって、それは大変な数だから、それはかかると思いますけども、その作業がいつもどおりの納期には間に合わんですか。1カ月おくらさないで。

○税務課長

実際に通常のと通りの時期で納付書を出そうとしますと、若干やっぱり発送はちょっと今の状況ですとできないというのが現状でございます。

○石川委員

通常のときでもそうなのですが、大体納付書が来るのがもう4月の十五、六日、月末まで半月しかない。それは皆さん御存じで、4月末に払わないかんだろうかと、こう思っているから払うのでありますけども、えらい不親切ですよ、言ってみれば。半月で払いなさいと来るわけですから、こんなあれなことはないと思いますね。ほかの一般的な商取引においたって、請求書だって大体1カ月ぐらい前に来て、それから何日締め切りで払いますよというような感じなのに、直接ぱっと。こんな半月ぐらいですぐ払いなさいということに関して、それで当たり前のように今行われていますけど、当たり前のように思われます。

○税務課長

御指摘のとおりだと思いますけども、うちのほうとしましては、来年は評価替えですけども、その次の年からはなるべくそれを、もうちょっと早めに発送のほうをさせていただきたいと思っております。今、努力して15日ではなくて、それから5日程度は早めて発送できるようになるのではないかなというふうに思っております。ただ、評価替えにつきましては1カ月おくらせていただいておりますけども、やっぱり5月の頭ぐらいの発送になると思います。ただ、評価の通知もさせていただきますので、その評価通知も、評価の縦覧は4月1日から始まるんですけども、評価の縦覧の資料の送付のほうは、各市民の方に郵送できるのはやっぱり4月の半ばごろになってしまうのかなと。そうしますと、やっぱり納付書の発送も5月の頭ぐらいの発送が何とか一番早くでそれぐらいになるのかなというふうに考えております。

○石川委員

評価とかいろんなことでやるのに時間がかかるということはわかるんですけど、これは3年に1回あることだし、それから通常のときは通常のように多少の微調整なりでやっていかれることだと思うんですけど、やはり納付する側にしてみると、それは、一応予定されておる善良な市民のほうはいですけど、突然とかそうなると、これだけの額を払わないかんのかということがあるわけですよ。

そんなちょっとの期間ですぐ払いなさいと、こういうふうになりますと。だから、これはできるだけ早く、もっと前へ行かないのか、少なからずとも1カ月ぐらい前には納付書が来るというような努力はできないかということですが、どうですか。

○税務課長

先ほども言いましたけども、よく努力して5日とか1週間早くなればいかなというぐらいで、次回からはそういった形で納付書は発送させていただきたいというふうに考えております。

○石川委員

いやいや、それはそれでいいですよ。5日ぐらい早くなりますよというんだけど、その基本的なもの、何が障害があるんですか。ちょっと早くからスタートするとか、何かやればそこにたどり着きませんか。もう習慣的にそれで当たり前だというふうで仕事をされているんじゃないですか。

○税務課長

今は4月1日からの縦覧もありますので、縦覧期間が4月1日から4月20日まで、もしくは最初の納期までということになりますので、昔は納期の1カ月前に縦覧というのがあったんです。ですから3月に縦覧がありましたので、その縦覧をやって、次に納付書の発送ということがあるんですけども、今はそうではなくて、4月1日というふうに固定されちゃっていますので、縦覧の準備で4月1日にはちょっと明細書が送れませんので、努力しまして4月の若干10日か15日、評価替えじゃない年においても明細書と納付書が同じ時期ぐらいに発送という形しか今のところ、それ以上早くということにはちょっとできませんので。

○石川委員

もう縦覧の規定というのはもうあれでしょう。これは国で決められているやつが4月1日でしょう。ということで、それよりも早くやるわけにはいかない。3月という時期があったということは、これはどういう経緯か、それから法律が変わったということですかね、私、わからないですけども。3月のときからやるわけにはいかんわけですか。

○税務課長

今、縦覧自体が4月1日からというふうで法律で決められておりますので、縦覧を3月に持っていくということではできないということでございます。

○石川委員

わかりました。

縦覧期間というのは、これは評価替えのときだけでしたか、ずっと毎年ですか。評価替えのときだけじゃないの。それやったら、ほかの年度のときに縦覧がそうやってあるんだったら、やっぱり納期はそれから後にならんとできないですよ。

○税務課長

縦覧は毎年やっております。ただ、縦覧に関して、資料は、3年間は基本的には据え置きというのがありますので、変わる部分が少ないです。修正も少ないということで、何とか頑張ってやらせていただいておりますけれども、評価替えのときはすべての路線価とか全部を変えちゃいますので、その分ちょっと業務的に通年と同じようなふうでのスケジュールではやっていけないということでございまして、1カ月おくらせていただいているのが実情でございます。

○石川委員

いろいろそういうあれがあるかもわかりませんが、3年ごとに第1期の納期が遅くなるというのは、これは通例だと言っちゃえばそれでそのままなんですけど、全部合わせるということを考えることはないですか。それじゃ、通常のときにも5月の納期にしたらいじゃないかと。そうすると何か困られますか。

○税務課長

高浜市が昔から第1期を1カ月おくらせてやっております。ただ、高浜市の場合は業務的に間に合わないということで、通年の場合も5月末が納期という形でやってみえると思います。ただ、それ以外の市におきましては、すべて一応、最初法律で決まっております納期というのが4月末と決められておりますので、それまでに納付書を発送して納期が来るような形で努力させていただいているというのが実情でございます。

○石川委員

そうやって何でもかというのと、やっぱり入れ入れになっているわけですよね。そりゃ、何も思わずに、私冒頭に言いましたけど、市民の方が去年と変わらなきゃそうだなと思って大体払いますから、その納期的なことは余り関心がないかもわからないんですが、実は非常に、一般の会社経営をやっている方だったら1カ月延ばされたらえらいことですよ。多額の金額が入金がおくれるんですから。そのために3年ごとに変えたこの年月、来年、平成24年ですね。お金がやっぱり1カ月ずれるんですから、予算が執行されるなんておくれる可能性はあるわけでしょう、お金はないんだから。そういうことに対してどうです。ちょっと副市長、どうですか。

○清水副市長

市としては、できるだけ決められたといいますか、早く納税をしていただければ市としての運用ということになるわけですが、今の逆のことを御指摘をいただいているわけですが、いずれにいたしましても、この納期というのは法で定められた中で市としてやらせていただいている。先ほどの、今回、1カ月ずらさせていただくことにさせていただきますわけですが、いずれにしても全体の全部を見直していくということでございますので、特に税の場合は、もちろん迅速ということも必要な要素でございますけれども、正確ということも、これもまたさらにその優先をするという重要なこととございますので、そういった正確性と迅速性、そういったものを加味して今努力をさせていただいているということで御理解いただければありがたいと、このように考えております。

○池田滋彦委員長

ここで、午後1時まで休憩します。

休憩 午後0時00分

再開 午後0時56分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

午前中の任期つき職員の条例の件でございます。報告をさせていただきます。

任期つき採用に関する法律第3条第3項に人事委員会（公平委員会を含む）を置く地方公共団体においては、任期を定めた採用を行う場合には人事委員会の承認を得なければならないというように形で午前中質問があったと思います。当市の公平委員会につきましては、人口15万人未満の市町村でございますので、公平委員会をそれぞれ条例で置かなければならないということで置いております。

公平委員会の権限の特例でございます。

公平委員会を置く地方公共団体は、条例で定めるところにより職員の競争試験及び選考並びにこれに関する事務を行うこととすることができるというふうになっております。当市では、条例で定めておりませんので、公平委員会の権限ではありません。

以上でございます。報告をさせていただきました。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

じゃ、もう少し午前中に引き続きましてお願いします。

もう一つ、これは素朴な質問なんです、市民の方からも聞かれることがあるんですが、納期が通常の場合は4月1日から4月30日になってますね。その次が7月ですね。たしか7月1日から。その後は12月へ飛んでいますね。それから、その後2月と。この納期というのは、均等なあれじゃなくて、何でこうイレギュラーになっているんですか、何か根拠はあるんですか。

○税務課長

固定資産税につきましては、地税法の362条で固定資産税の納期は4月、7月、12月及び2月中において当該市町村の条例で定めることと定められておりますので、それをちょっと変えることはできないということです。

○石川委員

確かに定めてあるんですよ。何でそんなイレギュラーに定めてあるのかということをお尋ねしているんです。もうずっと4回で払うんだから、当然12カ月を4で割れば3カ月ごとに一遍払うというのは、それは通常の考え方じゃないですか。何でイレギュラーになっているのかということなんですよね。何か特別な理由があるんでしょうか。

○税務課長

ちょっと私も考えたことがないので、どうしてかと言われると、内容的なものは承知しておりません。

○石川委員

だれも御存じないでしょうか、ほかの方。そうやって非常に素朴な質問があるんですよ。これは私らも当然答えられないです、何でかなど。そんな12月なんていうお金の要るときにしてもらわなくてもなというような話もあるし、これは条例で決まっているからそれを執行する、それは当然のことなんですけど、それのもとになるのは何かということですね。そして、これでいけば、4月になれば当然3カ月ですか、期間をどういうふうに設定されてやれるのか、その公示期間と合わせて4月からスタートしてくれば、とにかく12カ月ですかね。これはどうしてかなということがおわかりにならない。部長もわかりません。

○総務部長

ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、やはり税ということであります。市県民税、固定資産税、国民健康保険税、おのおの税があるわけでして、市県民税では6月、8月、10月、1月と、こういった振り分けになっております。いずれにしても、市民税と固定資産税ではスタートがちょっと違いますが、やはりそういった税総体を考えて重なる部分は避けて月々のばらばらを考えたものだろうというふうには私は理解しておりましたが、確たるものではありませんので、お答えになるかどうかわかりません。

以上でございます。

○石川委員

それはわからなくてもいいんですけどね。単純

にそういうふう考えたときに、何でかなということも思う方もあるのではないかなと思います。

それで、冒頭にも言いましたけど、税金が来れば払うなというような人がほとんどです。そういういろいろと重箱の底をつつようなことはやらない、自分の税額が非常に前年に比べたら違うというときは、これは何でかなという思いは必ずすると思いますけど。それで、評価替えになると大体期待されるのが多い、ちょっと安くならないかな、こういうところでもありますけども、来年度の見通しはどうですか。

○税務課長

知立市の固定資産税の評価額につきましては、平成7年から順次上がってきておりますので、今、前回の評価替えのときもそうでしたけども、中心地におきましてはほぼ頭打ち状態というか、伸びはなくなってきておると。反対に、土地自体の値段も下がってきていますので、総評価的には固定資産税自体も市税としての収入も若干落ちてくるのではないかなというふうに考えております。

○石川委員

それをカバーするぐらい家が建っていますので、そこら辺で家屋のほうで入るかなと。大変ミニ開発といいますか、3軒、4軒とぱっと建つようなのがいっぱいあって、それが結構売れているようですので、そこら辺の税収はふえるかなと。もっとも、空き地になっておるところに建ててもらえれば土地のほうは減免されるから、それでも全体的には多くなるかなと思いますけど。

いろいろ聞きましたけど、実際にはほとんどの市民の方々は、固定資産税に関してはほとんど自分の持っているやつはそう動かないだろうと思っているんですね。ところが、市街地はそういうふうでほとんど発展性がないから、ほとんど値段は下がりませんし、上がりませんし、そんな状態でずっと来ております。私の住んでおるところもそうですが、バブルだからといってぼんと上がるようなことはないんですけど、ちょっと離れたところは全部その影響を受けて上がっていておりますね。

そんな中で、今、私、納期やそういうことについて伺ったんですが、1カ月おくれるということは、本当は大変なことだろうと思うんですよ。役所の仕事はそうでもない、発注をおくらせればいかと、その程度で済んじゃうかもわかりませんが、一般の会社だったらえらいことですよ。1カ月おくらせるなんて、おい、早くやれ、早くやれと言って間に合わせますよ。だけど、これが非常に機構的に難しいといえそうなんですけど、できたら少しでも早くお金が入って、それで予算を執行していけるというのが理想的じゃないかなと思うんですよ。会社的な経営になっちゃうわけですけども、そこら辺のところも必要ではないかなと思うんですよ。お金の流れというものは必ず必要なことだと思うんですけど。

といいますのも、今、なかなか市長の号令のもとに、この間のケチケチ作戦とか、あるいは今度はモッタイナイ作戦という出は抑えようとしています。それはそれで結構なんですけど、やっぱり入ることにもしっかり目を向けてもらっておかなくちゃいけませんね。議会のほうから言うのは、税の収納率、収納率という話ばかりでありますけども、1カ月大きなお金がずれるということは大変なことなんです。今、たまたま金利が安いものですから、そんなものはあれだと思われるかもわかりませんが、市税に対しては固定資産税が四十何億円あるわけですから、それを4分の1ずつ仮にみんな分割したって10億円ずつのお金があるわけですから、金利の高いようなときだったらこの10億円なんて1カ月大変なことですよ。今、ほとんど金利がないものから、そんな一緒だからというあれになるでしょうけど。

それと先ほど言ったように、予算の執行がおくってしまうのではないかなという懸念もあるわけですよ。1カ月ずれたからちょっとお金がない、あと半月ちょっと後にしようとか、そこら辺の資金繰りのところをやってみる会計の人たちがあるわけですけど、そういうことですから、そういう経営的な観点を持ちながらやることは絶対必要だと思うんですがね。お金の流れ、それから出るのを

抑える、とにかく入りも早くするという事は必要なことなんです。むちゃくちゃせくというわけではないんですが、1カ月いろいろ準備に間に合わんからもう3年に1回は1カ月おくれていいやというものでもないような気がするんですよね。そういう経営的な観念を持っていただきたいと思いますが、ちょっと市長、そこら辺のところどうですか。

○総務部長

今回の納期限の条例につきましては、固定資産税の縦覧制度、これが平成14年前と平成15年以降では改正がされて、大きく変わってまいりました。平成14年以前というのは、原則として3月1日から3月20日までの期間を縦覧期間としておりました。これが税の煩雑さも含めまして、やはり納税の皆さんがこれまで以上に固定資産税を信頼していただくことを目的として、縦覧制度、縦覧期間が変わってまいりました。これが平成15年度からは4月1日から入り、また納期限までというふうに変更がされてまいりました。

やはり委員おっしゃられますとおり、評価替えのときには大きく変わり、またその後2年間はそれを継続するという形でありまして、その評価替えの時期にはやはり関心を持って納税者の方も見ていただく期間、これも重要なことでありまして、先ほど来からお話がありますように、納税という時期が一月遅くなる、早くなるということは市の財源確保からしても非常に重要なことでありますが、やはりそれ以上に納税者の方たちにきちっと評価そのものも見ていただく。また評価の見方も自分のだけではなく、隣の様子、こういったことも十分見ていただかないかん、こういうことから、今回評価替えの年度年度で納期限の改正をさせていただく、これが必要であります。

非常に財政の厳しい折ですので、委員おっしゃられる内容、十分理解をしておりますが、そういった改正のもとでやらせていただくということでございますので、よろしく願い申し上げます。

○林市長

私からもお答えを申し上げたいと思いますが、

今、評価替えということで通常よりも納期がずれてくるということで、税の事務というのは地方税法に基づいてやっていくということがあるわけでありまして、条例でやるんですけれども、おのずと限り、限界がございます。ですけれども、常に私どもは、今までがこうだったからこうだという意識ではこれからはいけないのかなと思っております。3年に1度だから1カ月ずれるんだよ、またこの納期も、先ほど御紹介いただきました中旬、月の半ばに発送しておきながら月末にいただくんだよと、これは当たり前のようについ私どもなりがちでありますけれども、やはりそこは立ちどまって、本当にこのやり方で納税者の皆様方は負担のないものか、また私ども歳入させていただく側も、より効率的、また効果的なのかというのは常に検証をしていく、そんな姿勢もやはり必要かなということ、今、石川議員の質問から思わせていただきました。

○石川委員

大変ありがとうございました。

今の縦覧期間が3月から4月にずれたというのは、もう何か私ら思うと、いろいろ2000年を超えてからコンピューターの時代に入って、それこそ何か京とかいうやつはぱっと計算ができるらしいんだけど、そういうような時代に近づいてきているのに、そういうことは遅々としてというか、従来どおりでいいやという、これは法律があるからといえばそれまでですが、やっぱりその時代に即応して、これは早くできちゃう、さっとできる可能性は十分あるような気がします。

そういうことと、それから、やはり市長、副市長におきましては、やっぱり会社の社長というような観点も持ちながら、出を抑えることも必要だけれども、入ることもやはり早く、一日でも早く入るとするのが一番いい形ではないかなと思いますので、そのように努めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号について、挙手により採決します。

議案第56号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第56号 平成24年度における固定資産税等の納期の特例に関する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第62号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

29ページ、臨時職員賃金についてお尋ねします。

この臨時職員賃金というのは何名に当たるのかということと、そして当初予算のほうで2,005万5,000円という臨時職員賃金が上がっておりますが、その人数を教えてください。

○総務課長

この臨時職員の予算でございますが、内容を申し上げますと、各課の産休とか育休、それから病休とか途中の退職だとか、介護等の対応のために臨時職員を採用するというような形で予算がとっております。その前年度を見て予算化するというふうなことでございますので、どのような形かということ、見込みで平成22年度の決算でいきますと、産休の方が16人、病休が4人、介護が1人、その他が4人というような形で、一応、平成22年度の決算はなっておりますけど、この方がこうだということとはとってありませんので、全体を見てとってある予算でございます。

○高木委員

それは臨時職員の、今の任期つき職員の話のよ

うな感じがしたんですけども、そうではなくて、臨時職員というのは、これは臨時職員というのはパートというか、臨時職員というのは私なんか働かせてもらっていたんですけど、それは臨時職員じゃないんですか。何人という人数は出ないんですかね。

○総務課長

この予算は人事の担当が持っている予算でございます。全体で臨時職員の数ということになりますと、12月1日現在でございますが480人というような形になっております。これは、各課で持っておる臨時職員の賃金の単価もございまして、そういったものも含めて、私が今申し上げたのは、人事の担当の臨時職員はこうだということをお願いしました。済みません。

○高木委員

12月現在で480名の臨時職員を今使ってみえるということですか。今補正予算で298万4,000円、これは先ほどおっしゃったように、介護とかそういうことで使うのですよということでしたかね。具体的にこれが必要になってきたということは、やはりそれプラス必要だったんだということですかね。

○総務課長

先ほど言われたとおりに、当初予算では2,005万5,000円を計上いたしました。決算見込みでは2,303万9,000円ということで、差額の298万4,000円を計上いたしました。この主な原因でございますが、全体で動いておりますのであれなんですけど、保育園の退職者が出まして、7月より臨時職員を採用しております。これが約152万9,000円ということで、あと、これも保育園でございますが、病気の方が8月から出ましたので、この臨時職員分として137万2,000円ということで、これが大きな主なものということで298万4,000円をちょっと計上させていただいております。

以上でございます。

○高木委員

臨時職員は保育園の関係の職員ということでお聞きしました。今現在、12月現在で480人、それ

で、私が今回お願いしたいのは、臨時職員というのはどういう規定で、今回は職員ということで保育園の先生ではないかもわかりませんが、生活保護の中で母子家庭の方がおられます。そういう方たちを、大阪の吹田市では生活保護の中の母子家庭の人を就労援助ということで市に採用しています。知立市ではそういうことを考えられたことはありますか。

○総務課長

生活保護の関係が私どもと違いますけど、そういった生活保護の担当のところからそういった意見もございませんが、うちでいいますと、この臨時職員についても、一応登録という形で人事のほうに登録をさせていただいております。その中で主管課が選ぶというような形になっておりますので、強いて言えば、そこに登録していただければそういった者が臨時職員を採用するというような形になるかと思いますが、ここの臨時職員につきましても、ちょっとうちのほうの問題点というのが、やはり市民の皆様へ聞かれたときに、採用とかそういったものは公平であるというような観点から、うちのほうはもう少し透明性がきくような形を考えていかなくてはいけないということを考えております。

以上でございます。

○高木委員

知立市職員任用規定の中に、一番最後なんですけれども、臨時または非常勤の職員の採用は委員会の行う競争試験または選考によらないことができるということが全面的に打ち出されているのかなということに私自身思うところがあります。この大阪市の例、厳しい雇用環境にある若年層の職業能力を向上させるため、臨時雇用員として任用するというようなことが書かれております。これも期限つきということに、先ほど言われたようになってくるかもわかりませんが、知立としても生活保護者がふえるふえると言っているばかりでなく、この臨時職員480名の中に少しでも今の生活保護の方とタイアップしてうまく就労支援ということができないものなのでしょうか、市長。

○林市長

私もこの吹田市の例じゃなかったと思うんですが、そういった例を見聞きするたびに、生保の就労支援という一つの施策としては参考にさせていただいているわけでありまして、一方で、この臨時職員を雇用するときには、やはり行政課題に対応ができる方をやはり雇用したいなという側面があるわけでありまして、そのあたり、やはり区分けをすることも必要であろうかというふうにも思うわけでありまして、そのあたり、何が何でも生保の方を雇用しないんだというスタンスではなくて、いろんな一つの選択肢としては、今後研究、検討をしてみてもいいのかなというふうにも思っております。

○高木委員

検討してください。これから厚労省のほうからもう本当に生活保護の方にはどんどんと働く場所をというようなことを言っております。12日にもそんなようなことが時事通信のほうに載っております。何とか、生活保護が多い多いという言葉じゃなく、たとえ少しでも知立市の職員として働かせてあげていただきたいなというふうにも思っております。

次に、その下にあります消防費、消耗品費についてお尋ねしたいと思います。

6月にも補正が出ておりますけれども、またここで180万7,000円という補正が出ました。この内容をお聞かせください。

○安心安全課長

6月にも消耗品の補正をさせていただきました。3月11日に発生いたしました東日本大震災において、被災地の支援活動といたしまして私どもが持っております備蓄食料を県を經由して現地のほうに送らせていただいております。6月に補正させていただいた分については、出した分を買増しすると、買増しというんですか、補てんをするという形で6月は補正をさせていただいております。それ以後、3月11日以降、平成23年度予算そのものが災害支援の経費がございませんでしたので、科目として災害支援費という科目を起こしま

して、その財源といたしまして防災費の消耗品費を一部利用させていただく、これは議会のほうで御了解をいただいた中で運用させていただいておるんですが、消耗品費を災害支援費のほうに流用させていただいて対応してまいったということでございまして、今回はその流用分の補てんをさせていただくということで180万7,000円の補正をさせていただくということで、その流用した中身でございますが、保健師が現地で活動しておりますその派遣費、あるいは仙台市のほうで罹災証明の発行事務で職員が何人か行っております。その派遣旅費等々に使っております、それが合わせて180万7,000円ということでございます。

○高木委員

今手元にないんですけども、9月のときの補正には交通費とか、そういう形でちょっと細かく載っていたような気がします。実際、平成21年度、平成22年度というふうに見ましても、この消耗品の中の備蓄品というものが平成21年度から思いますと、平成22年度は300万円ぐらい減になってきて、今年度も合わせますとまた減ってきているんですけども、備蓄品ということできちんと、本当ならこれだけのものがなければいけませんというような、最低限度これだけは備蓄しておかなければいけないという、そういう知立市の基準というのがあるんですかね。

○安心安全課長

備蓄品の基準ということで、食料等々につきましては、5カ年計画を事務局レベルのほうで作成させていただいております。それで、私どものほうの被害予測が平成14年に県のほうから出されたデータをもとに算出して、避難所に来られる方が約1万1,000人というふうに推定しております。本来ですとその3日分、3食ということで計算すべきであります。緊急用の食料ということで、最低限1日の3食分を私どものほうで確保したいということで、3万3,000食、1万1,000人掛ける3食分の3万3,000食、これを5カ年で毎回買い足しをしていくという、賞味期限が大体5カ年になっておりますので、ローテーションを組

んで毎年五、六千食ずつを買い足していくということで、最低限3万3,000食を確保したいというふうに計画をつくっております。

食料の中身といたしましては、アルファ米だとか乾パンとかクラッカー、おかゆ、それから子供たちに対する乳児のミルクが入っております。そういうものを全部合わせて、一応3万3,000食というふうに算定しておりますので、年間でいきますと約180万円ぐらいは必要なと思っております。ただ、全体的にこの緊迫した財政の中で突出して防災費が予算の枠を超えて毎年ということもなかなか難しいものがありますので、財政の調整の中で少し食料を減らしたりとか、翌年度にちょっとふやしたりとかいうことでできるだけ調整をして購入させていただいております。

○高木委員

来年度、きっと防災に関する計画の見直しが国のほうからあると思います。そうすると、またこの備蓄品に関しては市民が安心できるような体制をとっていただきたいということを願っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、防災行政無線のことについてお伺いしたいんですけども、これはよくいろいろ説明もありましたけれども、無線機のある地区はそれを使って何々町内、きょうはこういう日ですよとかいう連絡もできるのかもわかりませんが、中町のようにないところとかはあるんですね。そういうところのことはどんなふうに防災無線のことを考えておられるか、ちょっとお聞かせください。

○安心安全課長

同報無線のことでお尋ねだと思います。市内には23カ所の屋外子局が設置してございまして、まち別にあるわけではなくて、やっぱり市内4キロ四方のところに点在をして、できるだけ全体に聞こえるような形で配置をさせていただいております。ただ、一つ外したりとか、いろんなところで住宅がふえてきたりとかいうことで空白地域、あるいは聞こえにくい難聴地区ができてくることは確かに現実としてあるわけです。今回、この予算の中でも1基増設ということで、聞こえないとこ

ろに増設をさせていただくという予算を上げさせて
いただいております。

先ほど委員からのお話にありました中町はどう
するんだという話ですけども、例えば中町ですと、
本当に隣には中山町があり、西町、本町というよ
うなことで、いろんなまちが重なっております。
例えば、同報無線で中町だけを使いたいというこ
とになりますと、その周りの方にも違う情報がど
んどん入ってしまうというような問題も抱えてお
りますので、まち別に一つというのがなかなか難
しいかと思えます。

今考えておりますのは、同報無線は緊急時の防
災用の無線ということが前提でございますので、
今積極的に町内に使ってもらいたいというような
お話じゃなくて、もし最悪の場合は同報無線を、
屋外子局を単独利用できるというような仕組み、
この12月1日から規定を整理しまして、今度、区
長会のほうにもそういうことでお話をさせていた
だきますが、そういう形でできるだけ有効に使っ
ていただきたいと、そんなふうに考えております。

○高木委員

私の個人的な意見ですけども、緊急通報装置
ではありませんけれども、緊急時だけ何か知らせ
る、緊急時だけというようなそういうことでし
たら、市民の皆さんが少々やかましくてもこれは
仕方がないかなという気もいたします。実際の話
をすると、私のところは西町のほうから聞こえて
きます。西町のほうから聞こえてくるんですけど
も、聞こえない家もやはりあります。これは中町
に限ったことではなく、同報無線の立っている
ところによって大分差があると思うものですから、
緊急時にはすごいサイレンが鳴るんだぞと、日ご
ろは全く使わなくてもということで、何かいい方
法で皆さんに災害時ということを知らせていただ
けたらありがたいと思いますので、またよろしく
考えてください。

続いて、51ページをお願いします。消防費です。

消防団員等公務災害補償費負担金のことでお伺
いたします。この消防団の公務災害に補償のお
金なんですけれども、今現在、知立市では142名

の消防団員がおられると聞きます。当初予算が3
億円ですか、私が間違えていますかね、多かっ
たんですけど、また今度ここに金額が上がって
きております323万8,000円という額が計上
されておりますけれども、この内容をお聞かせ
ください。

○安心安全課長

今回補正をお願いしております323万8,000
円、消防団員等公務災害補償基金負担金とい
うことでございます。これは3月11日に発生
いたしました東日本大震災で消防団員が多く
亡くなっております。平成23年11月11日
現在で242名の方がお亡くなりになって
おります。これは大体すべて公務上の災害だ
ということで、この方たちに対する補償を
公務災害補償基金が行うということで、この
方たちというか、その遺族の方ですね。遺族
補償をされるということで、その経費を全
国の消防団員、あるいは水防団員がこの基
金のほうに入っておりますので、その掛金
の中からこの年度に限り負担をさせていただ
くと。将来的に当然、遺族年金を支払って
いくということになりますので、その準備
金も含めて今年度で一応増額をさせていただ
きたいという要請がございましたので、本
来ですと1人当たり1,900円の掛金で
ありますが、今回、その補償分として2万
2,800円追加要望が参っておりますので、
その分を今回補正させていただくという
ものでございます。

○高木委員

本来ですと、この方たち、私の持っている
資料ですと死亡、行方不明となられた方が
249人ということ。やはりこの規定だと
2,700万円支払うことに対して1,100
万円と大幅に減らして見舞金を支払った
ということで、もう本当に30億円等
のお金が不足したということで額にな
ったと聞いております。

知立市として災害のときに消防団員等に
条例がありまして、そこで常時介護を要
する状態になった場合とかいうことで、
こんな規則があるんですけども、知立市
はこのほかに、何かもしも災害で亡くな
った場合は、知立市として消防団員の
方に何か保険を掛けているとか、条例
でお金を支払

うとかという、そういう死亡見舞金等がありますでしょうか。

○安心安全課長

基本的には、この公務災害補償条例というもので対応しておりますので、ほかに民間の保険に入っているとかそういうことはございません。ただ、消防団員が自分のいただいた報酬の中から一部3,000円ずつ出して、別の共済がありますから、それは私どもが直接ではなくて、消防団員のほうが金を集めて入っているというのはございます。

○高木委員

知立市もそうでしょうけれども、今回亡くなった方たち、被害を受けられた方たち、消防団員の方は40代、30代、50代と本当に若い方たちが、働き盛りの方たちが亡くなっておられます。知立市の消防団員の方も私たち見せていただくと、比較的若い方たちが頑張ってやってくださっておりますので、何か少しでも、消防団員が今、だんだん集まらないというような原因はどこにあるかを一度考えて、補償問題等、もう少し厚くしていただけたら安心してこういう消防団員になってくださるのかなという思いがしますので、またよろしく考えてください。

次に、教育のところの53ページをお願いします。

53ページの退職手当組合負担金が近年になく多いような気がしますが、この理由をお聞かせください。

○総務課長

退職手当組合の負担金でございますが、特別会計も一般会計も全部を合わせたことでお答えさせていただきます。

トータルでは3,502万4,000円増になっております。それから、職員手当全体としては379万1,000円の減でございます。この退職手当組合の負担金がこれだけ増というのは、勸奨分の退職者でございまして、簡単に言いますと、普通退職で退職される場合のときについては1,500万円、それが勸奨退職になりますと2,000万円というような形になった場合のときに、500万円の差分を退職手当組合に払うというような形でございまして、今回、

勸奨の退職者が7人ございましたので、今年度につきましては、少し異常に多いような形で退職手当組合のほうに負担金として払うような予算でございます。

以上でございます。

○高木委員

近年になく退職手当組合負担金が多いような、平成21年度、平成22年度にはこのような補正はありませんでした。この場合、社会教育費というところに関係します部署、ここの方たちは多くが退職をされる方ということになってくるのでしょうか。

○総務課長

金額が多いというような形になりますと、その中で2人ぐらいはというような対象だと思います。

○高木委員

2名の方がたまたまここにおいて、今のお話を聞きますと、全部ここに社会教育費の中にこの退職手当組合負担金が入ってくるのか、これは何人分なんですかね。今、具体的に言うと、社会教育費という中に入ってくるのは。

○総務課長

対象者は2人でございます。

以上です。

○高木委員

そして先ほどのお話で、500万円が変わってくるのでこうなりましたよということですが、実際市の職員の方であれば、後で補正をつけなくてもそんなことは私はわかったのではないかなという気がいたしました。実際、学校教育のところに携わってみえる方たちがたくさんおられるとは思いますが、やはり補正でこれだけの額がつくというのは、ちょっと私としては、市民としては合点がいかないところだと思います。ですよと言われても、そういうのは最初からわかって補正につけないように、最初から正当に予算としてとっていただきたいなというふうに思います。

以上。

○総務課長

この予算を組むときにつきまして、今12月から

1月にかけて当初予算を組むわけなんですけど、この時点では退職者とか、定年退職者はわかっているんですけど、勸奨の退職者というのはわかっておりません、今の時点では。今の定年退職者も含めて、来年どうなるかということは見込みますが、勸奨の方については今の状態ではまだ聞いておりません。今の人数で当初予算を組んでいきますので、4月になりましたら、今年度勸奨で来年度やめる方というのはおられますかということをお聞きしますので、手を挙げた方についてが7人いたと。12月補正でその分を補正させてもらったということでございますので、当初予算の段階では勸奨分というのはわからないところでございます。

以上でございます。

○高木委員

ありがとうございました。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

○杉山委員

済みません、1点お聞かせください。

本会議でもお話がございました。58ページの債務負担行為での今回特定規模電気事業者電力調達事業ということで、東日本大震災以降、節電、電力に関することの市民の皆様も各家庭での節電、そしてこの夏、そしてこれから冬も含めて個々の家庭でもそういった形になりました。今回、本会議の中でも削減比5.1%という計算が出されて、来年度に対してのお話がありましたけれども、今回、この経過も含めてもう一度申しわけございませんが、庁内での話し合いの中からここに至った部分の経過をお話してください。

○企画政策課長

これまでの経緯でございます。実は、今回の電力の購入事業といえますか、特定規模電気事業者の電力関連事業ということでございますが、当初、これは個人の職員のほうから提案が出されまして、そういった今、電力の自由化になったということで、中部電力以外の電気事業者のほうから購入したほうが市にとってメリットがあるのではないかという提案がございました。そういった提案に対

しまして、職員提案の担当課が企画政策課となりますので、私どものほうでその提案の中身をよく御本人とも確認しながら研究してまいりました。そうした中で、いろんなことも私自身も存じていなかったことも幾つかございまして、中部電力以外のところでも電気をつくっておるといっても初めてわかりましたし、また既に県内の各市町のほうではそういった事業を取り組んで、既にメリットを得ておるといふ市町もあるということも確認できました。そういった中で、私どものほうで一度、実は東三河のほうの市が先行してやっております、二つぐらいの市に直接出かけていまして、現状等を確認してまいりました。そうした中で、やはり効果が出ておるといふことが明らかになりましたので、それをうちのほうでまとめまして、庁議のほうに図らせていただきました。そこで庁議のほうでも御了承いただきまして、こういう形で電力の購入を変更していくという、大ざっぱでございますけど、以上のような流れでございます。

○杉山委員

東三河の市の先行の部分の効果があつた部分を聞かせていただいてという形のお話でございました。今までもこういったことの部分は意外と提案だったり、またお話も個々では聞いていらっしやつた部分もあるかというふうには思うんですけども、今回、来年度これは平成24年度に対する部分で、継続的な部分になるか、長期継続になるかの部分ですね。やはり、年度年度見直されていく部分かとは思いますが、やはりこういった電気調達ということになりますと一番大事な部分で、継続に対しての部分ではどういったような形をとられますでしょうか。

○企画政策課長

今、委員のほうもおっしゃられましたように、実は今回、この事業は単年度といえますか、年度はまたぎますが、電力を新たにPPS業者から購入をしていくというのは平成24年度の4月1日から3月31日までという形での予定となっております。と申し上げますのは、既に私どものほうのこのPPSからの購入というのを新聞等で耳にされ

た近隣各市の地方公共団体からも早速問い合わせがございまして、そういった中でPPS業者、ESP業者のほうに問い合わせが入った中で、非常に多くの関心があったということで、もうどこの市町もということではございません、随分多くの市町がこういった形での電力購入に移行していきたいという旨の相談があったようでございます。

そうした中で、今回うちのほうは先行して事業を進めることができましたのですが、周りの近隣市が非常に多く手を挙げられるということになりますと、来年度のメリットまで、その翌年、平成25年度にはひよっとすると出ない可能性もございまして。となりますと、差し当たって1年度間はこのPPS業者のほうからの電力購入になりますが、ひよっとすると平成25年度はまた中部電力のほうに変わる可能性もございまして。

以上です。

○杉山委員

私もその辺がプロバイダーを通してPPSという形で、今回は電気事業の供給を受けるということですが、当然、中電とあればいろんな企業、またこういった市町村がほかのものに変わっていくということで、電力会社としてはまたいろんな意味で価格等の変更もされて、また競争意識はしていただくのが一番いいわけですが、ということは、知立市としては来年度の部分でもう一回見直させていただいて、また翌年から変わっていく部分、中電に戻るということもあり得るということでしょうか。

○企画政策課長

今、委員のおっしゃったとおりでございます。

○杉山委員

市はモットイナイ作戦をしておりますので、細かい部分まで毎年毎年いろんな細かいところも含めて見直しながら、こういった電気、またいろんな供給できる部分のところから細かい金額が少しでも節約できればということで、毎年の見直しになってくるかというふうに思います。やはり、今お話があったとおり、各市町でこういった形になるとまた中電に戻って、それでまた中電の金額が

変わって、再来年また変わっていくということで、この電気事業というのは毎回、自然にそういうふうに変わっていてもデメリットの部分はないわけでしょうか。

○企画政策課長

今後の電力の受給といたしますか、中電を含めてPPS業者が今随分ふえてまいったわけですが、毎回中電で購入したほうが市にとっては得なのか、また来年度と同じようにPPSの事業所から購入をしたほうが得なのかということは、年度末を迎える前にその都度研究をしていって、市にとって一番有利な方法で購入していきたいというふうには考えております。

○杉山委員

メリットではそういった形ですけど、だから年度変わりで変わっていてもそういった電気供給に対してのデメリットはないわけですね。

○企画政策課長

中電に改めて変わったということに、仮に1年間はPPS、PPSのメリットがなくなったから中部電力に仮に1年度後に変わったとしても、中電の電気料は法律で決められておるようでございますので、今の電気料を超えるような形でデメリットということは考えられません。

○杉山委員

ありがとうございます。

今、各市町で、ほとんどではございませんが、たくさんの方がこういった形になっていくということで、先ほど先輩議員にお聞きしましたら、知立の環境組合のほうのクリーンセンター等もそういった形で中電も値下げられたというような、こういったことも出てきているということで、こういった電気も本当に競争意欲や意識の中で価格が安くなっていくということが一番大事なかと思っておりますので、毎年度契約を見ながら、しっかりと、また市民の皆様こういった中での電気供給が速やかに運営されていくといいかなというふうに思います。ありがとうございました。

次が、今回の補正予算のほうに出なかった部分で、ちょっと確認だけをさせていただきたい部分

があるんですけども、今回、国の第3次の補正予算の中で、ちょっと一般質問のときに見せていただいたんですが、防災機能強化の予算が出ました。

それで、私がお聞きしたいのは、今、各市町村にもこういった今回のことを受けての防災に対する予算の見直しということで、学校教育の関係する庶務のところ担当かというふうに思うんですけども、学校教育に対するところの設備、避難場所になっている体育館とか、それから小学校の施設等の部分についての、そういった防災でのこういったことを改造していきたいからというような予算での要望等の話は、県のほうからはなかったでしょうか。

ちょっとわかりにくかったかもしれません。

今回、耐震化は知立市も行われているということで耐震事業とか、それからまた防災機能の強化という形で屋外の教育環境の設備の部分とか、また安全管理に対してのそういった避難場所に当然されるので、学校の体育館の中のバリアフリー化とか、そういったような部分での各市町のそういった関係する方への庶務関係になるとは思いますけど、そういった要望はないですかというお話はなかったでしょうかということです。

○教育庶務課長

ちょっと具体的な通知の文面までは記憶にありませんけれども、今回、やっぱり東日本の大震災を受けまして、バリアフリーとかそういったもので、通常の補助の募集に加えて、そういうものはあったかと記憶しております。

○杉山委員

そういったものに対するものの、じゃ、申請的なものはされていないということですね。あったという通達だけの確認で、知立市としてはそういうのはないということでの返事だったのでしょうか。

○教育庶務課長

現在のところ、申し出のほうはいたしてありません。

○杉山委員

ちょっとこれ、私確認させてもらったのは、今回の補正予算のほうでも出ておりませんでしたので、質問事項にないかというふうにも思ったんですけども、当然、今回こういった国の予算もかなりの金額で出ておりました。その中でこういった耐震化の部分では、知立市はそういった形で小学校、中学校等も含めて耐震化されているということでの意識の部分かと思えますけれども、それ以外にまだやはり防災の部分での避難場所としての整備はされているかという部分からすると、まだまだということが私はあるというふうに思っておりますので、そういったバリアフリーの話だけだったということで、細かい整備の事例は出されていないかと思えますけれども、もしくはまたこういった形で、投げかけか、どういう形で通達が来たかわかりませんが、市町村への、また市町への話があった段階ではアンテナを張っていただいて、しっかり予算をまたとっていただけるとありがたいかなというふうでちょっと確認をさせていただきました。済みません、ありがとうございました。

○池田滋彦委員長

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時03分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに。

○高橋委員

それじゃ、補正予算、若干聞かせていただきたいです。

まず歳入で、17ページに普通交付税の歳入、71万5,000円の減額ありますが、内容を御説明いただけますか。

○企画政策課長

地方交付税の今回減額補正でございます71万5,000円でございますが、そのうち普通交付税でございます。地方特例交付金の額が決定いたしました。再算定いたしました結果、71万5,000円の

減額という形になっております。

以上です。

○高橋委員

これは地方特例交付金のいつ決まってきたんですか。

○企画政策課長

特例交付金のほうの額決定については、ちょっと今、時期のほう、私のほうが忘れております。そのすぐ上にございます特例交付金でございます。そちらのほうの額が1億円から5,414万3,000円の増額になったことに伴いますものでございます。

○高橋委員

地方交付税というのは、地方交付税法に基づいて8月に最終決定すると、最終算定というふうに理解をしております。したがって、さきの9月議会に普通地方交付税が相当増額補正されまして、私はあれが最終確定と、国と自治体との関係で、というふうに理解をしておりました。しかし今回、今の御答弁では、いやいや、それ以降にまた調整があるというのは、地方交付税法が変わったんですか。

○企画政策課長

法律が変わったというものではございませんし、また再算定が行われたということの報告を私は受けたわけですが、これまでこういった再算定で減額というようなことは過去には余りなかったように記憶しております。

以上です。

○高橋委員

歳入構造、歳出構造、基準財政需要額と収入額の確定を見た段階で地方交付税というのは最終決定すると。それが8月だというふうに私は理解しております。そういうふうに法律にも書いてあるはずですよ。したがって、再算定、いろいろなことを言われますが、そこで確定したものが9月補正で全額反映して、これが最終確定だということを理解しておる。また12月になってぐちぐち言われて、いやいや、その再算定なんだということになると、地方交付税の信憑性についてもいろいろと議論が出てくると思うんですが、私はそうい

うふうに理解しているんですが、そうじゃないんですか。

○企画政策課長

今回の再算定の報告でございますが、10月26日付でうちのほうが通知を受けております。

以上です。

○高橋委員

そういうことは日常茶飯事なんですか、再算定なんていうのは。私は理解しにくい、とても理解しにくい。8月に決定するんじゃないんですか、これ。

○池田滋彦委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時10分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁。

○企画政策課長

大変お時間をいただきまして申しわけございませんでした。先ほどの答弁を訂正させていただきます。

再算定は、8月以後にこういった地方特例交付金が決定した時点で再算定が行われます。昨年に当たっては、当初、普通交付税のほうは852万円ほどだったものが、再算定の結果4,673万円ほどに増額になったということで、昨年も同じような報告をさせていただいております。

以上です。

○高橋委員

今回、いつ再算定されたんですか。

○企画政策課長

再算定の結果が、うちのほうが受けたのが10月26日になります。

○高橋委員

今まで普通交付税を長いこともらっていなかったので普通交付税の歳入がなかったんですが、基本的には交付税の額は8月に最終決定というふうに私は認識していたので、いやいや、再算定がこ

ういう形でしばしば行われる、しかも減額補正ですから、ほかに財源があるから減額になったということですが、ちょっと私も認識を深めざるを得ないのかなということですが、私は基本的に8月で地方交付税というのは決定すべきだと。特例交付金についても、その作業に合わせてもらうような対応が必要ではないかということをお願いしておきたいと思えます。

それで、今度の補正予算で市税の収入を一定程度、当初予算を超えて見込むようなことが可能になりまして、約3億円、2億8,000万円ほど市税収入の増を見込み、そして臨時財政対策債、これも2億5,000万円新たに借金をして、そして全体に財政調整基金を約7億円戻すという作業がされております。今後の地方交付税はどのように推移するのかというのは非常に重要ですし、平成23年度地方交付税の財源は非常に重要な役割を果たしたというふうに思うんですね。そういう意味で、先般いただいた長期の財政計画を見ますと、地方交付税は平成26年度まで交付団体で、平成27年度からは再度不交付団体になるような試算がされているんですが、そういう見込みですか。

○企画政策課長

今回出させていただいた計画ではそのようになっています。今後の、来年度はやはり税収の増というのはちょっと考えられないのかなと。それ以降につきましては、徐々に税収もまた少しずつではありますが、戻ってくるのではないかなという予想でもってそのような形にさせていただいております。

○高橋委員

戻ってくるとおっしゃるけども、この財政計画を見ますと104億円が105億円、107億円、108億円ですか、この程度のすり足状態で若干よくなるということなんですが、地方交付税が今申し上げました、平成27年で1億5,000万円が3,100万円がたっと落ちるといって、この段階で不交付団体に再度変更になるのかなというふうに思うのですが、このあたりは、将来の話ですからわかりませんが、このあたりは、もう少し慎重な検討が要るのではな

いかというふうに思います。どうでしょうか。

○企画政策課長

私どものほうで算定した数字はこのような形になっておるものだとということでございます。

以上です。

○高橋委員

ぜひ今後の対応については、より神経を使って対応していただきたい。

25ページに臨時財政対策債が2億5,000万円、新たに借金を重ねて財政調整をやろうというわけで、平成23年度は9億5,000万円、臨時財政対策債としては単年度で最高の借入れをするわけですが、本会議で佐藤議員からも出ましたが、今後の地方債の償還がどのような推移で変わってくるのか。これはその年度の一般財源の充当にも影響しますし、あるいは今後、大型事業にさらに一層地方債を充当するということになると、以降の公債費負担が大変大きくなる。また、臨財債においても現在54億円、平成23年度末で54億円の借金の枠になるわけです。これらが今後どのように推移していくのかというのは、我々議会には、市民には全く見えない。あなた方が時々出していた資料を見て、ああ、こういうふうな流れになるのかなという検証をする程度で、さっぱり手のひらに乗らないんです。佐藤議員は、そのあたりを含めて、地方債の科目ごとにそれぞれがどのような償還になっていくのか。そして、この年度にどの程度の償還額になっていくのか、それはふえていくのか減っていくのか、こういうデータを示すべきではないかと、市議会にというお尋ねだったと思うんですね。時期を絞って、これまでに出しなさいよという提案ではなかったんですが、当然その種のもはお持ちであるし、当議会に出していただいて、今後の借金の返済、つまりローンの返済がどれぐらいにかさばってくるのか、それを見ながら当該年度の地方債の額がこの程度でいいのかと、こんなに借りていいのかと、こういう議論にお互いに発展させなきゃまずいというふうに思うんですね。そういう点でどんなふうでしょうか。ぜひ出していただきたいと思うんですが。

○企画政策課長

本会議の中で佐藤議員よりそういった資料の提出を今後望みたいというお話がございました。私どものほうも、そうした部長のほうの答弁の中にもございましたが、今すぐということはちょっと厳しゅうございます。一度、以前もたしか5カ年ごとの平均のものを出させていただいたこともございました。なかなかこの先10年、15年、20年と随分先になりますと、あらかじめパソコンのほうを使いまして起債の金額のほうは出すことはできると思いますが、今後の事業等のことも含めて、どういうふうに移していかということ、一つの表に出すのがちょっとお時間をいただきたいなど。公債費だけであれば、できるだけ早いうちに御提出させていただくのも可能かなというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

これは、平成35年度まで鉄道連続立体交差事業を相当な規模で借金してやらざるを得ない。あるいは駅周辺区画整理事業も3年おくれで完了を見るわけですが、これも相当な額の借金をする。いよいよその佳境は平成24年度、当初40億円と言われていた事業費が24億円にヒアリングの結果、減少したとはいえ、これから膨大な借金が大型事業を初めつぎ込まれる。今申し上げた臨時財政対策債のようなつなぎの一般財源化された地方債も、これからもかなり借りていこうという計画になっている。それらが次年度以降、どういう公債費の負担額となってあらわれてくるのか、さっき申し上げたんですが、ここはお互いにパソコンが発展しているわけですから、その都度その都度、数字に変化は生まれてきますけども、大きな流れとしてどうなのかということはお互いに認識しないと、これはやっぱり議論の前提が違っていたら話にならない。それは財政部がこうやって後生大事に持っておるものではなくて、そこを管理するのがあなたのところの仕事なんだけど、あるいは適正に地方債を運用するにはどうしたらいいかということもあなたのところの仕事ですけど、それはきよ

うここにみえる幹部団の皆さんが、全員がそういう状況を十分踏まえた上で仕事をしていくということが今必要になってきておる時期じゃないでしょうか。たまたま私どもも議員ですから、参画しながら提案もし、必要な議論をするんだけど、そうした情報は全く手に入らない。そして、市長はとにかく金がないと、そういうような流れ。本当にこれで我々は市民の負託にこたえる議員活動ができるのかどうか、あるいは皆さん当局も本当に的確な政策決定ができるのかどうか、私、非常に疑問を持つんですね。

部長に聞かないかんね、これ。どうですか。本会議でも御答弁あったんですが、しっかりしたものを出してくださいよ。いつごろ出るんですか。

○企画部長

先ほどの公債費の今後の推移ということで、本会議でも答弁させていただきましたが、これは現時点での推定値、シミュレーションということで、何年先がどれだけということよりも、大体のトレンドというのはお互いに共有すべきだと思っております。そういった意味で、そういうものがわかる資料はお出ししたいと思っておりますが、ちょっと作業時間は年内いただきたい、年明けでよろしくお願ひしたいと思っております。

○高橋委員

これは清水副市長、担当部長はそうやって言うてござるで命切りの答弁だと思うんだわ。伏線を張ってみるとは思わんけども、そうしたトレンド的傾向、どうなのかということは副市長もしょっちゅうつかまんとまづいんじゃないですか、これ。おい、どうなっておるだと、今後。そりゃ、毎日毎日出せというわけにはまいらんが、節目節目に、とりわけ今、来年度の予算編成の時期で、政策決定でどれぐらいまでの瀬踏みができるのかというときに、地方債の動向、これをしっかり握りながら議論しなかったら、これは的確な議論にならないと思うんですね。今、来年早々というお話で、それでいいと思うんだけど、そのあたりの行政側の今の事態に対する認識と政策決定のスタンスとの関係で、そこは非常に重要だと思うん

ですが、改めて副市長の認識を伺いたい。

○清水副市長

今、御質問者もおっしゃるとおりでございます。私自身もそういったものを頭に入れながら今後の財政運営を考えていかなければというのは当然のことだと思いますし、それは私だけではなく、議員の皆様初め、市民の皆様にもできるだけ明らかにしていくということが必要だというふうに思います。

今の課長、部長のお話で、年内少し時間をいただきたいというのは、やはり推計をする、シミュレーションをする大前提、税も今回の5カ年の中では予測をしておるわけですが、それ以後どのようにしていくのか、そういうことと、いろんな財政指標というの標準財政規模をどういうふうに見ていくかということ非常に関連がございますので、そういった大前提を少ししっかり精査しながらシミュレーションをするということも大事なことかな、そういったところに少し時間がかかるというふうに言っておったというふうに私は理解をしておりますので、そういったところを少し精査しながら、今お約束の年内作業をして、年明けには御提出をするというスケジュールでこれは進めてまいりたいと考えております。

○高橋委員

これは、外へ出す資料になるので、もう一回検証させてほしいと。家から一步出るときには紅ぐらい差したいんだという、そういう思いであるかもしれませんが、素顔の姿を当局はつかんでいないとまずいんじゃないですか、素顔で正確な姿を出す、出さないはともかく、素顔で正確な姿はトレンドであれ、何であれ、方向性であれ、それを幹部が見失うことがあっては私はならんと。だから、その意味では、出す、出さんとはともかく、常時新鮮で、また相当正確な状況をきちっと把握した上で日々仕事をやるという姿勢が私は大前提だと。外へ出すときに少し紅を差したいという気持ちは理解しないわけじゃないけども、いやいや、我々はこの生数字でこうやってやっていますと。この数字をお出しできますよと、こういう関係で

はないのかというぐあいに思うんですね。

もちろんこれはなかなか難しい仕事です。財政規模をどう見るか、景気の動向を、税収をどう見るのか、あるいは国の民主党の方向がどうなっていくのかなんていうことはそう簡単な予測ではできない、そこはよく理解できるんです。しかし、そういう中でも、知立市の年間200億円の金の回し方を左右するというポイントにおいては、おおむね最高の精度のものを常時手に入れていると、幹部団が。それで出しますよと、こういう関係が本来じゃないのかなということが言いたいわけですよ。年内、紅を差してもらって出してもらうのもいいけども、そのあたりどうなんですかね。

○清水副市長

今、私が申し上げたのは、外に出すために色をつけて出すということではなくて、例えば各年度にどのぐらいの普通建設投資事業をやる、そうすると、おのずとそこにどのぐらい各年度新たな起債を起さなくちゃいけないとか、臨財債も含めて、そういったことも前提となる数字もある程度精査をして、先ほど申し上げた税収の見込み、それから、知立市の標準財政規模がどのように推移していくか、この辺のところを、正確なものはもちろん無理ですけども、大体の前提というものをつくって、今、起債残高としてあるものも、これも数年後にはなくなるものも出ます。新規に起債を起さなくちゃいけないものもあります。そういった全体の大ざっぱではありますけども、一つの考え方を前提として持ちながら、そういうシミュレーションをしていくと。それを皆様にお示しをするということでない、今の現状をそのまま延ばしたのだけでは少し現実味に欠けるかなという私は思いがございますので、今、そういうふうな説明を申し上げたわけでございます。

○高橋委員

ぜひ全知全能を傾けていただいて、能力の許す限り、その点の留意をしていただきたいということをおひとつ申し上げ、来年早々の資料提出に期待をしたいというぐあいに思います。

再質のほうに移らせてもらいますが、先ほど臨

時職員の賃金について議論がありました。これは、あと3カ月どういう事態になるかわからんけども、経験則を前提に不測の事態に備えて人件費を計上しておきますと、こういう話だったんですね。それで、12月1日現在、臨時職員が480人という数字を答弁されました。私、手元にある資料はちょっと古いんですが、平成20年の臨時職員は416人ですよね。これは6月段階でちょっと古いんですが、平成20年6月段階の調査で平成20年度の臨時職員の総計は416人、平成19年度は、これは正確な数字で355人、287人というふうにずっと年度が下がるごとに臨時職員は減り、年度がふえるごとに大幅にふえてきておるんです。416人というのは平成20年度で、ことしが480人、平成20年度で臨時職員と正職員の比率は、臨時職員は44.9%、市職員が47%、嘱託、その他が若干みえますので、嘱託を入れると5割を超えるんですね、平成20年度で。こうした、先ほど言った任期つき職員のあり方も含めてなんだけども、職員の人事管理、採用計画、正職員のあり方、それから財政、総合的に考えながら人事行政というのはあるわけだけども、ぜひ今日の正職員数、嘱託員数、臨時職員数、それぞれの人数と比率、これはすぐ出るんですか。

○総務課長

ちょっと資料が古いので申しわけないんですけど、平成23年の4月1日現在で、うちのほうの三役も全部入れまして職員数というのは465人、それから嘱託が79人ということで、4月1日現在の臨時職員というのは528人というような形になっておりました。ただ、この臨時職員というのは、とらえ方というのが保育園とかそういったところを見ておりますと、午前中で1時間とか2時間、それから次の人がまた1時間か2時間やったときについて、それもカウントが1人、2人ということになれば、通常で1人という方が数を数えていけば2人というような形になりますので、絶えずこういったことで動いているということで御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

一度それを、この年度別職員数調べ、正職員、嘱託、臨時とこういうやつが私の手元にあるんですよ。これが平成15年からずっと累計であるんですが、こういう書類としてひとつ市議会に、この議会終わってからで結構ですから出し、また4月の段階で通年的に常時出していただきたい。我々も、今、臨時職員が何人いるんですかと問われたらさっぱりわからない。

今話を聞くと、臨時職員が528人、保育園に行く午前中のパート、午後のパート、日がわりランチより半日ランチになるんだね。子供たちは一体、午前と午後と先生が違っちゃうと、こういう保育行政でいいのかという思いもあるんですよ。今、保母がなかなか見つからないというようなことも聞かせていただくんですが、保育園の中では臨時職というのが非常に多い。しかし、1階フロアでも2階フロアでもそうなんだけども、臨時職員が本当に多いですよ。もちろん、それで効率的、効果的に、また実践的に十分やっておられればよろしいわけですが、やっぱり人事当局として本来どういう程度の人事配置がいいのか。財政は財政であります、人事当局の独自のやっぱり人事方針、採用計画というようなものをしっかり持たれることが必要だと思うんですが、採用計画というのは相当向こうまでお持ちになっておるのでしょうか。

○総務課長

採用計画というのは、計画の中で5年間の計画がございますけど、それはちょっと覚えて数字を言いますけど、3人ぐらい行二の職員を減するような格好でなっておりますけど、一般職員については減らすというような計画ではございません。

以上です。

○高橋委員

これ、団塊の世代の中核がだっと退職されました。まだことしは部長職も3人ほどみえるんですか、部課長で5人ぐらいですか。さっき言った若年でやめられる方もみえる、再来年はもっとやめられるですよ、もっと多い、幹部団が。そのやめられる幹部団を、今度は若い職員に置きかえていく

わけですから、当然、人件費は相対的にしばらくは高い人が退職され、比較的安い人を採用するので、その差額が人件費の差になってくるということがあるんですよ。そういうことと継続的に市の幹部団を育てていく、住民サービスの中核を担う職員をどう育てるのか、この柱、そして、日々の業務で住民サービスが本当に住民の期待にこたえる内容になっているのか。こうした点から、やっぱり相対的な人事のあり方についてはしっかりとした方針を持たれるべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。向こう5年間のやつはお出しいただけますか、試みの案で結構ですが。

○総務課長

資料につきましては、早急に準備いたしまして出させていただきますと思っております。

○高橋委員

人事について副市長、私の申し上げた、時々言っておるんですが、私、今言ったような趣旨はね。どういうふうに考えてみえるんですか。

○清水副市長

私も今、各課の仕事も非常に専門性を求められる部分と、毎日毎日が完結型といいますか、そういった職場といろいろあるわけでございます。そんな中で、やはり一定の経験をしないとなかなか十分に活躍していただけないというような職場もございますので、そういったことのバランスを考えながら、適正な配置ということでございますけれども、私もいろんな部分で臨時職員を常に当てにしていくというやり方では、これはなかなかうまくいかないだろうという部分も思いますが、今、御質問者がおっしゃいましたように、今後、定年退職見込み者が相当来年、再来年、ずっとここふえてまいります。その分が若い方を採用、補充という形で若い方を採用すると、全体の人件費というのはおっしゃるとおり縮むという、一時的にはそういうことはあるわけですが、御存じのとおり、いろんな年金制度との絡みで、今、再任用制度ということもはっきり、これもやっていかなくてはならないということでございますので、退職予定者が、すべてが再任用を希望されている

とは思いませんけれども、相当の割合でこれからはそういった方がふえるだろうという見込みでおります。しかも、今の再任用の可能な期間というのが今後、退職されていく方も含めてすべて5年間ということがございますので、そういった方たちをどのように配置していくか、退職補充をどういった形でしていくか、それからまたそういう専門的な部分、そういったものをどういうふうに考えていくかということ、トータルでやはり考える必要がありますし、そういったものを市としても早く確立をしていかなくてはいけないなということでもありますけど、まだその辺が少し年度年度の状況で動くというような部分がまだまだありますので、その辺を少し長期的な視点で考える必要があるというふうには考えております。

○高橋委員

総務課長、採用計画とあわせて職員の年齢構成別職員一覧表、ピアだるなのか、三角形なのか、職員の男女、そういうものも当然持ってみえると思うんですよ、それもぜひ出していただきたい。そして、将来の職員構成が年齢的にどうなっていくのかということもしっかり把握していただきたい。

それから、もうちょっと確認したいんですが、65歳の定年制になるんですよ、地方自治体も、これはいいですね。何年からなるんですか。

○総務課長

まだ詳しい資料が来ておりませんので申しわけないんですけど、その辺のことについては少し把握しておりません。

以上でございます。

○高橋委員

いやいや、それは把握してもらわなきゃいかんですよ。来年、再来年じゃなくて10年後ぐらいに、ちょっと私も細かい何年度というのは部屋へ帰ればわかりますが、65歳定年制になるんですよ。だから、再任用なんていう話ではない、定年制になるんですよ。そのときの身分、待遇がどうなるのか、いろいろ今議論があるんですが、間違いなく65歳になると。何年度になるというのは一つの方

針が明確になっているので、ぜひそれもつかんで全体の採用計画を職員に対してのあり方について深めていただきたいというふうに思います。

それで、さっき言った臨時職員が500名を超えているというんですが、これは職種によるんですが、臨時職員の賃金というのは今幾ら払っておるんですか、職種によりますが。

○総務課長

一般事務の補助でございますが、940円でございます。それから、保育士のほうで、短時間のものが1,150円でございます。長時間のものについては1,200円。それから、軽作業員については、学校の給食の配膳職員という方は920円ということで、あと、一般の作業員については1,390円等でございます。よろしいですかね。

○高橋委員

これ、来年度のモットイナイ作戦で10%カットするというふうの方針を出してみえます。しかも、ゴシツクで臨時職員の雇用に関する人件費はゼロベースから査定することとし、予算要求に当たっては計画書を作成し、総務課人事係の承認を受けた上で各単位、平成22年度予算費10%削減をお願いしますと書いてある。ということは、人を減らすか、賃金を減らすかのどちらかということになるんですよ。これはどういうふうにされるんですか。

○総務課長

その辺のことにつきましては、非常に人数が多いうちのほうも感じておりまして、今年度の団体交渉の中で、次のときに年度にかけて一度組合とうちのほうで臨時職員の見直しを一回図りましょうというような形が進んでおります。その中で、どういったことを検討するかというのはまだ内容的には決まっておりませんが、一般の市民の皆様には透明性の確保とか、それから、中によく見ると市外の方からわざわざ一般職員の方が来ておられる方もおられますので、知立の市内の中でいいじゃないとか、それから固定化されているような臨時職員のところもございますので、3年とかそういったようなルールを、一回見直しも含め

て考えようじゃないかということで、来年度、臨時職員については見直しを図るというような形で協議をしております。

以上です。

○高橋委員

いやいや、労働組合とのかかわりで議論をするということも一つはあるんですが、大事なことは、あなたたち自身がどういう方針を持つかということが大事ですよ。労働組合との対話は、あなたたちの方針との関係で出てくる話で、そこは軽視しちゃいかんし、大いにやればいいと思うけども、労働組合との交渉でこうなっていますなんていう話を、私はきょうここで聞きたいと思いませんよね。そういう事実があることは承知しますけども、いいですか。

問題は、10%カットするということですよ、方針は。つまり、人を減らすのか、単価を減らすのか、二つに一つでしょう、これ。私は、さっき副市長の答弁があったように、かなり仕事が難しくなり専門的になっている。そういう人をそういう部署に、今パート、臨時職員の方が結構張りついている、補完しているんですよ。正職員は基本的にふやしていかない。それで財政が厳しいからといって一番弱いところへメスを入れるというやり方はいかなものかというぐあいに思うんですが、合理化し、議論をし、必要などころには正職員化を充当しながら全体的に正職員の比率を高めていくんだと。その結果、臨時職員が減少してくるといって方向性を明確にされているなら、それはそれで結構なんだけど、正職員はふやしませんよ、臨時職は減らしますよ、賃金もカットしますよと、これでは市役所が人減らし合理化、ワーキングプアの先頭に立っているというふうに言われても返す言葉がないじゃないですか。改めて答弁を求めたい。

○企画政策課長

今回の予算の来年度の予算編成に当たりましては、委員のおっしゃいましたように人件費、賃金の中で平成22年度予算費10%マイナスというのを職員のほうに、各部署のほうに私ども財務担当の

ほうから通知いたしました。

その内容といたしましては、今、私どものほう
が考えておるのは、どこの部署もということでは
ございませんが、非常に先ほど来、お話の出てお
りますように、臨時職員の数が増大してきており
ます。中には、臨時職員に頼らなければできない
業務もあるかと思いますが、反対に、マンネリ化
しておるような雇用があるのではないかと。そう
いったものを新たに一度、私どものほうで見直す
べく、またそういったところの所属職員、正職員
の配置も人事当局のほうから適正な配置をしてい
ただくべく、また採用もしていただくべく、そう
いったところで最終的に臨時職員がどのくらい必
要になるのかということを私どものほうで各職場
を歩いてといたしますか、見ながら、特に目立つよ
うな所属についてはもう、今ちょうど予算査定中
ではございますが、その担当部署のほうに、来年
度は申しわけないが臨時職員の雇用を1名減して
ほしい、雇用時間を査定してほしいというような
今要求をさせていただいておる最中でございます。
決して賃金を低くするというものではございませ
ん。

以上です。

○高橋委員

先ほどお示ししましたように、臨時職員は年々、
かなりの比率でふえています。正職員のほうはど
うかといいますと、横ばい、もしくは若干増加傾
向だけでも、前、平成15年458人ですから、今は
平成22年、平成23年465人です。この10年間、
8年間でほとんど正職を受けていない、臨時職員
はがさっとふえている。この傾向は、これは事実
として否めない実態でありまして、ここで臨時職
員を減少させていこうと思えば、やっぱり正職員
を適切に配置するという流れと歩調を合わせない
と、これは職場で人が減るだけのことで、また正
職員に、逆に言うと負担がかかり、ストレスがふ
え、そして職業病みたいな形で登庁できない一般
職もふえるという繰り返しになる。したがって、
最小の経費で最大の効果を上げる、ここに留意し
つつも、やっぱり適正な職員配置で適正なサービ

ス、ここの関係をきちっと担保しながら対応す
ることが必要だと思うんですが、改めて答弁を求め
ます。いいですか、そういうことで。正職員の一
定の補充、この辺は担保されておるんですか。

○総務課長

退職分につきましては、それは一定の職員につ
いては採用をしていくつもりでございますので、
そういうような形から減らしていくというような
考えは今のところを持っておりません。

以上でございます。

○高橋委員

ぜひ先ほど申し上げた採用計画、今答弁があり
ました保育士1,150円を初め、臨時職員の賃金と
職種、そしてその職種に張りついていらっしゃる
臨時職員の人数、これもわかったら一度セットで
資料提出を願いたい、よろしいでしょうか。

○総務課長

はい、わかりました。

○高橋委員

57ページに時間外手当というのがあります。

これ、一般職の給与の総括表なんですが、これ
を見ますと、給料は補正前、補正後に比べて
3,729万円減少しています、一般職でね。職員手
当は若干の増、そして、その内訳がずっと述べら
れていますが、2段目の一番右に時間外手当につ
いて補正前、補正後の比較がされております。
302万6,000円の補正増と、こういう結果になっ
ておるんですね。これは市役所横断的につかんでお
る。内容をちょっと御説明ください。

○総務課長

この時間外の主なところでございますが、一番
大きいものは、特殊勤務手当、ちょっと済みませ
ん。

○高橋委員

時間外手当を聞いておるんだけど。特殊勤務手
当はゼロじゃないかな。

○総務課長

済みませんでした。今回、防災のほうの関係で
派遣をいたしましたので、その関係のものが主な
増でございます。

以上でございます。

○高橋委員

ちょっとよくわかりませんが、防災で派遣された分が増になったってどういうことですか。

○総務課長

派遣した職員については、向こうの派遣で、例えば5時からもう少し仕事をやるというような形になりますと、そのときに時間外というような形で対応していく形になっておりますので、それはうちのほうからじゃなくて、向こうのところに派遣した以上は、向こうのほうになるべく協力するような格好でというような形で思っておりますので、そういったことで職員が対応したのものについては時間外で払うというような形になっております。

以上です。

○高橋委員

水道部を初め保健師でしたか、派遣をされて向こうで5時以降まで頑張った方については時間外手当も支給すると。したがって、その分を含めて300万円の増額になっているということですね。

さっき私、消防職員の公務災害補償、高木委員が質問されたんですが、東日本大震災でとうとい消防団員が命を亡くされて、当然公務災害の対象になって、補償金がたくさん要ると。したがって、その補償金を全国の消防団で出し合いましょうねという話だというわけですね。それが補正予算がついたと。私、こういうやり方はどうかと思いませんね。これは国家が補償すべきじゃないですか。殉職された消防士の補償について、当然、公務災害補償に入ってみえますから、そこでお金は払うんですけども、一時期に当然歳出が多くなりますので、基金を持ってみえるのか、どうやってやってみえるのか私、知りませんけども、それが枯渇してくるという場合は、これは国家的な災害でああいう犠牲になられたんだから、それは、国がその分をこれで使ってくださいと。第2次か第3次か補正か知りませんが、こうやるのが筋じゃないかと私は思うんですよ。これを全国の消防団員に負担させると。そりゃ、互助会でいいんだけども、

あのような大規模な震災で、しかも言い方は悪いけども、本当に水門を閉めるために危険だということを承知で行かれて津波に巻き込まれたと、こういう方々。この方々の公務災害の補償を全国の消防団員に求めるというやり方は、これはいかなものかなと。平時の場合、全体的に補償額がふえてきて、全体的に掛け金を上げなきゃいかんということはあるかもしれませんが、あの災害でたくさん亡くなったので全国で補償せよというのは、これはちょっと私、きょう初めて聞かせてもらって、こんなことでいいのかと。なぜ野田政権はこれを国費で入れて、全国の消防の皆さんには迷惑かけませんと、こうやらないのかと不思議でしようがないんですが、担当課長、どんな御感想ですか。

○安心安全課長

当然国家的な大災害でありますので、国家が賠償するのが本位かなと、そんなふうに思っております。

○高橋委員

今、議論になっているのは、名古屋市なんかは相当長期にわたって向こうへ張りついてみえますが、派遣で。この人たちは当然、今言ったように食事しなきゃいかん、食っていかなきゃいかんですから、だれが人件費を払うかということですよ。現在は、当該自治体が払ってみえるんですよ、多分派遣されたほうが払っておるんですよ。これでは幾ら何でも大変だということで、その派遣された人の人件費は国が見ようじゃないかと。その派遣先の自治体に、陸前高田なら陸前高田の税金で賄うなんていうことはいかんと。国が肩がわりしようじゃないか。じゃ、名古屋市が出すのかということもおかしな話ですから、人を送って支援しているのに人件費をどうするか。これは、私は国がその分を補てんすべきだと、私は当たり前だと思うんですよ。イロハのイの字だと思うんですよ。

ところが、消防団については団員の互助精神だからといって、団員に負担をさせるというやり方、きょう初めて高木質問で私も認識を改まったんだ

けど、こういうところまで国のやり方というのは腐ってきておるのかなど。言葉は悪いけども、そんな思いを禁じ得ません。

今井課長、時間外、そういうふうにつけたということですが、これも、私ども時間外については神経を使ってなるべく過重負担にならないように、長いこと勤勉に働いてもらうのは結構だけでも、健康を害さないようにということを留意しながら今までもる意見を述べてまいりました。来年度のやっぱりモットイナイ作戦では、これも10%削減と、こういうゴシック方針があるんですが、これはどういうふうに対応されるのでしょうか。

○総務課長

時間外の実績でございますが、平成22年度、時間数でございますが、選挙と防災とかを除いたものでございますが、3万8,985時間、平成21年度から比べますと、平成21年度が4万3,296時間ということで4,311時間、これは前年度よりか下ってきておりますが、平成19年度で見ますと2万9,903時間ということで、平成18年度も2万8,948時間ということで、全体で見ると平成22年度下がったといってもまだ高い数値でございますので、私どもが一番考えているというのは、時間外のことよりか、やはり職員の健康のことでございますので、時間外が多いところについては、管理職に職員の健康とかそういったものを気を使うような形で課長会議では言っているつもりでございます。

それから、特に時間外が固定化するというような形もございますので、各課の管理職が絶えずそういったものは見ているというふうな形で思っております。うちのほうの人事のことからいけば、時間外を減らしたいというのは予算上ではございません。職員の健康を考えまして減らしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池田滋彦委員長

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時08分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

臨時職員の人件費を減らしますよ、あるいは残業を減らしますよと、そういうふうにおっしゃいますが、現実、なぜ残業がこういう実態になっているのかということをやっぱりきちっとつかんだ上でこのモットイナイ計画が出てこない、何かモグラたたきのようにたたけば一応へこみますよ、そこは瞬間的に。しかし、本質的な解決にならないようなたたき方で作戦が練られているような気がしてしょうがないわけです。また、そこが一つは切りやすいという側面もあるかもしれません。

さっきから議論があるように、今市役所の職員の仕事は大変毎日が修羅場、こういう言い方が適切かどうか知りませんが、日々緊張されながら仕事をされているんですね。大変利害の調整、あるいは予算の実態、これらを考慮しながら、非常に苦労しながら仕事をされておると思うんですよ。我々地方議員も昔のようなスタイルでは、皆さんとも対峙して論戦はできない。また、有権者の期待にもこたえられない、そういうところへ来ておると思うんですね。

そういう中で日々業務があり、職員が張りつき、そして予算があり、決算があると。そういう結果として時間外の金額が出ておるわけですから、明らかに時間外に仕事を延ばしてやっておられる職員があつちにもこつちにもおるというなら、これは10%切る、いや2割切るということで話は進みますが、これは営々とした議論があつたんですよ、今までも。営々とした議論があつて今日、かなりスリムになってきたけども仕事量をこなさなきゃならんと、この現実もあるわけですよ。そういう中でどうやって削減するかというのは知恵が要るんじゃないかと私は思うんですよ、上司の知恵が。あるいは職場改革といいますか、そういうことが必要になる。あるいは、職員をふやして仕事を分け合つて全体に残業数を減らしていくということが必要ならばその手も打たなきゃいかん。そういう処方がないままこれは重要課題ですよと言

ってゴシックで彩りすれば減るというこの考え方というのは、ちょっと私、現実をよく見ていらっしやらないんじゃないかと。減らせそうだからたたいてみると、一度。そりゃ、ちょっとへこむかもしれない。私はどうもそんな気がして、別にけちをつけておるわけじゃない、なかなか難しい課題なのでちょっと反面教師的に申し上げておるんだけど、そういうことじゃないですか。なぜ残業がこうなっているのかということ进行分析されたような、そんなことはあるんですか。あれば聞かせてください。

○総務課長

予算を組むときに、主管課のほうからそういうような時間外の形をうちのほうで一応出させていただきます。それが余りにも去年と比べて多い場合につきましては、これはどうしてこんなに多いのというような形で聞き取りをするような格好になっておりまして、調整するような格好になっております。それがうちのほうでいうと積み重ねの時間外の見直しと言っておかしいんですけど、そういうような形でやっております。

以上です。

○高橋委員

これ、もう一度時間外手当の決算は資料を見れば全部わかります、決算の額は。だけど、何時間かということまではわかりません。だから、各課ごとの縦割り年度、何年までかちょっと明確にしませんけども、縦割りの年度の課ごとの時間数と、その年度の残業手当総額というのは出ておるんでしょう。それを一度議会で御提出いただきたいというふうに思うんですが、どうですか。

○総務課長

これにつきましては、ちょっと担当課のほうに確認をいたしまして、もしすぐ出るものでしたら一緒に出させていただきますというふうに思っております。ということでございます。

○高橋委員

じゃ、ぜひお出しいただきたいというふうに思います。

事ほどさように、やっぱりその処方が明確でな

いまま、きれいきれいというだけではやっぱり展望が見えてこない。例えば、事務用品、消耗品みたいなものは各課で買うなど。そのかわり一括で安く買って分け与えるから一括購入にしようよという話については一定程度理解できるわけですが、今の二つの点についてはより精査をして、実態に合う形にしていきたい、こんなふうに申し上げておきたいと思います。

少し具体的な話に入りたいと思うんですが、29ページに防災無線の話があります。これは、実施計画のメニコンでも出ていますが、毎年毎年、古い同報無線の子局を2基更新して、新規を一つふやしていくんだと。向こう3年間、平成24、25、26年の3年間、更新が合計6基、新設が3基と、こういう実施計画上の流れになっているんですが、答弁では、聞こえないところは不調申請でお願いしたいと。あるいは、更新についてもという趣旨の答弁があったんですが、改めてこの3カ年のローリングプランにおける更新と新設についての考え方、あるいはその手続、どのように考えていらっしやるのかお聞かせください。

○安心安全課長

先の実計メニコンの中でいろいろお話をさせていただきました。それで、毎年度古い機器の更新を2基、それから新規に1基ずつを今後3年間にわたって整備したいと、そういうお話をさせていただいたところであります。委員の意見としては、情報伝達的手段としては有効なものであるので、できるだけ早い時期に進めていただきたいというような御意見もありました。そういうことでありますが、財政的なこともありますので、計画的に古いものから順番に、更新については特に設置年の古いものから順番に更新をかけていきたいというふうに考えております。

それから、新規につきましては、今私どものほうが調査した空白地域、あるいは難聴地域というのが見えますと大体8から10カ所ぐらい、図面上ではありますが、あります。そういうところを順次、皆さんにお話をかけながら、地域の中で要望を出していただいて、うちはどうしても欲しい

んだよということであれば、そちらのほうを優先的にその年々の予算に上げて、実計と合わせながら1基ずつ増設をしまいたいということで、この平成23年度、今回補正予算で西中町1基増設ということで上げさせていただいております。今現在、要望が出ておりますのが牛田町の区長のほうからも要望が上がってきておりますので、これは一度地域のコンセンサスや何か求めながら考えていきたいなど、そのように考えております。

○高橋委員

私、二つ議論すべきポイントがあると思うんですね。一つは、この土木の区長申請とは少し中身が違うと思うんですね。区長申請とはいうものの、私は、防災同報無線ですから、聞こえないところがないようにしたいというのであれば、今ちょっとおっしゃったんだけど、現在23基でしたか、子局が。23基あるんだけど、どこに聞こえない地域があるのか。どこに過剰なハウリングするような地域があるのかというものを私は行政がしっかり握られるべきだと、まず。そして、その地図をつくるべきだと、持ってみえると思うんだけどね。

それで、これは災害情報を流すわけですから、行政がある意味では主導的にここは必要ですよと、ここも必要ですよ。いや、あなたのところはつけてくれというけど、ここは必要ないじゃないのと、聞こえておるじゃないのと。私はそういう意味で、行政がまず主導的な計画、同報無線設置計画をつくられるべきだというふうに思うんですよ。つける段階には、区民にどういう反応があるのか。それはいろんな意見があるので、そりゃ、つけられるときに区長の意見を聞かれるというのはいいと思うんです。けども、手挙げ方式で、手を挙げてくださいよと。早い者から順番につけていきますよという程度の話では、ちょっと違うんじゃないかと、これはというふうに私は考えます。そうでないと、自治体の責任が果たせないですよ、防災に対して。

だから私、きちっとつかんでおられるなら、当市議会に防災無線の不案内な地域はこういう地域ですという地図を明示して出してほしい。それを

我々も検討しながら、だったらどういう計画で、どういう年次で、いつまでに聞こえるようにするんだということをお互いに議論しながら合意して、しかし、事は順番ですので、それは、順番は区長がわし一番にやりたいという声があれば、そりゃ、そういう声も尊重するということだけでも、区長の手挙げが私は主流じゃないと思うんですよ、この同報無線は。自治体が聞こえないところをどう掌握して、そこをどのように埋めていくのかという自治体側のアプローチが私は大変重要だと思うんですが、どう思われます。

○安心安全課長

当然防災行政無線という性格上、市が主体を持って進めるべきものであると考えております。私どものほうも、できるだけ今の机上での計画では、このあたりに順につけたらいいかなというようなものは持っているんですが、これがやっぱり地域の住民から、同報無線も賛否両論ありまして、やっぱりやかましいから要らないとか、どうしてもつけてほしいとか、いろんなお話があって、住民コンセンサスを受けていただいた上でやっぱりやっていかないと、今後の運営にも支障が出るだろうということでもありますので、うちのほうの机上の計画の中でも優先的にまた手が挙がってくれば、そこを優先にしていきたいなど、そんなふうにしておるんですが。

○高橋委員

私、同報無線のこの防災伝達について、メリットとデメリットがあると思うんですね。そこをきちっとやっぱり掌握して事を進めなきゃいかん。例えば、同報無線は津波の海岸部に向けて、大きな音で海岸部に津波が来ますと、これは大いにやらないかんと思うんです。これは、同報無線が一番効果的だと思うんですよ。海辺で作業をしてみえる方があるかもしれない。あるいは、海で波に戯れてみえる方があるかもしれない。あるいは海を散歩してみえる方があるかもしれない。津波が来ますと、ぜひ避難してくださいと、これは思いっきり同報無線で周知することが必要だと私は思うんですよ。これがないと個々の防災ラジオでは

屋外の人に対応できない、これはもう非常に大きなメリットだと思うんですね。

しかし、同時に、集中豪雨で雨が降り、風が吹いているときに同報無線で幾ら大きな声を出しても締め切った戸の向こうに聞こえないというデメリットがあるんですよ。これは、東海豪雨のときに逢妻町、どうやって周知したかといったら、玄関の戸をたたいたんですよ、消防団の方が、関係者が。玄関の戸をたたいて、山田さん、山田さんと、水が来ますよと。逢妻川の右岸堤岸もはらんしますよといってたたいたんでしょう、あれ。同報無線で100遍言ったって聞こえなかったんですよ、あの豪雨と密閉した部屋の中では。こういうところに100基同報無線をつけたって、これは投資の効果が無い。このデメリットですよ。

それからもう一つは、地震のときはどうなのかと。これは比較的風もないし雨も降っていない、一般的にね。だから、地震情報も同報無線は有効ではないのかというのは私の意見ですね。

そういう同報無線のメリット、デメリットをしっかり踏まえた上で、災害情報が伝達できない地域があるとすれば、その地域をきちっと行政が洗い出す。地図の上で明確にする。その上で、具体的に設置する場合にはやかましいという声もありますからね、これ。真上でやられちゃもたんという声もありますから、じゃ、どうされるんですかということは相談があってもいいと思うけど、とにかく絶対的に聞こえぬ地域はこういう地域だというのはきちっと行政が拾って、それを示すことが必要だと、災害対策の本部が。災害対策の衝に当たっておる人が示して議論を起す、こういうことが必要だと思うんですが、いいですか、それ。私と同意していただけますか。

○安心安全課長

今の高橋委員の説はごもっともなお話で、大変同報無線に対する御理解も深くということで関心をいたしておるわけですが、やっぱり同報無線のメリット、デメリットを当然考えながら、ほかの情報伝達手段、例えばインターネットであり、テレビによる報道であったり、最近ではエリアメー

ルという、NTTドコモが提供しておりますエリアメール等々の災害情報を提供できる情報提供システムがありますので、そういうものもあわせて使いながら、住民の安全・安心を確保していくというふうに考えているところであります。

同報無線の設置に関しては、やはり私どものほうが、ここが空白で聞こえませんよというようなところをやっぱりその地域の方にお示しをして、皆さんどうされますかというような御意見も聞きながら整備を進めていくというのが至極当然な話だと思いますので、今後そのような形で進めてまいりたいと思います。

○高橋委員

だから、現在計画ができておるなら、それはそれで結構ですので、あるいはもうちょっと手を入れなきゃいかんと。風向きその他で変わりますので、そう単純ではない側面があります。放射能と一緒に、風向きその他で変わりますので、単純とは言いませんが、しかし、おおむねブラックボックスになっているところはこういう地域だと、これをきちっとつかみ、お示しして、区長会にも示す、市議会にも出していただく、いいですか。その上で、どうするんだということを同じテーブルの上で議論をして、同報無線をつけるかどうかという議論が、実は防災対策そのものの議論に発展していくと思うんですよ。私は、そういう議論を起してもらいたい、行政の側から。どうですか。その上で、同報無線だけでは、さっき言ったようにメリット、デメリットがありますから、デメリットをどう補完するかということについては補完の代替伝達機関をどうするのかと。今回、防災ラジオも来年度ひとつモデル的にやろうとおっしゃるのも、その代替伝達機関ですよ。だから、そこで聞けないところは代替伝達機関をどうするのかということを詰めていかなきゃいかんと思うんですが、前段の部分、市がブラックボックスを明確にして、そういう議論を起していく、市議会、区長会。どうですか。

○安心安全課長

私どもが調査を業者のほうに、今現実に23基の

子局がありますので、そこからどの範囲まで可聴かということで示したものの。それから、それに付随して、じゃ、空白になるのがどの部分だというのが示されたのがございますので、それを皆さんにお示しをして、今後の設置整備計画に盛り込んでいきたいと、そんなふうを考えております。

○高橋委員

そういうことが明確になれば、あと同報無線は何基新設が必要なのかということもお互いに見えてきますがね。市長は約束したじゃないかとなどと突っ張った議論は市議会でしなくても、この計画に沿っていくんだなということがおのずと手にとれるんじゃないですか。部長、いいですか。そういう資料を市議会や区長会へお出しいただけますか。

○総務部長

同報無線の新規の箇所については、私ども把握をしております。ただ、先ほどからお話がありますように、大きな建物、また風向き、いろんな意味でまたつかみにくいところもございますが、新規については私どもどちらかというところと引いた形で今まで来ました。なかなかこれも住民の方との理解、これをつかむのがなかなか非常に難しいというのが実態であります。エリアとしてはこうだというのは持っておりますが、なかなか地元へどうですか、どうですかといった動きをしてきませんでした。ただ、この3月11日以降、ああいった震災を受けてその機運が高まってきた中だろうと思います。今までは割と愛のチャイムが非常にうるさいというお話が多かったわけです。本会議の中でもそういったお話が出ました。そういった意味からしますと、今、市民の方たちのそういった考え方も多く変わってきた部分がありますので、そういった意味ではいろんな形で地元のほうにも問いかけができると思います。

それから防災ラジオですが、この防災ラジオも非常に今までちゅうちょしてまいりました。これはなぜかといいますと、屋外にある同報無線のマイクがまるっきり自宅の中にあるのと同じことになります。ですから、自宅の中で愛のチャイムが

すごく明確に聞こえる状態になります。ですから、愛のチャイムは嫌だけれど、いざというときのその情報だけが欲しいと、こういう形にはなりません。やはり強制に発信される情報ですので、そういうぐあいからしますと、防災ラジオも極端に言うてうるさいからといってコンセントを抜かれてしまいましたら、それは何の意味もなくなってしまいます。ですから、愛のチャイムも心地よく聞く、そのかわり、緊急の場合の情報も得ると、こういう気持ちになっていただかないとこれは通用しませんので、そういった意味からすると、防災ラジオもなかなか簡単なものではないなということを感じておりますので、今回そういったテストケース的なものを一遍試してみたいというお話でございます。

先ほど来から、新規のものにつきましては、前向きに私どもも考えたいわけですが、ここに住民の方たちの理解が非常に難しいというこの難題をクリアする必要があるというふうに考えております。

○高橋委員

住民がどう受けとめるかは、これは住民の側でしっかり議論をしてもらえばいいと思うんですよ、区長を含めて。だから、つけるのかつけないのかというのは、そこの皆さんの意見もよく聞いて対応するという必要は必要だけど、聞こえていないエリアを自治体側がきちっとつかんで、それを情報提供するということが最低限必要な対応ではないかと。いいんですね、それは、出してもらうということは。

○総務部長

私どもそういった情報提供で住民の方たちに少しでも理解をいただくという形では思っております。

○高橋委員

もう一つ観点があるんですが、そうやって更新もするし新設もすると。しかし同時に、私、前、デジタル化をするんだと、同報無線は、今はアナログで、デジタルが来たときにはこの施設ではだめなんだということを承ったことがあります。今

度、実計メニコンでも書いてありますね、そのことが。何と書いてあるかといいますと、同報無線にもデジタル化が進められており、近い将来、同報無線システムの再構築の可否を含め、市民の皆さんの御意見を踏まえて研究していきたい、こういうふうになっておるんですよ。ここは、デジタル化はどういうふうになっておるんですか。ちょっと明らかにしてください。今はアナログですか、これ。

○安心安全課長

現在アナログ無線でやっております。総務省が今、電波の有効利用ということで進めておりますデジタル化ということで、現在承認されるのはデジタル化されたものでないと同報無線は整備できないというふうになっております。過去に整備されたもので、継続してやるものについては、当分の間そのまま使用できるということでございますので、この機器がまだ使えるうちは大丈夫かなと思っておりますけれども、最終的には双方向の通信ができるような形の、今はアナログですので片方向、私どものほうから一方的な情報伝達しかできませんが、デジタル化にしますと、現地からこちらに情報がやれるような、双方向通信も可能となります。それから、画像を送るような、テレビカメラや何かを設置して、画像もこちらに送信できるような、そんなこともデジタル化を進めることで可能となりますので、将来的には、何年か先になるかわかりませんが、機器の取りかえの費用として本体の基地局も含めて数億円のお金がかかるということになります。例えば、今立っているパンザマスト、柱ですが、こういうのはそのまま利用できますので、機器と本局、基地局の更新がデジタル化の数字になるのかなと、そんなふうに思っております。

○高橋委員

そうすると、更新もしますよと、新設もしますよと。3年間だけで新設が三つと更新が六つ、九つ、大体900万円程度、2,700万円。10カ所程度聞こえんところを全部埋めようと思うと、3倍ぐらいのお金がかかるわけでしょう。そうなっ

た段階でデジタル化なんだと。こういうことになったら、今おっしゃるように支柱は使えるかもしれないけど、子局も親局も変えないかんでしょう、これ。それは何かいつかよくわからんと、しかし、やみくもに整備するんだと。やみくもに整備というのはおかしいけど、進めていくんだという今の方針。いやいや、もうデジタルしかあかんよと。去年アナログで設置したら、デジタルに変えなきゃいかんと、こういうことはまさに二重投資というそしりを受けるんですよ。ここら辺はしっかり見据えないと問題じゃないですか、これ。どういうふうに見ておられますか。わからんということですか、まだ。

○安心安全課長

まだ総務省のほうからこれがいつまでというような年度が示されておられません。このままアナログが使えるというふうに私どものほうは考えております。

○高橋委員

新規はデジタルでなきゃだめだと。うちの場合は既設ですので、今のアナログでも結構だと。既設の更新と、既設の子局の新設をしていくわけだね。だから、子局の新設も既設の中での増設と、こういうことでしょう。子局をデジタルというわけにはまいらるので、子局もアナログで新設していくわけでしょう、更新もしていく。けども、今ちょっと安心安全課長がおっしゃるように、そのままずっと既設のやつはいいですよという担保があればよろしいんですが、ここにあるように、近い将来、同報無線システム再構築の可否を含めと、こう書いてある。ということは、近い将来、その可能性を示唆してみえるわけですよ、これで。違うんですか、総務部長。そこら辺を見きわめないと、先ほど前段の議論というのはおかしくなるんじゃないですか。

○総務部長

確におっしゃられるとおりで、アナログというのは、いずれかやめてデジタルに変わっていくという今のお話の方針であろうと思います。ただ、今この同報無線そのものは、新規のところ

についてはデジタルで全部設置しなくちゃ、先がそういう方向でございますのであるんですが、多くのところがアナログの放送であります、日本全国今まであったところが。ですから、これがいつの段階でというのがなかなか明確になっておりません。今現在としましては、私どもはこのアナログが継続して使えるという前提に立っておりますし、そのように昨年も補助をもらいまして、本局のところの整備もさせていただいたところであります。ですから、その代替として、今、地域防災無線という相互通信ができる無線も91基配置して、そういった補完的な役目も務めております。

今後、どこかの段階でそれが必要になるかというお話は確かにあると思います。ただ、今ここに来て一遍に変えない限りは両方との機械を使って放送をするという形にはまいりませんので、やはりなかなか難しい選択に迫られているのは事実であります。今現在としてはアナログのやつで進めていきたいというふうに思っているのが現実でございます。

○高橋委員

手探り状態でやがて来るだろう可能性の高い既設同報無線のデジタル化、これをにらみつつも、しかし現実的には同報無線の拡充という点ではアナログでやらざるを得ないと、このジレンマの中で選択があるわけですが、実施計画で示されている方向を具体的に推進しながら、やはり早く情報をつかんでいただいて的確な手を打たないと、せっかくならば二重投資というふうにならないように、これは行政の責任に属することだと思うので、ぜひその点は心して対応していただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、私、大切だと思うのは、放送する情報を厳選しなきゃいかんというふうに思うんですよ。本会議でイベント情報等も流せないかという趣旨の御発言がありましたね、町内会ごと。さっきの答弁では、12月1日から要項を変えて町内会が広く使えるようにしたいというような御趣旨があったんだけど、これはオオカミ少年で、便利だからといって一律の情報を上から

と流すというやり方というのは、ちょっと前近代的ではないか。確かに、運動会を中止したいと、どうしたらいいのかと、そりゃ、同報無線を使えばいいということがあるんでしょうが、果たしてそういう伝達方法が災害情報ではないのにひとり走りしていいのかという危惧を私は持つんですね。それは結果的にオオカミ少年で、同報無線に対する注目度が下がると。その分野ではメリットはあったかもしれないが、同報無線の情報の中身について、やっぱり信憑性を落としていくということになると、これはやっぱり問題ではないかというぐあいに思うんですよ。

昔、委員長の住んでみえる谷田町で農作業放送というのを毎日やっていたよね、JAが。谷田町の皆さん、きょうは何とかかんとかをやりましょうといって毎日朝、農協でございまして、谷田農協ですといってやってござった。あれは、農村集落でみんなそれにかかわってみえますからその情報は大事だったし、だれもやかましいということはいませんでした。しかし、今のこの谷田町であれをやったらどういうことが起きるか。大概にしておけということになると思うんです。

したがって、この防災無線というのは、私は情報のエキスのみを流すというところにやっぱり信憑性があり、価値がある。トランペットも本当に7時と6時に鳴らすのがいいのかどうかということも吟味する必要があると思うんですよ。子供、帰りましょうという放送そのものは、私は悪いと思いません。ちょっとトーンを下げよという質問もありましたけど、同報無線であれを恒常的に流すのがいいのかどうかというのは、私は支持する方もあるけれども、もう一度情報の厳選ということで議論する必要があるんじゃないかと思うんです。

その上に立って、これは災害時だけなんだから、災害時、やかましいと言っちゃおれんわけだから、災害時だけなんだからお互いにしっかり情報を聞きましょうと。そうでない平時は音は流れませんよというふうにきちっと同報無線の果たすべき役割を厳選して、それが市民全体のものになってお

れば、何でおれのところへ聞こえないんだということになると思う。だけど、要らない情報までがながん入ってくるという前提があるから、おれのところは要らないよということになる。

したがって、これは二律背反で難しいんだけど、本当に同報無線が災害無線として有効な機能を発揮しようと思ったら、極めてその用途を厳選しなきゃいかんというのが私の意見ですが、どうですか。どう思われます。

○安心安全課長

せっかくそういう無線として防災行政無線ということで設置をして、過去にはいろんな市の行事の御案内も同報無線で流ささせていただいておったこともあります。例えば、市民運動会だったり、いろんな行事の御案内が、あしたありますよ、きょう中止になりましたというようなお話もさせていただいたことがあります。

それから、先ほど御紹介のありましたように、農村部というんですか、昔農業をやっているところの地区、谷田も含めて新林だとか西中とか牛田とか、あちらのほうでは農協放送、あるいは町内放送というような形でラップをつけて放送をして、必要なときにはきょう何々がありますというような行事情報を流しておったということで、最近では、外から聞こえる音よりもうちの中にもってテレビから情報を得る、あるいはインターネットから情報を得るような世帯が大分ふえてまいっております。それで、余り外で大きな音を立てるとうるさいというようなお話も聞いております。私どもが調べた範囲では、同報無線を朝晩、私どもは点検のためにということで流させていただいております。それから、愛のチャイムは子供たちの健全育成のためにということで流させていただいておりますが、他の市町村で流しているところはなかなかないと。やっぱり住民の皆様からうるさいというような声があって十分に流せない。本当は点検のために日に1回ぐらいは流したいんだけども流せないというようなお話も聞いたことがございます。やっているところでは、昼のちょうど12時にチャイムを流すというぐらいのことは

やっているようですが、なかなか音声、あるいは夜空のトランペットみたいな、愛のチャイムみたいなあいう音楽を流すということもなかなか難しいように聞いております。

そういうことの中で、やっぱりせっかく同報無線、防災行政無線という位置づけではありますが、拡声装置としての使い道もありますので、もう本当に使い方を厳選して、できるだけ絞っていただき、何でもかんでも使えるという話ではなくて、大事な情報を皆さんに周知したいというようなものに限って、今回、12月1日の規定設定の中でやっていきたいと、そんなふうに考えております。

次の区長会等にもそういうお話をさせていただきながら、できるだけ防災行政無線が当然最優先だということの前提の中でこれを利用していきたいという願いをしまりたいたいと、そんなふうに考えております。

○高橋委員

御答弁がありましたように、かつては市のイベント情報もやるのか、中止するのかということも含めて同報無線でやっていた時期があるんですよ。これは、流すほうは便利だから、主催者はこれをやっておけば周知するだろうということだけでも、関係ない人から言えばまさに余分な情報を耳元で大きな声でやってもらうことについては不愉快ということですよ。

さっき言ったように、同報無線が一番働かなきゃいかんことは、災害情報を的確に早く周知するところがこの同報無線の最も重要な任務ですから、災害情報というのは要らない情報を流しておたのでは、これは災害情報じゃない。欲しい情報、自分たちの生死にかかわるような情報ならば、窓をあけてでも、外へ素足で飛び出ても情報を聞くんじゃないですか。そういう情報が同報無線から流れるならば、まさに同報無線が鳴ったときには災害時なんだと。同報無線が聞こえたときには災害時なんだと、そこから緊張が始まって、何をしゃべったのか、どういうことを言ったのか、寸分漏らさず聞かなきゃいかんという姿勢になると思うんですよ。ところが、要らない情報まで便利

だからということで多機能型でやるものだから、要らない情報の方々からすればやかましいと。やかましいということは、同報無線が聞こえなくてもいいと。ということは、防災情報も伝達されないと、こういうことになるんですね、必然的に。

だから、そういう私の述べていることが市民全体の合意になるかどうか、これは私、必ずしもよくわからんわけですが、そういう使い方をして初めて災害情報無線としての機能と役割を遺憾なく発揮する重要な伝達機関ではないかというふうに思います。オプションはつけないほうがよいというふうに思うんですね。これが市民合意になるかどうかはちょっとわかりませんが、そういうことであれば、私はやかましいという声はなくなっていくのではないかということだけ申し上げたいと思います。総務部長、どうでしょうか。真剣に一遍、検討してもらえませんか。

○総務部長

市を挙げての情報伝達、こういったものが本来の同報無線だろうと思います。ただ、この同報無線の使い道では、特に海岸沿いにおいては同報無線の設置が日本全国的には多いようなお話を聞いております。これは、小さいエリアでの話で、本当に地域住民の方に親しんでもらう同報無線という位置づけがあって、今、谷田町の昔の話も出ましたが、そういったもので親しんでいただくという使い道も確かにエリアが小さければ小さいほどあるような気がいたします。そういった意味で、小さいエリアで使えないかという申し出でありますので、そこら辺は親しんでもらうためにも、ひとつほかの地域でもそういった使い道があるということならば一遍検討しようということで検討してまいりました。この辺はおっしゃられるとおりで、やはりいろんなことがあって使われるということになりますと、同報無線が鳴ったときの市民の反応というのはまた違ってくると思います。今おっしゃられた意見も大いにあると思います。そこら辺についても、今回お使いになるときには本当に厳選された中身で使っていただきたいというのが私どもの気持ちでありまして、その取り扱

いについては、ばんたびお届けをいただいて、使い方も御指導させてもらって、精査した上で使っていただくならというような要項の内容になっております。ですから、使いたいという申し出の中には頻繁にということでしょうけれど、そこら辺が、今せめぎ合いの中で一つの要項をつかって厳選していきたいというのが今の考え方でございます。

以上です。

○高橋委員

ぜひ私の意見も精査していただきたいと、そんな思いであります。

最後に、特定規模電気事業者の件について伺いたいと思います。

先ほど杉山委員からもございましたが、少し話が変わってきたような、かつて企画部長から代表者会議に冊子を含めて御説明をいただいたんですね、あれからちょっときょうのニュアンスが変わってきているというふうに率直に受けとめています。それで、毎年毎年、年度末に次年度どういう契約をするかを検討しながら対応すると。つまり、PPS、特定規模電気事業者の供給能力と需給の需要のバランス、これは変わってきたんだと。みんなが中電から離れて、このPPSの発電所のところへ声がかかると。もう発電量決まっているわけですから、そうは需要にこたえられないよと、ということだと思うんですね、おっしゃっていることは。そうなると、また中電に乗りかえますよと、こういうこともおっしゃった。

私、代表者会議のときに申し上げたんですが、三つの点がポイントではないかというふうに申し上げたんですね。一つは経済性。経済的にはプラスになるよという話、度合いはともかく。二つ目には安定性ですね。三つ目には環境に優しいかどうかだと思うんですよ。それで、安定性ということ言えば、もしPPSが電気を供給できなかった場合は中電がバックアップシステムがあって中電が対応するんだということは私聞いていますので、もしそうであるならばそれは担保できるじゃないか。それから、環境の問題も中電の火力発電

所、碧南のね。これはCO₂をどえらい出しますよ。あるいは、浜岡原発、今ちょっととまっていますけどね。それよりはもうちょっと、例えば新日鉄等がつくっている電気のほうが環境に優しいじゃないとか、いろいろあるんですよ。だから、それは選択されればいいと思うけど、私、経済性でさして減額にならないと。それで、さっきのお話では、いただいた資料では4%減額になるよと。プロバイダーを入れて4.08%減額になるよと。しかし、市庁舎はのけますよと。そうすると、その減額率は高くなるけれども、絶対数が低くなるということですよ、減額の絶対額は、大手が抜けるんだから。

あわせて、私、ことしは中電、来年はプロバイダーPPSと、こうやるということは、ここの中に試算がありましたね、たしか。電気料金の仕組み、これは保健センターの試算があるでしょう。ここに各種割引というのはCがありまして、この網で隠れていますが、これ、老眼鏡を外して見ると、契約継続割引と書いてあるんだわ。要するに、中電ですと契約的に継続契約しておると2%割引があるんですよ。ことしは中電、来年PPSだとこの2%は消えるんだよね、これ。2%前後の軽減率であるならば、そんなに急いでPPSにしなくても経済的なメリットはない。契約がややこしくなるだけという気もするんですよ、昨今ね。去年までは違っていましたよ。去年までは3割ぐらい軽減されると。

名古屋の市役所は、名古屋は市役所を初め、小・中学校340施設ぐらいPPSにもう既に変えておるんですね。試算してみると3割ぐらい電気料が減ると、すごいなと。多分、職員の提案もそういうところから来たと思うんですね。ところが、企画政策課長の答弁のように、需要と供給のバランスで、わっと押し寄せるようになって、なかなか削減率がうまくいかない、こういう実態ではないかというふうに思うんですが、そういう認識でよろしいですか。

○企画政策課長

委員のおっしゃるとおりでございます。先ほど

杉山委員のほうに御答弁させていただきましたように、やはり今現在、本庁舎を除くと今、5.12%ということでのメリットがございます。これがまた来年はどうなるのかということで、それが仮に先ほど委員のおっしゃられました割引率、中電の行っております2%の割引、継続割引、それよりももちろんメリットがあれば、当然のことながら来年もPPSに行ったほうがいいかと思えますし、また、割引率のことを計算しながら、次年度はそのPPSか中電かということはよく検討していかなければならないのかなというふうには考えております。

○高橋委員

何で市役所を除外しなきゃいなくなったんですか。一番大手でしょう、市役所が。説明では、何か昼と夜の電気料、使用量の落差が大きいほうがベターなんだというふうにおっしゃったんですが、夜はここは使わないわけだし、市役所は何で除くということになったんですか。

○企画政策課長

市役所のような利用の仕方になりますと、朝、私ども市役所は8時半から職員が出勤しまして9時15分まで開庁しております。朝、もう既にこうこうと電気がつき、また、夏場、冬場、多少時間はずれるかもしれませんが、エアコンも入ります。5時15分まで電気もついておりますし、エアコンもついたままという形で、1日の電気の稼働率といいますか、そういったものが非常に高くなるということで、市役所の場合ですと、今、計算したところによりますと、稼働率が30%ほどだと。それがほかの施設、仮に給食センターが一番いい例かと思えます。給食センターの場合になりますと、もう調理の時間まででほとんど電気を使うのが終わってしまう、作業が終わってしまう。その後、電気がつくのは休憩室だとか、また事務室だとか、そういったところの事務室の電気ということになりますので、給食センターの場合ですと、済みません、稼働率といいましたが、負荷率でございます。稼働ではなく、負荷率といいます。失礼しました。

負荷率といいますが、負荷率が給食センターの場合ですと17%、また、さらに小・中学校だとか、やはり小学校、中学校においても、もちろん本庁と同じように生徒が登校すれば電気もつくかと思いますが、特に大きな体育館の使用というのは、そう毎日毎日利用しておるとい、1日ついておるということではないというふうに想像します。そうした中で、やっぱり負荷率も20%前後ということで、この負荷率が一番問題になるということでございます。1日の電気を、通常の日中、非常にコンスタントに朝から晩まで使うというよりも、どこかの時間帯で多く使い、またその後は使っていないと、そういったところのほうがより効果的だという結論になっております。

以上です。

○高橋委員

今回は、学校を含めて小さな施設も全部一括でプロバイダーの中に入れて、プロバイダーがPPSをアレンジして、コーディネートして必要な電力をプロバイダーが中へ入って提供すると、こういう仕組みですね。プロバイダーに手数料が要ると。だけど、じかにPPSとやったらどうですか。じかに入札で。PPS、何社かありますでしょう。中電も入ってもらって、さあどうだと入札をやれば、落札率というのは出るの、もっと安くなるんじゃないですか。

○企画政策課長

私も個人的には、最初そのほうが安くなるかというふうに考えました。これも、近隣自治体の例を参考にしながら研究をさせていただいたわけですが、例えば名古屋市が、先ほど委員のおっしゃったように30%というような話がございましたし、また愛知県も随分前から取り組んでおりまして、ここ最近、名古屋も愛知県もPPSと直接契約をしております。今も多分おるといいます。そうした中、実は、ほかの自治体ではPPSの事業所と直接契約したことによって、正直言ってメリットは非常に2%、また1.1%、一、二%を推移しておると。ある自治体には、中電が入札に不参加となりまして、結局PPSの事業所しか

参加しなかったことによりまして、それまで中電で電気を買っていた金額よりも上がってしまったという自治体がございます。そういった心配もございますし、また、私どものほうは小さな事業所ばかりが、今回、16施設のをまとめてプロバイダーを通して購入することになるわけですが、個々にはPPSのほうは取り扱っていただくことはできません。小さな事業所ばかりで、多少メリットが1%、2%あるにしても、正直申し上げてPPS業者からは敬遠されるといいますが、知立市としては1施設ごとには契約は結んでいただけないという様子になっております。

以上です。

○池田滋彦委員長

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時10分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

たしか50キロワット未満では、50キロワット未満以上の高圧契約ができないとPPSとは直接に契約ができないと、こういうふうになっておると言うんですよ。それは満たせないということですか、今の答弁は。市の施設はPPSとは直接できないよというのは、その状況を満たしていないということですか。

○企画政策課長

済みません、ちょっと説明がうまく私のほうが申し上げることができなくて失礼しました。うちの施設については、すべて50キロワットの高圧契約です。また、すべての施設をプロバイダーを通すと、通常、例えば大きな事業所についてはPPSと直接契約を結ぶというのももちろん可能でございますが、小さな知立市における施設の1戸ずつではなく、すべての16施設を知立市の施設に限らず、プロバイダーを通しますと、それ以外の業者もすべて小さな業者が対象になるかと思うんですけど、そういったものを全部合わせて大口み

なし契約という形でPPSと契約をしていただいた中で知立市のほうにもメリットが生じてくるということになります。

○高橋委員

プロバイダーが入ると、随意契約になるわけでしょう、プロバイダーと市は。プロバイダー同士で入札するというわけにはまいらんの。だから50キロワット以上の高圧電流であれば、じかにPPSと契約できるわけだから、そこに入札行為が始まるでしょう。その入札で、さっき言っているように、いや、最近は高くなっちゃうよという例もあるかもしれんけども、それはできない条件じゃないでしょう。できるけども、プロバイダーを入れたほうが安定的に比較的安くなるという話なら、それは議論のつじつまが合うけども、いや、できませんよと、だからプロバイダーですよ。いや、できるけどプロバイダー、もつれてきちゃいますがね、こちらの舌が。ちょっとはっきりしてくださいよ。

○企画政策課長

プロバイダーが入ったほうが市にとってはメリットがあるということでございます。

○高橋委員

いや、何であるのか私はわかりません。直接PPSとやれば競争入札できるんでしょう。また、PPSと契約できるんでしょう、できないんですか。何でプロバイダーが入ると安くなるんですか。

○企画政策課長

私どものほうで試算をした、ちょうど委員のお手元の資料にもあるかと思えます。横長のそちらのほうの資料のとおりでございますが、PPS事業所を通してうちのほうが見積もりを参考にいただいた中では、PPSと契約を直接いたしますと1.17%の削減。また、プロバイダーを通すと6.59%の削減と。これは失礼しました、少し前の数字の方の見積もりになっておりますが、今現在は5.12%になりますが、なぜプロバイダーを通すとということでございます。個々に契約ができないことはないというふうには考えます。ただ、小さな事業所ばかりの塊になりますので、プロバイ

ダーが上手にその16施設の電氣量を使用電氣を調整していただきながらPPSと契約をしてもらうと。そこで初めて知立市のメリットが生じてくるということになります。

○高橋委員

ちょっと整理して答弁してください。知立市はPPSと直接契約できるんですか、できないんですか。

○企画政策課長

直接できます。

○高橋委員

直接契約はできると。じゃ、直接契約したときにどの程度の電氣料金が設定できるかということだけど、見積もりをとったということですか。そうしたら、1.17%しか下がらんかったと、中電よりは。見積もりをとったらそういう結果になったということですか。

○企画政策課長

そのとおりでございます。ただ、先ほどできないと言ったのは、こういった意味でPPS業者にとって知立市が直接契約をお願いしても、PPS業者のほうからも知立市と契約してもメリットがないということで私ができないと言いましたが、契約はできます。ただ、PPS業者のほうから見ますと、知立市のほうの施設一つごとに契約をしても、PPS業者からしてもメリットが少ないということで、契約はされないのかなというふうに私が思って発言いたしました。

○高橋委員

これは企画政策課長、勝手な解釈はいけませんよ。電力の自由化という制度改革によって、50キロワット以上の高圧契約をする需要家であれば、民間の電力会社PPSにより自由に選び、契約ができると書いてあるわけですよ。有利かどうかは別ですよ。有利かどうかは見積もりをとってみたら1.17%下がったんだけど、プロバイダーの見積もりだと4%下がったというだけの話でしょう。だけど、実際に入札で契約してみたらわかんじやないですか、そんなことは。随意契約をやる場合は、入札で複数の見積もりをとれというん

ですよ、随意契約の場合でも。1社だけじゃいかんよと、これは契約の鉄則でしょう。だからプロバイダーに、いや、学校がこの程度ある、16施設ある、庁舎を入れて17だったかね。一つ一つやるところなるけども、あなたのところだとどのぐらいの見積もりを出すのといった見積書をいただいたというわけでしょう。そうしたら1.17、これはどこで見積もりをいただいたか知らんけれども、いや、別な仕切りをする業者があるかもしれませんかね、PPSで、そんなことは。プロバイダーは、これは何で随契なんですか。プロバイダー同士で競り合うことはできないんですか。

○企画政策課長

知立市に今のところ指名願いが出ている業者がプロバイダーはこの1社ということになっております。

○高橋委員

だから、今まで中電と随意契約をやってきたんですよ。そうしたらPPSという小口の会社があるということ、そこを上手に使うと安くなるよって、現に安かったんだわ。それが、今はこういう需要と供給のバランスになって、いや、知立のような小さなところは相手にしてくれませんよと。だから、それを取りまとめるプロバイダーが入ればいいと。プロバイダーは1社しかないの、随意契約ですと。当初は4%下げるといって契約で仕切られるかもしれないけども、来年度以降、わからんじゃないですか、そういう議論になったら。当初は仕事が欲しいですから、4%でいきますよと言われるかもしれないけど、来年度はどうなるかわからんでしょう、これ。つまり、競争原理が働いていないんですよ、プロバイダーでは。競争原理を入れようと思ってPPSと直接やると、需要と供給のバランスでどうなるかわからない。だけど、契約されれば、さっき言ったように中部電力がバックアップシステムを義務づけられていますから、これは安定供給は保障されます。その選択についてはもう少し吟味して深めないともういいんじゃないですか、これ。初年度は4%かもしれないよ。だけど、あなた、次年度、中電の模様を見

ながらプロバイダーは上げてくるかもしれないでしょう。競争しないんだから。どうなんですか。

○企画政策課長

です、1年間の契約でいきたいと。差し当たって、来年プロバイダーのほうはどういった数字を出してくるかというのは、ちょっと今現在想像できません。今の5%を確保されるものか、それ以下になるのか、それ以上になるのか、今現在ちょっとまだ定かではありません。ただ、近隣市の状況を聞きますと、既にうちは5%ですが、うちはもう4%になってしまったとかいう情報はありますので、来年以降は今の5%よりも若干下がってくるのかなというふうには予想しております。

○高橋委員

それで年度末、来年契約したと、プロバイダーと。4%に下がったと。年度末に来たらどうもいろいろ需要の関係が難しく、もう一遍中電に乗りかえないかと、中電と契約したと。そうしたら、継続契約ベケですから、2%減額にならずに2%上乘せでしょう。そのときに、いやいやとじだんだを踏んでも遅いでしょう、これ。だから、プロバイダーと中電と競争させたらどうですか、来年度。プロバイダーと中電とこういう条件で入札したらどうですか。

○企画政策課長

プロバイダーと中電と入札というのは、来年一番いい方法というふうに私も考えます。ただ、今年度の場合は、さすがに他の市町においてもプロバイダーと中電、またPPSと中電と競争入札をさせたところ、やはり中電はすべて負けてみえるということです。また来年、一度それは検討したいと思います。

○高橋委員

だから、今までは中電の1社随契ですよ、これは。電気料金どきに契約は文句なしにやっていたんだわ、問題意識もなく。それはいいんだわ、それで。ところが、いや、そうではないんだと、もっと安い電気を供給するところがあるし、規制緩和で50キロ以上のところは契約してもいいとい

う条件ができた。それを先に目をつけた自治体は、相当安く電気を購入した。なぜ安かったのか。それは、PPSと中電と入札しておるんですよ、競争入札を。PPSは欲しいから、中電はずっと負けてきたんです。中電はオール負けですよ、入札したら。それがこになって安い料金が設定できたんです。だから、来年度はプロバイダーと契約したいということで今、補正予算出てるわけでしょう。債務負担行為が出ておるんだ。だから、来年度は競争なしで、随契でプロバイダーとやるというんですが、これもちょっと軽率ではないのかなという感じがするんですよ。何で中電と競争させなかったのか。再来年はそれも一つ考えますということだけど、全部PPSも中電と競争させておるんですよ、名古屋市も全部。それで低い電気料金を担保しておるんですよ、自治体は。だって、競争原理のうまみはそこにあるわけでしょう。PPSはまとめてくれるかもしれんけれども、1社しかないから、PPSの言うとおりの言い値にならざるを得ない。そこに中電と競争原理を働かすべきじゃないですか。

企画部長、どうですか。

○企画政策課長

今のお話の件でございますが、中電とすべて競争させるというのが現に県下の中でもございました。実際そうしたところ、中電よりも高くなったPPSについては中電が落としています。ただし、そんな中でも中電が辞退しちゃったというケースがございます。そうしますと、中電よりも高い料金でその自治体は契約しております。したがって、そういったマイナスのことも考えますと、ちょっと慎重に検討しないかんのかなというふうに思います。

○高橋委員

PPSとの単独契約も選択肢に私は入れてもいいと思うんですよ。全部の施設をやるかどうかは知りませんよ。PPSに乗ってこないかもしれない。乗ってこなかったら乗ってこないときですよ。中電とやればいいんです。あるいは、プロバイダーの中にそこを入れればいいです。何かプロバイ

ダーを入れるのが一番ベターということを先入観的に、何か先行して物を考えていらっしゃるようだけでも、プロバイダーというのは直接電気を発電しておる会社じゃありませんから、コーディネーターする会社、商社みたいなものだね、わかりやすく言うと。その商社を省いて生産者と直接契約したほうが本来は安くなるんじゃないですか、これ。流通から言ったら。ただ、まとまった電力料になるかどうかのうまみはあるかもしれませんよ。単体ごとでやるよりは16施設をやれば体は大きくなりますから、それだけ安く買えるというメリットはあるかもしれない。しかし、商社は商社で手数料を持ってきますよ。手数料が多いのか、体が大きくなった部分がメリットが多いのか、この選択ですよ。だから、私はPPSとダイレクトにやることも視野に入れた多角的な検討をすべきだと。もちろん相手も中電ですよ、すべきですよ。

清水部長、どうですか。ちょっとお答えください。

○企画部長

今回、このプロバイダーを通してという考えは、まさに委員が申されたとおりで、まとめ買いのメリットそのものでございます。16施設のまとめということよりも、東海3県470社分のまとめの中に知立市が入るということですので、プロバイダーはそれだけの大きな電気の塊を需要を相手からとってくるということで、価格的に安くなるということでございます。

それから、中部電力でございますが、これは電気事業法で定められた規制料金、いわゆるもう中部電力管内は一律の料金で、これ以外の値引きはありません。ですので、価格競争も相手先は中電がどういう札を入れるかは、価格は容易に事前にわかる話でございまして、実際の競争は中電よりいかに下げるかという競争になるかと思えます。

先ほど課長が申しましたとおり、中電が例えば辞退されるような競争になりますと、相手にとってはもう競争相手がいませんので、ひょっとしたら中電より高い札を入れるという可能性、これは

実際あった話ですが、そういう可能性もございますので、私は中部電力とプロバイダーとの競争は余り意味がないのではないかなと思っております。

それから、PPSとの直接契約、これはもちろんできます。蒲郡市役所も報道によるとそういう競争の仕方をしたというふうに聞いておりますが、これも私どもの事前のシミュレーションでは、中部電力と直接契約するよりも、PPSと各施設がそれぞれ契約する公価格が91万円。プロバイダーを通しますと削減額が500万円を超えます。500万円削減されるんですが、プロバイダー業者が200万円ほど手数料をはねると。それでもまだ300万円ほどの効果があるということで、私どもは1,000円でも安ければそういう方法をとっていきたいということで、今回こういうやり方をお願いしております。ちょっと先が見えないということで1年契約させていただきますが、また1年後、来年のこの時期になるかもしれませんが、それはいろいろやり方を摸索していきたいというふうに今考えております。

○高橋委員

そのことはここに書いてある話だがね、今部長のおっしゃったことはね。だけでも、これは2年目以降、随意契約ということになれば、プロバイダーだって手数料をたくさんいただきたいわけですから、競争は働かないということであれば、これは上がっていきますがね、一般論で。それから、中電が契約に乗ってこないと、逃げちゃったというようなことは、基本的には私はないと見ておるんです。よほどのケース、どのケースだったか私は知りませんが、中電が入札に勝ったら電気を流してくれなかったなんていうことはあってはいけない話でして、それだけ電力会社は守られているんですよ。総括原価主義を含めて守られているので、その1点を取り上げて中電と競り合うことはむしろメリットではないというやり方は、このPPSに変更することによって値下げをしたその教訓を生かしていないと。競争させることに価値があるわけですから、値下げをする当たり前の原理だと思うんですよ。

ということ踏まえて、しっかり来年度はこの補正予算ですから、とりあえずやっていただくということだけでも、競争のない随契を前提に値下げをしようというのはちょっと虫がよすぎるんじゃないかということ改めて申し上げておきたいと思っております。

もう一度、副市長、どうですか。しっかり検討してほしい。

○清水副市長

平成24年度、今債務負担をお願いしております予算にかかる分については、先ほど部長のほうは具体的な数字で、今こういったメリットを私どものほうは試算をして、いわゆるプロバイダーと契約をしていくというふうに考えておりますけれども、先ほど来、出ておりますように、来年の今になっていろんな状況が変わってくるかもしれません。それからもう一つは、プロバイダーそのものも今ちょうど過渡期ではないかなというふうにも思っておりますけれども、そういった同じような業者が新たに参入をしてきたり、いろんなそういう選択肢がふえるということの可能性もあると思っておりますので、それは私どものほうも1社随契にこだわって、それでさらにそれを継続していこうということは思っておりませんので、競争の環境が整うのであれば、常にそういうことを視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員

ぜひ慎重な対応をしていただきたい。

最後にしますけれども、これはプロバイダーとはいつ契約をされるのでしょうか。それで、電力料金が決まるのはいつなのでしょう。

○企画政策課長

まず、本議会が議決後にこの今回の補正予算書をお認めいただいた後、直ちにできるだけ早い時期に見積もり合わせをやって随意契約をやっていること。詳しい日にちはちょっとまだ決まっておりません。

○高橋委員

電気料金はいつ決まるの。

○企画政策課長

電気料金が決まるというのも、その今回、電気料金は4月1日からの電気料金になります。来年早々にはその料金も決まり、契約もESPの業者の後に、ESPが金額をPPSの業者を探し、金額もこの程度だということでの金額報告を受けた後、決まりますので、12月中、もしくは来年早々かなというふうに予想しております。

○高橋委員

ESPと契約しますよね。3カ月ほど時間がかかると。実際に契約してから電気を具体的にどのPPSからどれだけ持ってくるか知りませんが、アレンジするのに三月ぐらい準備が要ると。だから今回、手数料分の補正を要求されておられるわけでしょう。当然、このプロバイダーと契約する段階で平成24年度の電気料金が幾らになるかということは決まるんでしょう。その執行は4月以降ですから、来年度予算で結構ですよ、電気料金の執行はね。だけれども、来年度の電気料金は幾らで契約する、幾らで買うかというのは、先ほど言ったプロバイダーとの契約の段階、随契での契約の段階で電力料金も決まるということですね。

○企画政策課長

順番からいきますと、ESP業者との随意契約が終わります。その後、ESP業者がPPS業者を探し、PPS業者が金額を提示してきてくれたものをESPを通して知立市のほうに報告があるということになりますので、同時ではなく、少し置いた後にPPSとの契約が締結されます。

以上です。

○高橋委員

その段階で一度、どの程度の電力料金の節減になるのか、市議会に資料を出していただきたい。プロバイダーがPPSを探すと、競争して探すとは思いませんけれども、探すでしょう。だから、そこに競争原理が働いておれば、プロバイダーも相当安い価格で市に提供できるかもしれませんけれども、そこに競争原理が働かないとすればそんなに下がらないし、また次年度以降どうなっていくのかなという心配はあるけど、プロバイダーと電気料金の契約した段階で一度、市議会にどの程度

の節減になるのか資料を出していただきたい。どうでしょう。

○企画政策課長

PPSと契約をするのも知立市と契約いたしますので、その契約が締結したときには、金額も確定しておりますので、すぐ報告いたします。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第62号について、挙手により採決します。議案第62号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第62号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第65号 平成23年度知立市土地取得特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○三浦委員

この特会の中で一つ確認のほうをさせていただきます。

私の6月議会の一般質問の中で、パティオの駐車場の問題を問わせてもらいました。その中で、その後、市のほうが早々に検討いただいたということで聞いております。パティオの入り口の東側のほうの土地であります。今現在、一番角地が民家が建つということで造成しております。そこは、来年の5月に完成ということも聞いております。その隣といいますか、あれでいくと東側になるんですかね、ちょっとわからないんですけど、そこに市のほうが土地を買うのか、また借りるの

か、その辺、今検討されているということですので、どうなっているのか説明をお願いします。

○文化課長

文化会館の駐車場対策の件につきましては、買収で行くのか、借地で行くのか、それとも立体駐車場がいいのかというところで検討をしてきたところでございます。土地の買収につきましては、地権者からなかなか了解が得られないのではないかと。それから駐車場の立体化につきましては、工事費の問題と既存の駐車場に建てるということになりますと、駐車場が数カ月間使えないということで、土地を借りていくのが一番いいのではないかとということで借地で話を持っていこうということになりました。

それで、先ほど6月議会の中で議員からもお話が出ておりましたけども、会館の隣接の土地の地権者の方で土地を貸してもいいという方がおられるということでしたので、私と部長とで6月議会が終わった後にその方の御自宅に出向きまして確認をしたところ、貸してもよいという返事はいただいたところでございます。この方の土地だけですと、過去には280台の路上駐車があったということですので、到底その方の土地だけでは及びませんので、効率的に見て、一団の土地が必要だということを考えまして、その方とその隣の方、そしてもう一人隣の方、3名の方の地権者の方にお話をさせていただきましたけども、真ん中の方が、土地についてはお貸しできないという返事をいただきましたので、その一団の土地は一たんあきらめたというところでございます。

そこで、かわりになる別の土地について、特に決めておりませんでしたけども、10月に企画文教委員会がございまして、そのときに所管施設の巡視の折に、信号交差点から文化会館に入る手前の左側の土地、今、民家が建つというようなお話がありましたけれども、その東側の土地が非常に駐車場に適しておるのではないかとのお話をいただきました。その一団の土地をちょっと調べたんですけど、地権者の方が4名おられました。そこで、11月の下旬からですけども、その4名の方の

各家庭を回りまして、土地を貸していただけるかどうかの意向確認をしてきております。4人とも文化会館の駐車場不足に対しましては御理解をいただきまして、土地を貸すことには賛同していただいております。

それで、これと並行して、土木課にこの土地の造成費についてちょっと今試算をしていただいたところでございます。そして現在、この造成費などにつきましては、今度、当初予算の第2次査定というのがございますので、それを今準備しておるというような状況でございます。

以上でございます。

○三浦委員

わかりました。早速当たっていただきましてありがとうございます。

今説明がありましたように、角地はだめだということで、その奥3軒と、それから知立市も入っているんですね。知立市も入っていて、3軒があると。すべての方がオーケーということで今進んでいると、そういう状況でよろしいですか。もう一度。

○文化課長

皆さんからは、貸してもいいということで同意はいただいておりますので、私のほうでは進めていきたいというふうには思っております。

○三浦委員

それでは、今オーケーということでありますが、これはすべて一括で今から進むといいですか、いつごろからかかれるんだとか、そういうのはわかっていますでしょうか。

○文化課長

いつごろかという、まず予算に上げていきまして、その予算が決まらなければ進めるということではできませんので、査定においてどのような形でやっていくか、査定前でありまして、非常に流動的だというふうには思っております。

○三浦委員

ありがとうございます。

大変大きな土地ですか、4,000平方メートル弱ぐらいあるんですかね。これ、できれば一括でと

いうことで借りて進んでいくという話でいいという
ことで今お聞きしました。ちょっと規模が大き
いものですから、半分半分という話も聞いている
んですけど、その辺は一括で進めれるという話で、
もう一度済みません、確認をさせていただきたい
と思います。

○文化課長

子どもとしては一括が一番いいんですけども、
財政的なところで、財政に話を持っていかなけれ
ば、子ども一括でできるということは今ちょっと
ここでは御返事できるわけではないと思います。

○三浦委員

ありがとうございます。

買うではなくて、借りるということでありませ
ん。ちょっと試算のほうも調べているんですけど、大
体、年間で固定資産税を抜いて260万円ぐらいで
借りれると思うんですけど、そんな形で駐車場が
できれば駐車場解消ができますので、ぜひこれを
進めていただきたい。

これは何年の契約とか、そういうのは別にな
いんですよね。ありますか。

○文化課長

まだ具体的にその方たちとはお話をしておりま
せんけども、造成費等を考えれば10年間ぐらいは
まず考えていきたいというふうには思っておりま
す。

○三浦委員

わかりました。

副市長、この件ですけど、ぜひ駐車場難の解消
に役立つと思いますので、ぜひ当初から進めてい
ただきたいと思いますが、よろしく願います。

○清水副市長

文化会館の駐車場不足、これは周辺のいわゆる
耕作をしておられる皆さんにも大変御迷惑をおか
けているという実態も私も聞いておりますし、
そのように認識しております。そういったことを
少しでも解消できるように、私どものほうも努力
をさせていただきたいと考えております。

○池田滋彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第65号について、挙手により採決します。

議案第65号は原案のとおり可決することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、議案第65号 平成
23年度知立市土地取得特別会計補正予算(第1
号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定
しました。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後4時45分

再開 午後4時47分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第25号 入札制度の改善についての陳情の
件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高橋委員

きょう、建設業協会の代表から陳情の趣旨の説
明を受けました。手元の陳情書にあるとおり、入
札参加資格の見直し、二つ目には、入札参加基準
の設計金額の見直し、三つ目には、総合評価方式
の推進と、三つのことを言っておられます。

私、ちょっと担当にお伺いしたいのは、この陳
情書のががみをはねてもらうところに、入札参加
資格の見直しについてという記述があります。そ
こに、四角く困んで市内業者、準市内業者、知立
管内本店業者、知立管内支店業者と四つの企業の
分類があります。何をおっしゃっているかとい
いますと、この市内業者とは何か、ここに端的に書
いてあります。知立市内に本店を有するもので3

年以上経験があり云々ということですが、知立市内に本店を有するもの、これが市内業者です。それから、準市内業者というのは、知立市内に本店はないが、碧南、刈谷、安城、高浜に本店があって、知立市内に従業員を常駐させている営業所があるもの、これは準市内業者ですね。

陳情者が言っておられるのは、そのページの一番下のところにもう一度四角があります。ここにみなし規定というのがあるんですね。どういうみなしかつという、この市内業者、第7条にとあるでしょう、右のほうの括弧のすぐ上に市内業者とみなすというみなしがあるんですよ。どういう業者を市内業者とみなすかという、碧南、刈谷、豊田、安城、高浜に本店があって、知立市内に従業員を常駐させている営業所がある。これはもともと準市内業者なんです。であっても、いいですか、その後ですね。知立市が実施した土木一式云々かんぬんの工事の入札に参加の実績のあるもの、3年以内に参加の実績のあるものについては市内業者とみなすとなっております。つまり、その業者は準市内業者で、本店は市内にはない、有人の営業所がある。これは準市内業者だけでも、知立市に3カ年の間に指名の応札の実績があれば、これは市内業者とみなす。

それからもう一つ、はねていただいて四角の中、第7条3のところ、この一番最後に準市内業者とみなすというこの準市内業者のみなし規定があるんですね。どういうのが準市内業者にみなすかという、碧南、刈谷、豊田、安城、もしくは高浜に本店を有し、知立には支店はないけれども、だから準市内業者じゃないけれども、直前3カ年において1回以上土木云々かんぬんの入札の参加の実績のあるもの、これは準市内業者にしますよというふうになっておるんです。そうすると、ほとんどフリーハンドで市内業者と準市内業者がここでただし書きで拾っちゃうわけですね。何でこんな規定を知立市で設けておるのか、ほかにはないというんですよ。何でこのみなし規定は知立で生きるのか、ちょっと説明してほしい。いかがでしょうか。

○総務課長

この規定でございますが、この規定というのは平成17年4月1日に制定したものでございまして、これはつくったときに、ちょっとしっかりしたものはございませんが、例えば今まで平成17年度前に知立で本店があって、仮に豊田のほうに本店になって、知立のほうに支店だとか、昔からずっとやってきたつき合いと言っちゃうとおかしいんですけど、そういう業者をうちのほうの昔からやった知立の業者ということだと思うんですけど、そういう業者を入札から外さないようにするために、平成17年度、ここのうたってあるところについては苦労してこういうようなことを設けたものではないかというふうに推測しております。

以上でございます。

○高橋委員

平成17年の規定のときにただし書きが入ったという御趣旨でしたか、今、もう一遍お願いします。

何でこのただし書きが入ったのかという理由ですね。

○総務課長

平成17年4月1日にこのものについては制定いたしました。そのときにつくっていくときに、条件つきのものをやるときに、今まで知立に本店があって、今度、反対に豊田のほうに本店を持っていかれて知立が支店になったと。そういうような業者を救うために、ここにこういう形を規定したというような形で推測をしております。

○高橋委員

つまり、従来取引のあった業者が参入できる措置をただし書きで残したと、こういう趣旨だと今理解するんですね。私、一番心配するのは、この陳情者は先ほど読み上げた四角の下、何を要望されているかという、①、②を要望されているんです。入札成立条件を考えたとき、上記2項目の条文のただし書き、これを削除してほしいということを書いてみえるんです。それから、豊田市は豊田加茂建設管内、知立土木管内じゃないのでこれは不用ではないかと、削除してくれと、こうおっしゃっておるんですね。私、もっともな話だと

思います。

そこで問題になるのは、ただし書きを外した場合、知立に本店を置く業者のみが市内業者。碧海5市に本店があつて、知立市に有人の営業所があるものが準市内業者、極めてシンプルなんですよ、ただし書きを取りますとね。そうすると、入札の機会がふえるということはよくわかるんですが、問題は、そうした場合に必要な業者数を確保できるかという問題が一つあるんですね。わかるでしょう、言っておくことは。つまり、何社以上が入札に参加しなさいと、こういう規定が一方であるので、これは自由競争を前提にしていますから、2社や3社じゃまずいんですよ。設計金額によって何社以上と、こういう縛りがあるので、このただし書きを取った場合、業者数が確保できるかどうかについてはどういう御意見ですか。

○総務課長

そこが一番のうちのほうのところだと思います。1,000万円以上5,000万円ということになりますと、7社以上というような形になると思いますので、うちのほうで聞きますと、一番低いところで130万円以上と3,000万円というような形になっておりますが、その中で、電気工事のところ準市内業者が入っておりますが、これは14社あります。市内業者になりますと3社という形になりますので、準市内業者を抜いてしまうと7社必要なときに市内業者は3社でというような形になると思います。

それから、舗装工事につきましては、準市内業者6社、それから市内業者が6社という形で、これは一緒でございますけど、7社以上というような形になると思いますと1社少なくなっておりますので、そういったものが解決できれば、別に一般の市民の皆様へ説明ができるところではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

業界の方もそこは十分承知していただいておりますので、次のような記載があるんですね。

2番、入札基準の設計金額及び条件の見直しの

ところの二つ目のパラグラフですね。5行目か6行目、しかしながら入札が成立するためには、ある程度入札参加者がいなくてはならないのも事実であると。知立市の場合、地元業者の数が少ないため、本来の意味での市内業者だけの執行が、これ、何と読むんですか、「かくそく」というんですか、つまり業者数が少ないので、本来の意味での市内業者だけでは満たせないという一面があると。そうであるならば、少なくとも知立市内に営業所を要するもののみを有権者とし、入札参加実績での参加は不可とすべきだと、こういうふうに言っておるんです。つまり、業界の人たちも競争の原理を担保するためには、余りにも数が少ない、特に舗装は少ないですよ、市内業者。だから、そこは考えないかんとというようなことを言ってみえる。それで、今問題なのは電気と舗装だとおっしゃった。

これ、ちょっともう一枚はねていただくとわかりますが、舗装についてはどうなっているかといいますと、審査会にて決定すると、こういうふうになっておるんですよ。5,000万円以上は審査会で決定する。この下の欄が建設業界の案で、5,000万円未満は市内業者でやらせてくださいと。しかし、5,000万円を超えたら審査会で決定してくださいと。つまり、それだけの業者数がありませんとすることを承知の上でこういう案を出されておるんですね。

それから、電気はどうかといいますと、次のページですね。これは130万円以上3,000万円未満、市内業者、準市内業者。もう3,000万円を超すと知立管内の本店業者、こういうところはもう入り込んでくるわけですよ。5,000万円以上は審査会で決定と。だから、電気工事の業者が少なければ、この欄においてもう少し市外業者が入れるようなランクづけをすれば、一応業者数も確保できるじゃないか、こんなふうに思うんですが、そのことは当局の決意次第で可能だというふうに理解するんですが、あわせてお答えいただきたい。

○総務課長

建設業界の皆さんの言っていることについても

十分理解ができるところでございますが、当市につきましても、税金はやっぱり公平に、一般の市民の皆様についてもしっかり説明責任というのが競争をして安くというような形になるかと思っておりますので、その辺のところについては、先ほども言われたとおりに、各市ということになりますと、知立市と刈谷、安城、豊田ではかなり業者数も違ってきますので、それを一緒に議論をしていただくという非常に困るというような形で思っております。

以上でございます。

○高橋委員

業者数がうんとあれば、市内業者、準市内業者でばんばんただし書きを切れれば、本当に濃く発注できる入札の機会があると思うんですが、いかにせん、本店業者が極めて少ないという状況のもとで自由な競争を担保するのに必要な業者数をそろえるという作業に難点があると、難しさがあるということをおっしゃっておると思うんですね。これはこれで私も理解するし、業界の方々も理解できる、そういう枠の中でなるべく地元業者が発注の機会に浴せるような、そういう施策は当然検討できる。先ほど言ったように、工事ごとのランクづけをもう少し考えるということも含めてできると思うんですね。

これはこれでいいんですが、もう一つ聞きたいのは、総合評価方式の採用を要求されております。実績は、私の記憶ではたしか当市では2件だと理解していますが、どうでしょうか。

○総務課長

総合評価につきましては、一応平成20年度から導入しております、毎年1件をやっております。ことして4年目というような形になります。

以上でございます。

○高橋委員

ということは、4件やっておるということですか。

○総務課長

そのとおりでございます。今まで平成20年度から4件を実施いたしました。

○高橋委員

これ、金額、要するに応札価格だけで落札業者を決めるという形は極めてシンプルなんだけど、その業者が地域にどういう貢献をしているのかということも加味して、金額の大小だけじゃなくて、総合的に判断しようじゃないかというのがこの総合評価方式なんですね。最近これを取り入れている自治体がふえてきているというふうに理解します。知立市では年に1回なんですけど、今おっしゃるように、なぜこれが頻繁にやられないかということ、事務量大変だと、金額だけで決めるなら比較的楽なんだけど、地域防災にどの程度の貢献をしておるかとか、あるいは地元従業員の人を従業員で何人入れておるか、いろんなほかの要素と指標をセットしながらやるわけなので、事務量大変だという御意見を今まで聞いているんですが、これを改善して、言われているように、総合方式をふやそうという流れというのはどうなんですか。そういうふうに思われませんか。

○総務課長

この件につきましては、一応、試行というような、手探りで1件1件、一回やりましょうというような形で、まだ本格的には動いていないということで、これで4年目なんですけど、いつまでそんなことをやっておるというような意見もありまして、ほかの市町村も多いというような形で、来年度、予算上では件数をもう少しふやしていこうじゃないかというようなことで思っております。まだこれにつきましては、当初予算の関係もございまして、ただふやしてもどうだというときにありまして、ちょっと費用もかかることでございまして、件数的には、うちのほうの担当としてはふやしていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

総合評価方式にすると金がかかるんですか。ちょっと私、よく理解できないんですが、総合評価、幾らぐらい余分にかかるんですか。

○総務課長

これにつきましては審査をしていただく関係で、これは愛知県の方の関係のところ審査をしていただいているわけでございますが、たしか覚え

で申しわけないんですけど、1件8万円ぐらいかかったような覚えがあります。ちょっともし数字が間違えておったら申しわけない話なんですけど、お金がかかるということで、このお金のことについても、当市も含めてこの辺の近隣各市でそういうような委員会をつくったらどうだと、そういうふうになれば、お金のことも8万円とかそういったものは要りませんので、そういった動きも今ありますので、そこも含めて今検討している最中でございます。

以上でございます。

○高橋委員

質疑としては最後にしたいんですが、平成22年度、つまり昨年度の地元発注率、どの程度になっているのかということです。これは、私のほうから申し上げますが、建設、物品、委託、これはもう全部合わさった数字。建設、物品、委託、全部合わせて394件発注しました、平成22年は。そのうち、地元発注が182件ですよ。三つの契約で、件数では46.2%、金額は31億円発注して、地元を受注されたのは18億5,000万円、58.9%の金額での発注率ですよ。この数字を担当はどのように評価されていますか。

○総務課長

そのとおりでございます、全体としてはそういうような46.2%でございますが、特に建設工事にいきますと、全体の件数は132件で、地元の発注率は108ということで、大きく地元の発注率が81.8%、そういうような形ではね上がりますので、全体では今、御質問者が言われたとおりでございますが、工事関係ではうちのほうといたしましては、地元の業者には十分金額的にも落としているのではないかというような形を思っております。

以上でございます。

○池田滋彦委員長

これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後5時08分

再開 午後5時10分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第25号 入札制度の改善についての陳情の件を再度議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

入札制度の改善についての陳情を受けて、国は中小企業業者を取り巻く諸事情をかんがみ、中小企業の発展に資することを目的として官公需についての中小企業業者の受注の確保に関する法律を施行し、中小企業業者に対する配慮をしています。また、官公需における中小企業業者の受注機会の増大を図るため、平成23年度における国等の契約の方針を閣議決定し、中小企業向け契約目標比率を56.2%とするとともに、新たな措置として東日本大震災の被災地地域の中小企業業者に対する配慮等を盛り込みました。特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の一層の活用等により、中小企業に対する受注機会の増大に努める。また、地元建設業者、専門工業業者等、中小企業業者を活用することにより、円滑かつ効率的な施策が期待できる工事については、極力分離、分割して発注を行うよう努めるものとするということが閣議決定されました。そして、この官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律を重んじて、私たちは陳情内容の入札制度の改善を十分検討することが必要と思います。

今年度1月に国交省は、中小企業業者、安定、発注などの支援として、建設産業戦略会議を開き、建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針を出されています。当時の朝日新聞には、市場原理に任せるだけでは地域の雇用維持や災害時の復旧など、役割を担う地方の建設業者が存続できないとし、参入要件の見直しや指名入札の拡大を含む地域維持型の契約方式の導入などを提言しました。しかし、地域維持型の契約方法の導入は、談合防止のためなど一般競争入札をふやして競争を促進してきた流れに逆行するということもあります。地域の業者や、その業者を保護するというイメージはやはりよくありません。した

がって、公共工事の安全・安心の確保、従事者の生活の維持などを前面にわたり見なければなりません。

入札制度については、公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律というものがあり、この法律は国、特殊法人等、地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約についての中に、公共工事の入札及び適正を図らなければならないということで総合評価の拡充が示されております。陳情にもあります総合評価落札方式の入札の増大の要望は、平成17年4月1日に公共工事の進出確保の促進に関する法律が施行され、公共工事においては価格のみの競争から価格と品質で総合的にすぐれたものということになっております。総合評価方式の拡大と拡充を広げ、全面的に総合評価落札方式を適用されるようにというこの要望は、陳情は受けなければならないと思います。

最近の道路工事を見ましても、必ずと言っていいほどガードマンが車や歩行者の誘導をしてくれます。人を配慮して工事をするということ、交通安全、そしてまた、工事現場でネットをかけて、昔はこんな光景はありませんでしたが、騒音問題、粉じん問題、工事に係るさまざまな問題を排除しよう工事が進められております。

陳情内容について少々疑問な点もあります。市内、準市内、知立管内に分離されている入札参加資格の見直しと、入札参加基準の設計金額等見直すこととなっておりますが、碧南市の設計金額は300万円未満、2,500万円未満、5,000万円未満、1億5,000万円未満、3億円、5億円未満と6区分に分かれております。そして、刈谷市、安城市においても、300万円未満の設定があります。知立市では、130万円から一気に3,000万円となっております。入札制度の改善についての陳情は、地元建設業界の活性化を促すものと思います。

建設業法で示される建設業界とは、土木、建築、舗装、電気、造園、ガラス、塗装など28種目に分かれており、それぞれに総合評価が決められております。知立市民がより安全に継続できる生活を送れるように公共工事に取り組んでいただきたい

と思い、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、地域の雇用維持や、災害時の復旧などの役割を担う地域の建設業者を存続させるために、入札参加資格の見直しなど検討していただきたいと思い、知立政策研究会はこの陳情に賛成いたします。

○三浦委員

それでは、陳情第25号 入札制度の改善についての陳情について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の陳情は、入札資格や設計金額の見直し、総合評価、落札方式の入札条件の増大など、入札制度の改善を要望したものであります。提出者は知立建設協会ですが、まだ協会にも入っていない業者もたくさんあります。そういった知立市内業者に頑張っていただくのは当然であって、入札参加資格において市内業者と準市内業者など、区別するのであれば、すみ分けをはっきりすべきであります。地元業者がフリーにならないよう規定を見直し、重視すべきと思います。

また、総合評価方式においても、災害時の協定を結んでいる市内業者の貢献度を十分に評価し、総合評価方式の拡大をすべきと思います。

こういった市内業者の訴えは初めてではないでしょうか。業者の切実な訴えが目に見えます。地元業者に元気になっていただくためにも、本陳情に対しては賛成といたします。

○杉山委員

陳情第25号 入札制度の改善についての陳情に対して、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

中小企業を取り巻く環境は、皆様、御承知のとおりこの円高の長期化によりまして、大変懸念をされている実態でございます。さらなる対策ということで、国でも第3次補正予算でも資金繰り等の支援など、盛り込まれております。雇用対策に関しても、下請業者のいじめ対策等強化など、また円高からの中小企業を守る政策等が強く求められている状況であります。そういう中で、今回陳情者が述べていらっしゃるように、公共事

業を柱にした仕事を受注してみえる建設業者、また特に中小企業の現状というのは、大変工事量の減少に伴いまして死活問題である等述べられていらっしゃると思います。

今回、3点にわたりましての見直しの点につきまして、先ほども入札に関する課長からのお話等もございましたが、今回の陳情に合わせて見直しをしていただきたいということに関する陳情に賛成とさせていただきます。

○稲垣委員

それでは述べさせていただきます。

陳情第25号 入札制度の改善についての陳情につきましては、民友クラブとしまして採択の立場で討論させていただきます。

国及び地方公共団体の契約は原則として一般競争入札によらなければならない中で、本市においても入札事務の透明性の向上並びに客観性及び競争性を高めるため、130万円以上1億5,000万円未満の工事を対象に、陳情にもあるように工種別地域条件などを付し、原則条件つき一般競争入札で実施しているところでありますが、広範の参加を促すことにより、透明性及び競争性が確保される反面、市内業者が受注機会を失うという二律背反の問題を抱えることとなっております。

そこで、今回の陳情につきましては、当局においてこの二律背反の問題を解決すべく、引き続き入札制度の改善を求めた上で建設業界を取り巻く環境の厳しさ、市内業者の置かれている状況から、陳情第25号につきましては、昨今の震災や経済状況をかんがみ、賛成せざるを得ないと思われま。すが、採択をお願いいたします。

以上でございます。

○高橋委員

私は、本案に賛成をするものであります。

陳情者の趣旨説明にもありましたように3・11以降、とりわけ建設業界をめぐる情勢が非常に厳しいことが切々と語られました。私は、地元業者の発注という点では、先ほども引用されましたが、官公需についての中小企業者の発注の確保に関する法律、この趣旨を踏まえて対応すべきだとい

ふうと思います。

この法律は、主に国に公共事業の発注についての考え方を示したものであります。すなわち、中小企業者の発注の機会を増大させる、そういう方針を作成すること。二つ目には、その方針を閣議決定すること。三つ目には、その方針を公表して天下に周知すること、このことを求めています。さらに地方自治体に対しては、同法第7条で地方公共団体は国の施策に準じて中小業者の発注の機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。これが基本的な中小企業に対する官公需、公の公共事業の発注の原則だといふふうに思うわけであります。

同時に、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針というものも出されておまして、一つは、今申し上げた点を強調しながら、同時に適切な競争参加資格の設定等ということもここで求めています。すなわち、近隣地域内における事業所の所在や、工事実績等を競争参加資格や指名基準とするいわゆる地域要件の設定は、地域の中小中堅事業者の育成のほか、将来における維持管理を適切に行う観点から、合理性を有している、そういう場合が多いが、過度に競争性を低下させるような運用とならないように留意すべきだということも言っているわけですね。この点を先ほど、総務課長とやりとりしたんですが、企業の数も一定の担保をしなきゃならないという二律背反の側面を持つものであります。私は、先ほど申し上げた官公需の中小企業発注を大原則に、大いに知立の入札制度については検討の余地があるといふふうに感ずるわけであります。

また、総合評価の入札については、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札業者を決定する総合評価方式の導入を積極的に進め、評価基準や実施要綱の整理と、円滑な実施に必要な措置を講じつつ、できる限り速やかにその拡大を図るものとするということも指針で明記しています。

私は、こうした法制度と今日的な状況のもとで、本陳情をしっかり受けとめていただいて、前向きな改善を求めたい、このように申し上げて、賛成

の討論といたします。

○池田滋彦委員長

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

それでは、これより採決します。

陳情第25号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、陳情第25号 入札制度の改善についての陳情の件は、採択すべきものと決定しました。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後5時25分

再開 午後5時25分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第28号 社会保障の施策拡充についての陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

陳情第28号 社会保障の施策拡充についての陳情書について、賛成の意見を述べさせていただきます。

東日本大震災により、自治体の果たす役割の充実が求められることとなっています。社会保障の拡充により、福祉の充実が望まれます。

陳情第1項におきまして、私たちが思いますに、愛知県地方税の滞納整理機構、愛知県では43市が参入しまして、平成23年度10月現在において市町村から53億7,666万2,000円の滞納事案を受け、そのうち18億9,372万円を徴収されたということです。ここ知立においても滞納者は多く、1,161件で約13億円とお金が差し押さえられました。知立市の差し押さえ件数が多いことは、滞納の対象者が多いということだと思います。生活困窮者に対する納税方法を検討し、滞納にならないような指導がこれから必要だと思いますので、十分知立市

と検討が必要と思います。

また、陳情2の地域災害などに対する福祉、防災のまちづくりについては、先月の12月7日、国土交通省中部地方整備局がこれまで言われてきた3連動、東海、東南海、南海の3連動から日向灘沖の領域と、駿河湾から九州沖に至る海溝軸付近の浅い領域の二つの震源域が加わると想定し、津波の見直しが決められました。ここ知立では津波の心配はないかもわかりませんが、5連動となると、知立市も知立市防災計画の拡充を図り、先ほども言われましたけれども、避難所の安全、避難所へ行っても避難所が安全ではないのでは困るので、そういうところの確保をしていただきたい。

それから、緊急時の防災マップはできていますけれども、避難所までの安全な移動順路、移動方法など、牛田町が実施されましたように、防災教育も本当にいざというときのために実施しなければならぬと思います。

3の陳情に対しましては、子育て支援についての中で、特に、給食費は無料にしてくださいに視点を置きました。義務教育の学校給食には学校給食法があり、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う重要な役割を果たすものであるとあります。学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し、必要な事項を求め、学校給食の普及、充実、学校における食育の推進を図ることがこの学校給食法の目的であります。そしてこの中に、費用のことが載っております。経費の負担、学校給食の実施に必要な施設、設備に関する経費及び学校給食の運用に関する経費は義務教育、小学校の設置者の負担になる。2項としましては、前項の規定に経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとあります。

しかしながら、この学校給食ですけれども、未納という問題が大きくクローズアップされております。文部科学省が2010年6月に出しましたとこ

ろ、報告を見ますと、保護者としての責任感や規範意識がないということが原因で、約60%給食費を納めていない人の意識の中がそういうふうには、60%は親の責任がないというようなことが出ております。給食費の無料化、学校給食法が定めている点などいろいろ問題はありますが、全国で給食の無料化を実施して、市の活性化をもたらしてみえるところがあります。東京都では、このことにより昭和49年から東京都23区で唯一、東京都江戸川区は学校給食費の3分の1を補助しておられます。同区の出生率は、東京都が1.0に対し1.26と東京都内の出生率を上回っているということができております。

この陳情、市の活性化に子供の登校拒否の問題等々いろいろ含まれます。この陳情、無料化には私も大賛成です。

この陳情すべてに対して賛成とは言えない箇所があります。趣旨説明内に後期高齢者医療制度をうば捨て山制度と書かれております。うば捨て山との表現は、高齢者に対し、とても失礼な表現だと私は思います。制度の不適切なうば捨て山などという表現には賛成することはできませんが、しかし、全般的に社会保障の施策拡充については賛成したいと思います。

○三浦委員

それでは、陳情第28号 社会保障の施策拡充についての陳情書について、意見を述べさせていただきます。

本陳情の自治体の基本的なあり方については、徴収事務の一つとして、愛知県地方税滞納整理機構への移管の是非が問われていますが、当市の対応としては最終判断の前であり、まだ執行されていないと聞いております。強制、強行の執行は極力避けるべきであり、整理機構への移管は慎重に慎重を重ねることとし、当市の対応を見守っていきたいと思っております。

2番目の地震災害などの対応ができる福祉、防災のまちづくりについては、総合的には対応すべきものと思っております。

3番目の子育て支援については、就学援助制度

については、当市は生活保護2人世帯については生活補助基本額の1.6倍であり、より満たしております。また、当市は民生委員の証明が必要となっておりますが、実態の確認の意味であり、必要と思われま

す。学校給食の無料化ですが、子ども手当で給食費をとという声もありますが、学校給食法により現状では無理、本人負担が妥当と思います。

現状においてすべてを支持することはできず、本陳情は不採択といたします。

○杉山委員

陳情第28号についての意見を述べさせていただきます。

社会保障の施策の拡充についての陳情書、趣旨説明のところ、先ほど高木委員からお話がありました。うば捨て山制度と言われた後期高齢者医療制度という、例えという部分に関してはどうかという部分もございます。ただ、趣旨の中に、本当に生活の、東日本大震災を受けての自治体が住民の命と、また健康な暮らしを守るとり得としての役割を果たしていくというその重要性を明らかにしていくという点については思うところがあります。その中での陳情事項の3点を述べられておられます。

最初の、本会議等でも質問等にもございました地方税の滞納整理機構、これに関しましては、西三河地区の市が今緊密に連携しての個人住民税を初めとする地方税の滞納額の圧縮ということと、また、平成26年3月31日までの3年間の時限措置という形で今回措置がとられているわけですが、平成26年度以降は、継続の有無はまた協議していくという内容になっております。対象とする案件等の高額な事件とか、また市単独では処理困難な案件というふうになっております。この納税に対する不公平感の増大、また税務行政の不信感につながるという部分で、問題点が全くないという部分ではない部分もあるかというふうにも思いますが、やはり住民の実情をつかんで相談に乗ることが大前提だという部分は感じますが、納税に対する不公平の感があってはいけないとい

う部分も含めて、まずこの実態の部分を読ん
だり見ていきたいという部分で、この陳情に
対しての賛成としては思えません。

2点目、また3点目の、2点目の地震被害に
対応できる福祉、防災のまちづくりについ
ては、私も防災に対する意見も述べさせて
いただきましたが、この8点の項目につい
て共感できる部分がございます。

3点目の子育て支援に対しましては、先ほ
ど三浦委員もお話ございました、民生委員
の証明が必要な市町村ではなくして支給を
、内容を拡充してくださいという点で、民
生委員の立場についてもいろいろな論議が
出ておりますけれども、この部分の場合
では、今、個人的なそういった個々の問
題等も含めて、民生委員が、いろいろな
証明という形が個人の個々に入らない部
分で今対応されている部分、また御苦労
をかけている部分もあるかと思えますの
で、ここの部分については配慮が必要か
なというふうにも思います。

また、給食費の無料化に対しましては、子
ども手当等の目的にも問題点ございました
が、これから給食費についても無償化に
していただきたいという点では同感でき
る部分がございます。何点かの部分で1
点、賛成とできない部分がございます。今
回のこの拡充についての陳情書に対して
は不採択とさせていただきます。

○稲垣委員

陳情第28号 社会保障の施策拡充につい
ての陳情書につきまして、民友クラブと
しまして不採択の立場で討論させていただきます。

陳情者の趣旨につきましては理解できると
ころもございますが、陳情事項にござい
ます自治体のあり方について、徴収を強
める愛知県地方税滞納整理機構に税の
徴収義務を移管しないでくださいとあり
ますが、税の徴収は自治体の業務であり
、滞納整理機構に税の徴収事務を移管す
るまでには、市は地方税法第15条、納
税緩和措置の適用や分納、減免など多岐
にわたり努力されております。徴収を強
めるものとは言いがたく、社会保障制度
の拡充からも諸事情はあるものの、納税
の義務は公平

に果たすべきでございます。

2項にあります福祉、防災については同意
できる場合がございます。子育て支援につ
きましても、就学援助制度、申請手続に
民生委員の証明は大変重要でございます
。また、学校給食については、家にい
ても学校にいても食事は必ずとるもので
あり、手だてをすべきは手だてし、原則
保護者の責任として負担すべきでありま
す。

こうしたことから、陳情第28号につ
きましては、賛成いたしかねます。

以上でございます。

○高橋委員

本件について、賛成をいたします。

私は、陳情の第2項、第3項については、
すなわち地震被害などに対応する福祉、
防災のまちづくり、これは議論の余地な
い、願意そのものを実現すべきだとい
うふうを考えます。

第3の子育て支援についても、今まで
議論をいたしてまいりました。今あつた
ように、就学援助制度について民生委員
の証明云々がありますが、知立でも相
当部分もう証明を求めています。これ、
ちょっと現状をしっかりと認識していただ
きたい。証明を求めています、これは、
どうしても地域の民生委員に聞かないと
、そのお子さんの状況がわからないとき
に限り証明を求めるという仕組みです
ので、ぜひ委員の皆さん、誤解のない
ように、正確な実態のもとで議論を重
ねていただきたいというふうに思いま
す。

学校給食の無料化については、高木委員
が見事な論旨を発表されました。まさ
に同感であります。私はその意味で、1
番目の自治体の基本的あり方の問題とし
て、滞納整理機構の問題について少し
述べてみたいと思うわけでありま
す。

納税の義務は当然であります。しかし、
生計費非課税、最低限度の生活に課税を
しないということのもまた憲法の保障し
ているところでもあります。この二つの
命題をどのように統一的に運営していく
のかというのが税務行政の難しい点で
あります。私は、知立市が差し押さえ件
数を急激にふやしていることに危惧を
持ちます。平成22年度は1,161

件の差し押さえをいたしました。これは、5年前の6.8倍であります。そのうち、129件がことしの9月時点ですが、129件が西三河滞納整理機構のほうに移転しております。精算事務、徴収事務が移転されています。

この西三河滞納整理機構というのは、平成23年4月からスタートした機構で、西尾市と碧海5市の6市で運営されている徴収困難な滞納のケースで、滞納額が50万円以上の目安を選定してこの機構に事務を移譲するという中身であります。知立が129件であります。機構に移行してからの収納率はどうかということになりますが、6市の平均で5.3%の収納率、知立市は4.8%の収納率であります。問題は、この機構に滞納が移った場合、どういう内容になっているのか。これは9月議会で中島議員も詳細に述べましたが、市との話し合いで分納して継続して納税しますという話し合いがついているものであっても、機構へその案件が送られますと機構からは一括で払いなさいと、払えなければ財産を押さえます。いわば国税徴収法に違反するような高飛車、高圧的な態度が今問題になっております。サラ金の業者でも分納を認めておりますが、機構は一括返済を要求するというところで、サラ金以上の実態が報告をされているところであります。

ならば、滞納整理機構とは一体何ぞやと、どういう組織なのかということでもあります。これは9月定例会の総務部長、ここにおみえになりますが、この答弁が明瞭であります。滞納整理機構というのは、地方自治法に基づかない任意の協力団体で、法人格を持たないというものであります。地方自治法に基づかず、任意の協力団体で法人格がないというのは一体どういう団体なのかということでもあります。これは、要綱で設置された任意団体であります。要綱で設置された任意団体がなぜ徴税ができるのか。しかも一括返済を求めるような高飛車的な徴税ができるのか、これが実は大問題であります。

なぜできるのか。総務部長は、したがって任意の組織である滞納整理機構の名において、徴収及

び滞納処分はできない。市町村名またはその市町村の徴収吏員の名前をもって徴収事務を行う組織だという答弁であります。つまり、知立市から1名、滞納整理機構に職員を派遣しております。県からも職員が派遣されて、そういう連合体で任意の組織でやっておりますが、この機構には何の権限もない。したがって、機構の名で徴税あるいは督促行為はできないことになっておりますが、実際には機構の名で封書に督促や徴税の行為が見られるわけであります。

しかも個々の差し押さえ処分について、総務部長は、市町村の市長または徴税職員が行わなければならないという答弁をされておりますが、市長決済を求めているわけでもありません。こういう実態で、とにかく納税を強圧的に行うというのが機構であります。すなわち、知立市の税務当局の窓口でやっているような実態を十分調査して、実態に合わせて分納を含め、徴税を促すという措置よりは強圧的であります。

自治体から機構に派遣された職員は、機構に参加する自治体の徴収に参加する徴収吏員証が発行されます。出身自治体以外の案件にも当たるという併任事例が交付されるわけでもあります。すなわち、知立市の職員が機構へ出張し、派遣されて、安城市の徴税行為をやるわけでもあります。こういう事例がおきるんです。これは、守秘義務に反するのではないのか、こんな越権行為はできるのか、地方公務員法でそのことを認めているのか、当然疑問が出るのであります。出身自治体以外の徴税は守秘義務違反ではないかというわけでもあります。このように、大変権限の上でも、組織の上でも極めてあいまいな機構が手を振って、申し上げたようなサラ金まがいの徴税行為をしていることに疑問の声が起こるのは当然ではないでしょうか。このことをもって納税の義務を正当化することはできないというふうに思います。

陳情書にありますように、納税滞納者の解決は、住民の実情をよくつかみ、滞納者の相談に乗ることを前提に、地方税法第15条、納税緩和措置の適用を初め、分納や減免などを大いに駆使して対応

すべきであります。まさに陳情の願意そのもの
あります。

以上の点で、本陳情に賛成をするものであり
ます。

○池田滋彦委員長

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

それでは、これより採決します。

陳情第28号について、採択することに賛成の委
員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手少数です。

次に、陳情第28号について、不採択とすること
に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手多数です。したがって、陳情第28号 社会
保障の施策拡充についての陳情書の件は、不採択
とするべきものと決定しました。

陳情第29号 国に消費税に関する意見書の提出
を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

国に消費税に関する意見書の提出を求める陳情
書について言いたいと思います。

国民の生活は医療、福祉、介護、年金、教育な
ど不安材料ばかりです。住民の命、健康、暮らし
を守るために消費税の引き上げはしないほしい
と思います。陳情者の趣旨に大いに理解できます。

まず、増税となった場合、正直なところ増税を
好意的に受け入れられません。消費税を増税す
る場合、税収が増加すれば国民への行政サービス
等が向上することを望みます。今まで満足でなか
った行政サービスが充実したり、新たなサービス
が新設されたりするという結果になると期待しま
す。福祉や社会保障や子育て支援及び教育に関す
る補助などの分野で、増加した税収が役立てても
らえると思います。消費税は地方消費税交付とし

て、一般財源になっているのも事実です。私たち
の生活にも欠かせないものです。

消費税5%のうち、国4%、地方分が1%徴収
されており、地方分の2分の1が都道府県に、残
りの2分の1が人口と従業員数の割合で市町村に
分配され、国から県を通して、市に対して交付さ
れております。平成22年度、知立市の地方消費税
交付金は6億2,000万円となっております。

消費税を引き上げることはよいことのように
すが、幾つかの問題点が考えられます。大きなデメ
リット、家計部門の消費を引き下げることによ
って国内総生産を引き下げることになります。消費
税率の引き下げでどの程度GDPを抑えてしま
うかということ、例えば計算式によりますと、消費
税が1%上がることによってGDPが0.28%低下
するという事です。またこの研究では、同じく
1%の消費税を上げても、やはり0.4%低下する
と試算されています。

1997年、消費税引き上げのバブル崩壊による
経済状況の改善のおくれがありました。消費税を
3%から5%に引き上げたことをきっかけに我が
国の経済が大きく低迷し、その結果、同年11月の
金融システム不安が発生し、山一証券が3兆
5,000億円の負債を抱え、自主廃業を決定とい
うことがありました。

その経済状況にもよりますが、消費税の引き上
げは経済にとっては大きなマイナス要素があり
ます。消費税ではありませんが、今年10日の未明、
2012年度税制改正大綱の閣議決定がありました。
紙面には、自動車税、自動車重量税の一部減税で
500億円の財源不足となるということが書かれて
おり、そして、ここには問題も大きく残りました。
反対に、住宅賃金の贈与非課税枠の延長、拡充な
どが決定されました。消費税に限らず、どのよ
うな税の仕組みにもメリット、デメリットがあるよ
うに思います。

問題は、消費税やその他の税が市民に公平に反
映されるかどうかとなります。他国の消費税の実
態は、食料品など生活必需品には軽減税率を適用
する工夫がされております。例えば、20%の標準

消費税を適用しているイギリスでは、食料品を購入する場合は、税率はゼロ%となっております。同じく19%の標準税率を実施しているドイツでは、食料品の購入には7%と低い税率をしております。我が国の消費税の仕組みでは、特定品目に関係なく、同じ税率となります。所得の低い人の税負担も、高い人の税負担も同じということになっております。

また、市議会議員の報酬が問題視されていますが、国会議員の一月129万4,000円での給料、そして文書交通費が月に2回、50万円ずつ払われ、一月230万円、そして、それに対して立法調査費、公設秘書3人の場合は、1人の議員で1年間6,400万円も必要とされています。東日本大震災の折、4月から9月まで6カ月間各議員が月額50万円減額し、その総額が21億6,000万円になり、増税を言う前に、まず歳出の無駄を徹底的に改めてもらいたいと思います。

2010年から行われた事業仕分け、廃業、事業の縮減など、行政の透明化は進んだものの、民主党が総選挙のマニフェストで掲げた諸政策を行うような財源は思うように集まらないのが現状です。東日本大震災と福島原発の復興支援の名のもとに消費税を上げるということは、ますます経済の発展の足かせとなります。市民生活において、消費意欲の激減につながるものと思います。

したがって、政策研究会はこの陳情を賛成いたします。

○三浦委員

陳情第29号 国に消費税に関する意見書の提出を求める陳情書について、意見を述べさせていただきます。

東日本大震災の復興財源が6,000億円と言われているのですが、それに充てるべき公務員の人件費削減案の2年間、7.8%を削減する法案が先送りされております。現在注目されている消費税の増税は社会保障費の年金、医療、介護支援、子育て支援など、目的税化した消費税として使われるのであればやむを得ないものと考えます。しかし、消費税は中小企業や震災被災地の方々にも同様にかかる

ものであります。政府においては、無駄の削減や政官の身を削る法案の制定を早急に行い、国民の意見を十分に聞き、納得のいく消費税の対応を願うものであります。

したがって、本陳情に対しましては不採択いたします。

○杉山委員

陳情第29号 国に消費税に関する意見書の提出を求める陳情書に対して、採択の立場でお話をさせていただきます。

我が党は、社会保障と税の一体改革ということで、社会保障の全体像を明らかにすべきであるというふうに訴えております。例えば、年金で言えば、加算制度を導入することによって低所得者に対する対応を、また、より今の制度を強化する観点からも提言させていただいております。まずは、今の社会保障制度の全体像を明らかにして、このコンセンサスをつくることから作業しないと理解が得られないという考え方を持っております。その上で、何か初めに消費税増税ありきという議論は成り立たないというふうに思います。

今回の陳情に対しましては、今の税率を上げないということに関しまして、陳情書に対して採択の立場とさせていただきます。

○稲垣委員

陳情第29号 国に消費税に関する意見書の提出を求める陳情書につきましては、ただいまの三浦委員の討論と同様でございまして、民友クラブとしまして、不採択の立場で討論に参加させていただきます。

財政再建と社会保障制度の維持、地方分権のための安定財源などの観点から消費税への期待は大きく、東日本大震災と福島原発事故によるかつてない被害からの復興と、社会保障の充実を図るため、国において医療、介護、年金など、社会保障と税金のあり方などが抜本的な改革を進める中で消費税についても当然議論されております。陳情者の申される消費税は、所得の低い人ほど負担が重い最も不公平な税金とは言いがたいと考えます。

よって、こうしたことから、陳情第29号につき

ましては賛同いたしかねます。

以上でございます。

○高橋委員

私は、本件に賛成をいたします。

今、野田内閣が進めようとしております税と社会保障の一体改革とは、社会保障制度の大改悪をやりながら、消費税を2倍にするという、これまでのどんな庶民増税、社会保障改悪にもなかった最悪のものであります。それは、世論調査で野田内閣の支持率を厳しく引き下げている要因でもあります。

社会保障改革のメニューは、かつての自公政権下で、構造改革の名のもとに大きく後退した社会保障制度をさらに一層切り捨てて最悪の水準に切り下げるものとなっています。その詳細は、本定例会に提出されております市民福祉委員会所管の陳情書の内容でも明らかであります。

社会保障の大改悪と一体の消費税増税などは論外だと厳しく追及したいわけでありまして、社会保障改悪のどれをとりましても、そして消費税増税そのものにおきましても、2009年総選挙で民主党が掲げた公約を真正面から裏切るものであり、絶対に許されるものではないと確信をいたします。社会保障の財源をどうするのか、ここが問題であります。

朝日新聞の12月13日付に次のような記事が載っております。消費税、中小企業圧迫、滞納年間300億円以上、こういう見出しであります。経営が苦しく、消費税を滞納している中小企業が少なくない。価格に消費税を上乗せできず、負担を抱え込んでいるためだというふうに言っております。中小企業は、仕入れで払う消費税がふえても、増税分を販売価格などに上乗せできない例が多い。1年間に発生した消費税の滞納額は、89年の税導入時期からふえ続け、3%から5%に上がった翌98年度には、最多の7,249億円にはね上がった。そして現在、所得税、法人税などを含めた国税全体の滞納額6,836億円の半分以上、消費税の滞納が示していると述べているわけでありまして。

所得の少ない人に重くのしかかる消費税増税は、

だれの目にも明らかであります。社会保障の財源として最もふさわしくないものだと考えます。社会保障の財源は、応能負担、負担能力に応じた負担の原則を貫いてこそ確保すべきではありませんか。私ども日本共産党は、社会保障の改悪を中止し、次の三つの内容で財源を段階的に確保しながら多段階、連続的に社会保障の拡充に踏み出すことを求めています。

第1は、政府が予算化している法人実効税率の引き下げ、大資産家への新たな減税を中止し、1機80億円もするあの戦闘機、軍事費、大型開発、原発関連予算、政党助成金などを聖域から外して歳出の無駄にメスを入れることであります。

第2に、富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革を実行いたします。これまで行き過ぎた減税を見直して、欧米で検討されている富裕層への課税強化が必要だと考えます。

第3に、国民全体で社会保障の抜本的拡充の財源を支えるため、所得に応じた負担を求める税制改正が必要だと考えます。

過去最悪の税と社会保障の一体改革を許さず、今申し上げた点で財源づくりにお互いが汗をかくべきではないでしょうか。

以上の点から、本陳情に賛成するものであります。

○池田滋彦委員長

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

それでは、これより採決します。

陳情第29号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手少数です。

次に、陳情第29号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手多数です。したがって、陳情第29号 国に

消費税に関する意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第40号 「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

陳情第40号 「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情書に対しての意見を述べさせてもらいたいと思います。

今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初、想定外という言葉に代表されるように緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となったようです。世界の多数の国々は、今回のような大規模自然災害時には非常事態宣言を発令し、政府主導のもとに災害救援と復興に対処しているようです。我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防団の初動体制、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、救援が遅くなったということを想定、考えなければならなかったことだと思います。

また、原発事故への初動対応のおくれは、事故情報の第一発信先が国ではなく、事故を起こした東電当事者というところにも大きな問題がありました。原発事故は国の大問題です。また、今後外部からの武力攻撃、テロ、大規模自然災害を想定した場合のため、緊急事態基本法というものが考えられているということで、私も今回、初めてここを勉強させていただきました。

この法案は2005年に自民、民主、公明の3党合意が得られ、緊急事態法では安全保障法体系の基本法かつ全体の危機管理のための法を包括した位置づけとして想定されています。今ある安全保障基本法をめぐる議論とも関連し、極めて重要な議論を起こしております。日本国憲法を改正し、国家緊急権を盛り込むかどうかとも議論されております。しかしながら、震災後、拓殖大学森本教授は、3月17日にこの震災を機に緊急事態基本法を整備しなければならないということを言ってみえます。

東日本大震災は、戦後日本が直面する最大の国家危機でもあり、試練でもあります。何よりも被災地への救援支援が急務である。首相は被災地へ訪問するよりも何よりも被災民が困っている食料、水、毛布、トイレなどを一刻も早く届ける努力をすべきではないか。情報管理をしてほしい、東日本大震災は災害規模が尋常ではなかったということで、緊急事態基本法の整備がいち早く行わなければなりません。

災害による原発事故に対し、原子炉の安全管理等、速やかに行うべきです。このときに、官邸機能が全く機能しなくなり、国の緊急事態が発生したときに官邸が動けないというのもこれは問題でした。

また、東日本大震災の総合対応に対する学協会連絡会、早稲田大学の教授は、大震災を受け、緊急事態基本法の整備を早急にし、この先生は大規模災害に備えるために、多岐にわたるところの災害対策基本法、防災基本法、防災計画、災害の全容を早期に把握するための情報収集、情報の統合のあり方、防災、減災のための国、自治体、地域の組織づくりの緊急な改正が必要だ、幅広い分野で網羅する必要があるということで、2005年にできました緊急事態基本法の言葉をかり、必要性を言われました。

基本的にこの陳情は武力攻撃、テロ、中国尖閣問題、北朝鮮ミサイルの脅威など述べられておりますが、3月17日に発生した大震災に係る緊急事態基本法になるものなら、私どもは賛成をしたいと思います。内容には国会、日本国憲法に改正にかかわる陳情内容があり、不採択とさせていただきます。

○石川委員

緊急事態基本法の制定を求める意見書ということでもあります。

きょう、早朝からこの陳情者の石原さん、ずっと傍聴席におられますが、趣旨説明を受けました。そのときには、比較的石原さんの個人的な意見も相当入ってございましたけれども、私はこの緊急事態基本法というのは、やはり日本の国という骨格

を持っている以上、こういう法律がないということ自体が全く不思議な現象ではないかなと、私はそのように思います。世界の独立国でこういう基本法がない、緊急事態に対して何の対応もできないという国はまずないのではないかなと、そんなふうに思います。

最近の日本を取り巻く周辺諸国、中国、韓国、そしてまたロシア、領土問題等におきましてもいろんな事態が起きております。つい最近は、韓国と中国、大変な問題になっております。漁船とのトラブルでありますけれども、このことはいつまた日本でも起きるかもわかりません。日本は今までアメリカという傘の下にありました。したがって、そういう危機感はほとんどなかったし、また都市におけるテロ行為もほとんどありませんでした。テロに対してはアメリカに向かってのことで、日本はまだその次だということで、まだ何もありませんでしたが、これからはだんだんこれが違ってくるのではないかと。アメリカの抑止力もだんだん、経済的な意味、あるいは日本の隣国であります中国の非常な大きな力、そういうものをかんがみるときに、このテロという行為などがまた日本に向かって起きる可能性というのは十分あります。

また、現在の憲法の中には戦争放棄という項目がございますけれども、国防条項とか、あるいは非常事態への対策、3月11日のそういう事件もございました。そういうものに対しての条項は一つも含まれておりません。ここらでやはり憲法の議論も、これは超党派でやらなくてはならない時期に来ているのではないかと思います。

何はさておいても、緊急事態が起きたときに政府が単独で何もやれないということが、この3・11の災害において実証されたようなものです。それがおくれたおくれたということでもありますけれども、内閣には何らそういう法で守られたものがありません。やれませぬ。国会の審議においてからしか動けない、そういうこともありますし、やはりそういうことも考えれば、緊急事態基本法というのは早急に設定すべきだと、そのように考えます。

したがって、この陳情に対しては採択ということをお願いいたします。

○杉山委員

緊急事態基本法に対する制定を求める意見書の提出を求める陳情書に対しまして、意見を述べさせていただきます。

緊急事態基本法は、国民の生命、財産が脅かされる重大で切迫した事態に対処するために、国としての迅速かつ適切に対処する基本法として危機管理のあり方、天災、自然災害、また人災、ヒューマンエラーとも原子力発電所の臨界事故等、また列車の事故等、安全体制の構築として、2005年に3党合意でこの基本法の制定に対して合意がされました。

今回の東日本大震災を受け、この点に対して先ほど各委員がおっしゃられたとおりの部分がございます。この基本法に対するこの3党合意に至った部分でもいろんな問題点が出たかというふうに思います。きょうは朝から陳情者の方も参加していただきまして、陳情に対する御説明がございました。趣旨説明等のお話のあった点で、何点か日本国憲法の改正等、またいろんな含めた角度のお話もございました。基本的この緊急事態基本法に対する考え方の時点の部分で少し疑問の部分もございました。

我が党としては、先ほど申しましたように、この東日本大震災を受け、国としての緊急事態に対する部分のやはり初動の部分でおくれをとった部分での法としての想定を持っていただきたいというのは前提でございます。しかし、それに対する平和憲法に対する部分の改正等の観点からの趣旨という部分に関しまして、考えるべき点もございまして、今回は不採択とさせていただきます。

○稲垣委員

陳情第40号 「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情書につきましては、ただいまの石川委員の思いと同様でございまして、民友クラブとしまして、採択の立場で討論させていただきます。

憲法はあくまで国政によるそれぞれの分野の理

念を示すものであり、現在1947年に制定されました教育基本法を初め、多くの基本法が制定されていますが、そもそも緊急事態には我が国をどうするといった憲法の理念がないため、東日本大震災のように想定外の緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となってしまったことは明らかでございます。

こうしたことから、陳情者の思い、陳情第40号につきましては賛成させていただきます。

以上でございます。

○高橋委員

陳情第40号に反対の立場で意見を述べたいと思います。

陳情者は、東日本大震災の初期対応の甘さ、また原発情報の第一報が国ではなく東電にあったことなどを指摘し、民主、自民、公明3党が合意した緊急事態基本法の早期制定を求めています。

確かに、未曾有の大震災の政府の対応は極めて重大なおくれであります。それは、初期対応のおくれのみだけでなく、今日でもその対応には重大なおくれがあると痛感しています。例えば、福島県の避難者は現在も15万人を超えており、5万8,000人は福島県を離れて避難をされています。汚染廃棄物の仮置き場すら決まらずに、除染の重大な障害になっています。

食品の検査体制、長期的、系統的な健康管理の体制も不十分であります。暮らしと生業の再建、復興は目に見えておりません。このおくれは、緊急事態基本法があれば解決できるのかということが当然問題にされてしかるべきであります。

また、原発事故についても極めてずさんであるわけであります。政府、東電の情報隠し、あるいは無責任ぶりに怒りの声が広がっているのも明瞭であります。

きょうの中日新聞に次のような記事がありました。今、中日はレベル7の安全神話の源流について連載記事を打っております。自己資産公表されずというのがきょうの記事であります。1958年に日本で最初の茨城県東海村の東海原発の商業炉としての許可が決定した、このときのくだりを報じ

ているわけであります。科学技術庁は、日本原子力産業会議に委託して、原発事故を想定した被害を試算していた。50キロワット用の原発では最悪で死者が720人、避難者が1,760万人、損害額は当時の一般会計予算の2倍以上の3.7兆円、こういう被害想定試算がされていましたが、国はこの報告書に持ち出し禁止の判を押したわけでありまして、そして、40年近く封印のままになったわけでありまして、政府は、事故が起きて安全、この主張を譲らなかったわけでありまして、この報告書が漏れれば安全神話が崩れ去るからであります。

このように、現在の原発の複雑な事故の様子は、緊急事態基本法があれば解決するというものではなくて、安全神話を振りまいて、全く手を打ってこなかった原発行政そのものの欠落から生まれている内容であります。

陳情者は、東日本大震災を入り口に緊急事態法の制定を求めていらっしゃいますが、今起きている東日本大震災のおくれは、個々の幾つかの理由に立脚したものであって、これを一つにくくって緊急事態基本法に結びつけることについては、やや早計ではないかと言わざるを得ません。

緊急事態基本法は、まさに有事法制そのものであります。そのかなめをなすものにほかなりません。緊急事態法における緊急事態とは、外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃を想定したものであります。これは、我が国の憲法がこういう場合に武力で対決するのか、この問いに、そうではない、話し合いと民主的な措置によってこうした緊急事態を生じないような外交努力を行うことを憲法の基本にしているわけでありまして。

また、申し上げたように、今回の東日本大震災のように、自然災害は原因も違えば、事態の内容も異なってくるのは当然であります。それを一くくりにして対処する仕組みをつくるということは、我が国社会と国民生活のすべてを有事法制体系に持ち込もうという、こういう流れと軌を一にするものであります。

基本法では、緊急事態においては作戦計画の障害となる土地や建物の私有権、これを担保せず、

これの収用、あるいは住民の排除、財産や人権及び権利を制限する、このことが前提になるものがあります。この措置は、日本国憲法の諸規定、その根幹に抵触する可能性があるわけであります。したがって、国会で自民、公明、民主の3党多数で合意しながらこれが成就しないのは、日本の憲法の根幹に抵触するという根本的な問題をはらんでいるからであります。

私は、以上の点で、東日本大震災のおくれを理由に、その出口で緊急事態基本法の制定を求められるこの願意には到底賛成できないものであります。

以上で反対討論といたします。

○池田滋彦委員長

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

それでは、これより採決します。

陳情第40号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手多数です。したがって陳情第40号「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

陳情第42号 東日本大震災発生の日に全官庁施設に半旗掲揚を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

陳情第42号、東北関東大震災ではいまだに死傷者の全容が把握できておらず、被災者の方も数多く避難所での生活を余儀なくされております。市によって、震災で亡くなられた方々の皆様に哀悼の意をあらわすために、当分の間というか、時期を決めて庁舎に掲げる国旗を半旗にされたところもあるようです。当市においては、それはされなかったということをお聞きしました。

頑張れ日本の言葉とともに日の丸が描かれています。この陳情の半旗の意味は意味深く、復興に

向けた願いが伝わってきます。半旗に限らず、復興の願いは強烈にあります。日の丸が半旗であろうが、すべて上がっているように、私には構わないと思います。半旗を掲げる期間など、規定、基準は全くなく、それぞれのまち、市町村、そして個人の思いのものです。

3月11日の東日本大震災は、確かに未曾有の大震災です。しかし、ほかの地域でも忘れられない、歴史に残るような大震災や惨事があります。世界で唯一の被爆国、広島、8月4日、長崎の8月9日、関東大震災があった9月1日、阪神淡路大震災の1月17日、新潟中越地震、10月23日、奥尻島の7月12日、私たちの愛知県を襲った伊勢湾台風は9月26日など、多くの被災者、犠牲者を出した災害は数多くあります。

東日本で被災された皆さんの生活が早期に復興されますことを心より願い、心穏やかに送られる日が来ることを願っていますが、全国での半旗については、先ほども言いましたように、各地で起こったさまざまな災害、被災者、犠牲者の状況を考えますと、この3月11日のみの全庁に半旗掲揚の陳情はふぐあいのように思えます。

地方それぞれの歴史、地方自治体の考えに基づいたものだと思うので、知立政策研究会としましては不採択とさせていただきます。

○石川委員

陳情第42号、東日本大震災発生の日に全官庁施設に半旗の掲揚をという趣旨でありますけれども、この趣旨自身はある程度わからないことはないんです。これは100年に1度ぐらいの大震災かなということでもありますけれども、やはりこの平成23年3月11日というのは、確かに国民にとってのメモリアルデーであるとは思いますが、それはもう全国民の心の中にちゃんとあるものでありまして、強いて全官庁の施設に半旗をということを知立市議会から提案するということはちょっと僭越な話ではないかな、そぐわない陳情ではないかなと、そう思いますので、私は不採択でお願いしたいと思います。

○杉山委員

東日本大震災発生の日に関公庁施設に半旗掲揚を求める意見書の提出を求める陳情書に対しまして、不採択の立場でお話をさせていただきます。

陳情者が半旗を掲げることに、特に被災地に位置しない地方の我々にとって端的に弔意をあらわすことができる最良の一つであると思いますという文面もごさいます。陳情者の思いの部分ではそのようになるかというふうに思いますし、ただ、できる最良の一つであるという点も含めて、半旗を掲げることが私たちの思い、また死者の方々、被災された方々への思いというふうには感じません。それ以上に、私たちが今本当に支え合う心で、またそれを行動にしながらいち早く復興の手助けとなる形として、私たち議員として、政治家としては、また施策に対しても一つ一つをやっていくことが仕事かというふうに思います。

今回、この全国の官庁での公的施設で捧げることに対する意見書に対しましては、各自治体で自由な形で考えていけばいいというふうに思いますので、こちらに対して不採択とさせていただきます。

○稲垣委員

陳情第42号 東日本大震災発生の日に関公庁施設に半旗掲揚を求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、民友クラブとしまして不採択の立場で討論させていただきます。

国際社会では、国旗は慶事のほかに国家的な弔意をあらわす際には半旗を掲揚します。これが国際的な追悼の儀礼、作法であります。不幸にも降りかかった大震災の1周忌の当日において、我々も常識的な国際儀礼に従って同様の作法で追悼すべきかと思いますが、しかしながら、さまざまなイデオロギーを考慮し、全庁施設に半旗掲揚を求める陳情第42号につきましては賛成いたしかねます。

以上でございます。

○高橋委員

本陳情に反対をいたします。理由を申し上げます。

東日本大震災と同時に起きました東京電力の福

島原発の事故から9カ月が経過をいたしました。東京の明治公園での原発ゼロを目指す大集会を初め、全国各地で原発反対の集会や署名行動が広がっています。その広がりを受けて12月13日、東京都内で原発をなくす全国連絡会議が開かれました。この会議で決まったことは、来年の3月11日、あの被災の日であります、全国一斉にあの国民の辛苦の対象になっている原発をなくそうということ、3月11日、東京で大きく打ち上げながら、全国各地で一斉に行動し、再び原発の被害から国民を救おうじゃないか、このような大運動が提起されました。まさに3月11日というこの日をそういう形で迎えようとしている皆さんがいっぱいいることを、私は敬意を持って報告したいと思います。

先ほどもありましたが、1923年、大正12年9月1日、午前11時58分、マグニチュード7.9の関東大震災が襲いました。以降、9月1日はいわば防災の日という形を銘打って、知立でもそうですが、全国各地であの震災を再び起こしてはいけない、教訓に満ちた形で全国各地で防災が繰り返されているわけでありまして。

昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建築物である法隆寺の金堂が炎上いたしました。そして、大変多くの衝撃を受けました。文化財の消失に心を痛め、この日を文化財保護防火デーとして、現在知立市でもあの知立神社の多宝塔を初め、文化財擁護の運動に展開をしているわけでありまして。

私は、3月11日という日をそういう位置づけで再びあのような震災や原発被害を起こさない、国民の決意と意思を一つにする、そういう日にすべきだというぐあいに考えるわけでありまして。

陳情者は、その日に官公庁に半旗を掲げるように求めておられます。陳情者は、この9月の議会に市議会の本会議場に国旗を掲げようということ、陳情された方と同一であります。この方はよほど国旗に強い思いがある、私は思います。それは、その方の御自由であります。本当にそう思われるなら、まず御自宅で3月11日に半旗を掲げられた

らどうでしょうか。

日本の国歌国旗が決まったことは私もよく承知しております。しかし、それは斉唱の義務も掲揚の義務も法律では課しておりません。なぜ課さなかったのか。まさに内心の自由であります。

今、NHKで朝のテレビドラマをやっています。ちょうど夫が戦争に取られる、お友達が戦争に取られ、戻ってきて廃人になっている、このあたりを当時の質素儉約をベースにした物語が展開しておりますが、あのおとき出征兵士に万歳をして振られたのは日本の小旗である日の丸であります。これと相リンクして、あの12月8日、真珠湾攻撃が相重なって重い戦争の悲しみと国旗、そして国歌が連動している皆さん方もたくさんおいでになるのではないのでしょうか。まさに内心の自由であります。私は、その内心の自由を十分尊重するならば、少なくとも官公庁に向けて国旗を掲げよう、半旗を掲げよう、官公庁が掲げたら君たちも掲げなきゃだめだと言わんがばかりのこうした考え方には賛同できないというのが私の率直なところがあります。

以上で本陳情に対する不採択、反対の討論いたします。

○池田滋彦委員長

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

それでは、これより採決します。

陳情第42号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手ゼロです。

次に、陳情第42号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、陳情第42号 東日本大震災発生の日に関し全官庁施設に半旗掲揚を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択す

べきものと決定しました。

陳情第43号 自衛隊等の大震災救助活動に対して感謝の決議を要望する陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いします。

○高木委員

陳情第43号に対する意見を述べさせてもらいます。

東日本大震災で多くの命が自衛隊により救助されました。自衛隊員の皆様には、大変な御苦労があったとお聞きしました。人命救助のほか、行方不明の捜索など、警察官、消防隊員と協力のもと、必死の捜査で体力的にも身体的にも大変御苦労と聞いております。

この陳情の自衛隊などの皆様の活動に感謝とありますが、民間人ボランティアの活動を見逃すことはできません。東日本大震災支援全国ネットワークは、東日本大震災における被災者支援のために結成され、全国の災害支援関係のNPO、NGO等、民間団体のネットワークで3月14日から暫定的に活動を開始されています。被災地地域の社会福祉協議会などと協力してボランティアの募集、そして支援の内容までコーディネートして、被災者のニーズに当たった支援は現在も継続されています。そして、日本のみならず多くの海外からの支援を見逃すこともできません。

9月1日に防衛省統合幕僚監部統幕長が、8月31日をもって3月11日から続いた東日本大震災に係る大規模震災被害派遣が終結したことを報告されました。その中では、福島県内での活動については、現在も生活支援等実施していること、当面の間、陸上自衛隊北陸・東北方面隊が継続する、そして福島原発の事故に伴う除染作業は、12月7日から陸上自衛隊の手によって進められているという報告がありました。また、その中で統幕長は、災害発生同時に米国から陸、海、空、海兵隊で編成されたジョイント・サポート・フォース1万6,000人が派遣され、被災地で懸命に活動する姿を称賛され、日米のきずなを改めて認識し、心から感謝すると、ここで防衛省は感謝を述べられて

います。

震災発生を受けて3月11日の15時14分に設置された内閣府緊急災害対策本部には、5月17日までに海外の156カ国、そして41の機関が支援を表明し、28の国・地域、53の国から支援物資を受け入れることができたという報告がありました。東日本大震災に民間ボランティアが参加し、災害から61日目の5月11日で27万6,300人がボランティアとして参加されたことが数字として出されています。そして、今なおその方たちは続いています。

災害救助活動とは命の危険を救うものだけではないと思います。助けられた人々の心が少しでも平穏になれるような支援も救助活動だと思います。瓦れきの中から思い出のアルバムを探し、その写真をきれいにすることも被災地の立派な救助活動だと思います。

この陳情は、自衛隊などのまことにとうとい献身的働きに対し、敬意と感謝の意を表明されるとありますが、災害救助活動に対する感謝は自衛隊など任命によって活動された人たちだけではなく、もちろん自衛隊にもそうですが、民間ボランティアで支援してくださる人たちにも感謝の気持ちを一番に伝える必要もあると思いますので、この陳情は知立政策研究会としまして、不採択とさせていただきます。

○石川委員

自衛隊の活動というのは、この大震災においては大変な活動であったと思います。余り大きく報道されない部分もありますけれども、自衛隊員、そしてまた警察官、あるいは消防団員、それから海上保安官と、そういうような方々、関係する人たちはもう本当に誠心誠意努力をされているということは、我々はほとんど国民の全部はわかっているのかなど。しかし、余り報道はされません。当たり前だと言えば当たり前であります。自衛隊なり警察官なりは、やっぱり日常業務、そういうものもあるわけでありますから、その中での支援、救助活動ということも言えないことはないわけであります。

しかし、そういう修羅場といますか、そうい

うところで作業をするということは、やはり自衛隊の隊員しかありません。これには大いに感謝の意を表さなければなりません、当然自衛隊という隊でありますから、いろんな災害地へも駆けつけ、救援活動を今やっております。また、戦争のための自衛隊ではありませんから、救援活動というのは第一目標のものではないかなと、そんなふうに思います。したがって、その活動に対する感謝の意は大いにすべきだと思います。

しかし、この陳情書の中で感謝の決意を表明しろということではありますが、それはそれなり皆さん、心の中では感謝の意を持っておると思います。そういう業務に当たるのは自衛隊、自衛隊という存在は、やはりここでもう一度その存在というものもしっかりと国民の皆さんは認識すべきだと思います。こういうことの作業ができるのは自衛隊しかないわけであります。後からボランティアの方々が行きますが、じゃ、死体の収容はできますかと。それはなかなかそんなこと言うだけ無理な話でありまして、そういうためにもそういうしっかりした自衛隊というものがあるということ、このことの認識は持たなければならぬし、やはり感謝の意も持たなければならぬと、そんなふうに思います。

しかし、それを議会のほうで決議して感謝を要望するというように高圧的に言われても、これはそれぞれの思いもあります。皆さん方、それぞれの報道等において、そういう認識は恐らく持っておられると思います。

したがって、議会でこれは決議しなければならないというようなものではないと思います。議会でこれを採択しなければならないというようなものとは違うものではないかと、そんなふうに思いますので、これは不採択でお願いしたいと思います。

○杉山委員

自衛隊等の大震災救助活動に対して感謝の決議を要望する陳情書に対しまして、意見を述べさせていただきます。

この3月11日以降、本当に我が身を顧みずの自

衛隊の方々の活動に対しまして、感謝の意を申し上げます。また、ともどもに今、復興に携わっていらっしゃる民間ボランティアの方々に對しましても感謝の意を表します。

そういった意味で、今、自衛隊の方々御自身の命をも顧みずに活動された思いもこの文面の中でも感じますし、また、今の除染作業等も含めまして、本当に思い余る点もたくさんございます。

先ほど、石川議員おっしゃいましたように、今回のこの陳情に対しましては感謝の決議を知立市議会として要望するという案件ではないというふうに感じます。この思いはすべての国民が持ち、また感謝とともに御自身のボランティアに対する、またこの災害に対する思いを強くしておりますので、今回、この決議を陳情とする案件に関しましては不採択とさせていただきます。

○稲垣委員

陳情第43号 自衛隊等の大震災救助活動に対して感謝の決議を要望する陳情書につきましては、民友クラブとしまして不採択の立場で討論させていただきます。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、我が国の観測史上最大の規模であり、地震、津波に加えて原子力発電所における重大事故によって想像を絶する甚大な被害をもたらしました。被害地の自治体組織や防災組織が壊滅的打撃を受ける中、自衛隊を初め、消防や警察、医療機関関係者の方々には発災直後に被災地に入り、人命救助や行方不明の捜索、遺体の収容、負傷者の搬送や被災者の生活支援、瓦れきの片づけなど、困難な作業に挺身されました。このような自衛隊等のごとく献身的な働きにつきましては、敬意を表する思いは陳情者と全く同様でございます。しかしながら、当然の職務の遂行であることも事実であります。改めて検証し、敬意と感謝の意を表明する決議を要望するのはいささか疑問に思うところもでございます。

よって、陳情第43号につきましては、賛成いたしかねます。

以上でございます。

○高橋委員

私は、陳情第43号に反対をいたします。以下、理由を申し上げます。

12月5日の中日新聞に、津波時刻半数知らず、消防団員連絡手段なく、被災3県というショッキングなニュースが載りました。東日本大震災で254人の消防団員がとうとい命を亡くされたわけであります。この3県、沿岸の消防隊員のうち、半数が津波の到達予測時刻を知らなかったということが総務省の消防庁の調査でわかったというわけであります。水門閉鎖や住民の避難誘導に携わった団員の多くが無線などの連絡手段を持っていなかったためと言われております。被災直後の午後2時49分に発令された大津波警報を4人に1人の消防団員が知らずに、津波到達予想時刻は全体の52%が把握できていなかったというんです。10メートル以上に更新された津波の高さ情報をすべて把握していたのはわずか17%だった、こういうショッキングな記事であります。

岩手県陸前高田市は51人の消防隊員が死亡、不明となり、被災市町村で最多の28人が犠牲となりました。ここの団長が、正しい情報が得られていれば多くの団員が死なずに済んだかもしれないのに、こういうコメントを発しておられます。まことに同慶の至りであります。今回の消防団員の水門作業によるこのような死亡、実は我が党の当該地方議員も亡くなっております。この議員は、津波が来るぞと言って、早く避難しなさい、早く避難しなさいと言って誘導しながら、みずから津波にさらわれたわけであります。こうした命をも顧みない救援活動によって、多くの人々の命が助かったということも事実であります。私は、その行為に心から敬意と感謝を申し上げるわけでありませぬ。

陳情は、自衛隊等の大災害救助活動云々というふううたわれておられて、陳情の表題も内容も、やや自衛隊が突出しているのではないかという感じを受けざるを得ません。救助活動を自衛隊に特化し、この大震災を入り口に自衛隊の市民権をとりわけ印象づける、こういう内容というのは

いかなものかということを最初に申し上げざるを得ないのであります。

清水寺のこしの漢字は「絆」であります。未曾有の災害に国民的支援が寄せられましたが、だれに強制されることもなく、みずからやむにやまれない人間の定めとして決意して救援活動に参加されたのではないのでしょうか。知立市でも消防署員、あるいは市の幹部、あるいはゼロ泊3日のボランティア、多くの皆さんが参加をされました。

きょうの朝日新聞には、帰らなかった写真3,364枚、津波で流され回収、これが文化会館で写真展が開かれているということを報道されております。私は、こういう方々の行為に接するときに、これらの行為は見返りや報酬、あるいは自分がこのことをしてあげたから何か反対給付を求める、そういうちやちな行為ではなかったのではないかというふうに思うわけであります。したがって、市議会がいわば厚かましく感謝決議をするというのはいささかうがった行為ではないのではないか。これは、ボランティア活動に参加された人々、とうとい命を落とされた人々の心情にも合致しないのではないか、私はそのように思えてならないのであります。もっと崇高な、人としてもっとたっとばれるべきそういう崇高な行為ではなかったのではないかというぐあいに思うわけであります。

私は、地方議会が行う行為があるとすれば、それはまさに地方から国に対し、震災復興をもっともっとしっかりやれ、このことを発信することであり、引き続き具体的な復興の手助けができることがあるとすれば、地方からさらに進んでこのお仕事を支援するというのではないのでしょうか。そして何よりも、この東海地区で予想される5連発の震災予測、これに対して知立市民の命と安全を守るために、私たちはこの地域で東日本大震災のあの災害の教訓をしっかり受けて、この地域であのような被災にならないように全力を尽くすことが私どもの任務ではないのか、このように感ずるわけであります。

したがいまして、本陳情には意にそぐうわけに

はまいらない、私としては賛成できないということを表明したいと思えます。

以上です。

○池田滋彦委員長

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

それでは、これより採決します。

陳情第43号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手ゼロです。

次に、陳情第43号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○池田滋彦委員長

挙手全員です。したがって、陳情第43号 自衛隊等の大震災救助活動に対して感謝の決議を要望する陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後6時53分

再開 午後6時54分

○池田滋彦委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

陳情第40号 「緊急事態基本法」の制定を求める意見書提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案文でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田滋彦委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長、議長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

以上で本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池田滋彦委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後6時56分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証する
ためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長